

青森市地域福祉計画

- 地域支え合いプラン -



人と人が つながり 支え合い 共に生きる まち



青森市

平成 28 年 3 月 策定

令和 3 年 2 月 一部改定

目 次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	4
4 計画の推進	4
5 青森市総合計画前期基本計画との相関図	5
第2章 地域福祉の現状	
1 地域福祉に関する市民の意識について	6
2 地域福祉の担い手について	11
3 地域における人や団体の連携について	16
4 地域福祉推進のための環境整備について	22
5 生活支援体制について	24
第3章 計画の基本方向	
1 基本理念	29
2 基本方向(施策の方向)	29
3 計画の体系図	30
4 重点事業	31
5 地域福祉の役割分担	37

第2部 各論

第1章 地域で支え合う意識の向上	41
第2章 地域福祉の担い手の育成・確保	45
第3章 地域での共助ネットワークの構築	48
第4章 地域福祉推進のための基盤整備	52
第5章 福祉サービスの提供・相談体制の充実	55

資料編

1 目標とする指標一覧	63
2 「(仮称)青森市地域福祉計画」策定に係るアンケート調査結果	64
3 策定資料	132
4 用語解説	139
5 青森市民憲章	143

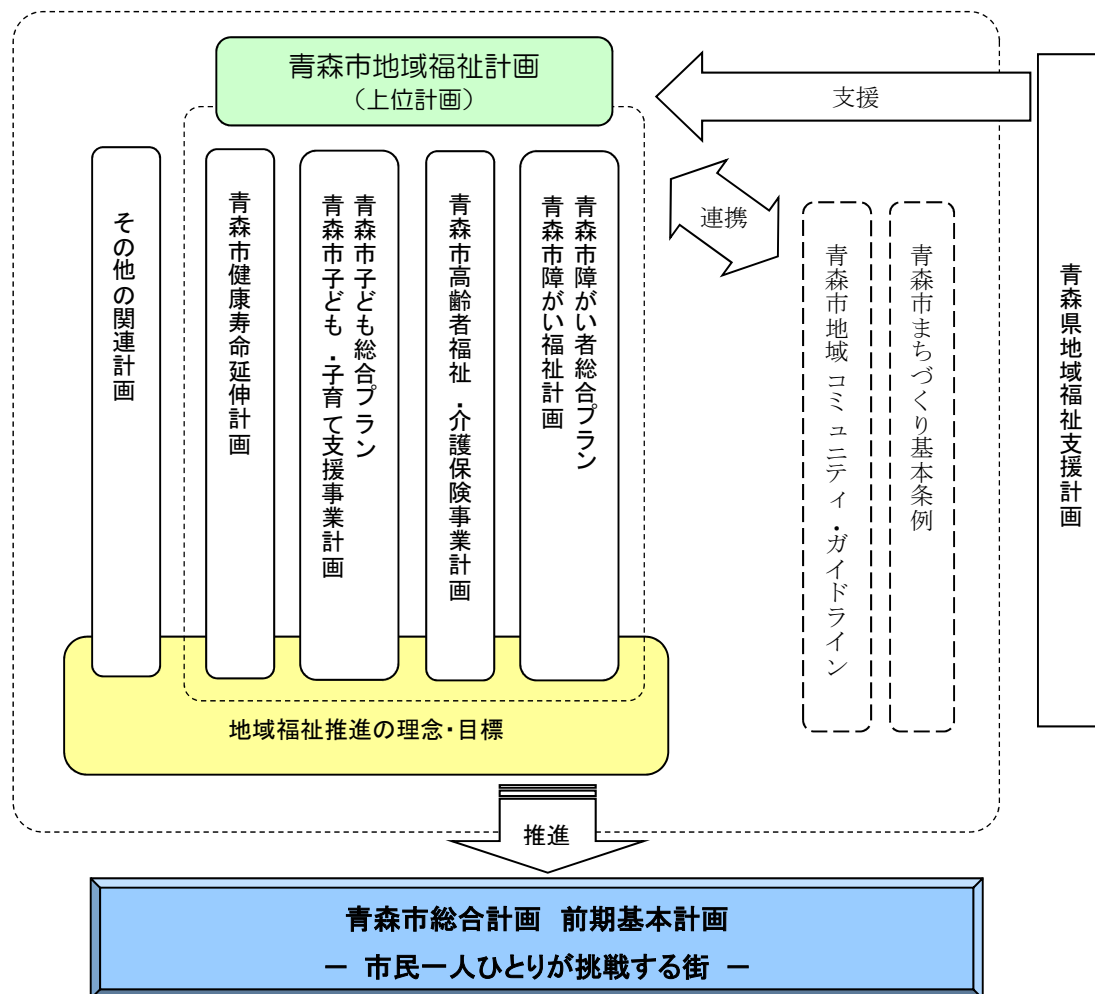
第1部 総論

1 計画策定の趣旨

- 市では、平成 25 年 3 月に「青森市地域福祉計画」を策定し、「人と人がつながる地域で安心して自立した暮らしができるまち」を基本理念として、その実現のため、地域を担う「人づくり」、共に支え合う「地域づくり」、安心して暮らせる「環境づくり」を目標に、「地域福祉の意識啓発」をはじめとした 5 つの基本方向に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。
- この間、災害時等に備えた避難行動要支援者の名簿の作成や、青森市高齢者等見守り協力事業者・市民ボランティアによるネットワークの立ち上げなどにより見守り体制が強化されたほか、こころの縁側づくりによる集いの場の拡大など地域での支え合いを促進する取組も広がってきています。
- このように、地域福祉は着実に推進されておりますが、今後一層進展することが予想される人口減少・少子高齢化に対応するため、高齢者福祉の分野では地域包括ケアシステムの構築、障がい者福祉分野では地域における居住支援機能の集約などによる、地域での生活の包括的な支援、児童福祉の分野では子ども・子育て支援新制度の実施に伴う地域における子育て支援の充実が求められており、その他の分野でも第 2 のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援の推進など、地域を基盤とした取組が求められています。
- また、これまでの福祉は、高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など、それぞれの分野においてサービスを提供することが中心でしたが、地域の中にはその他にも支援が必要な方もおり、それらの方を含め「誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活する」というソーシャル・インクルージョン（社会的包摂、社会的包容）という考え方が重要となっています。
- 今後の変わりゆく地域の状況に対応し、高齢者・障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者だけではなく、地域住民が共に支え合い、助け合い安心して生活できる地域づくりをより一層推進していくため、「青森市地域福祉計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であるとともに、「青森市総合計画前期基本計画」の個別計画です。
- また、健康福祉政策関連の各計画における上位計画であり、地域福祉に関する理念や目標を共有し、整合性を図り、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 5 年度の 8 年間とします。

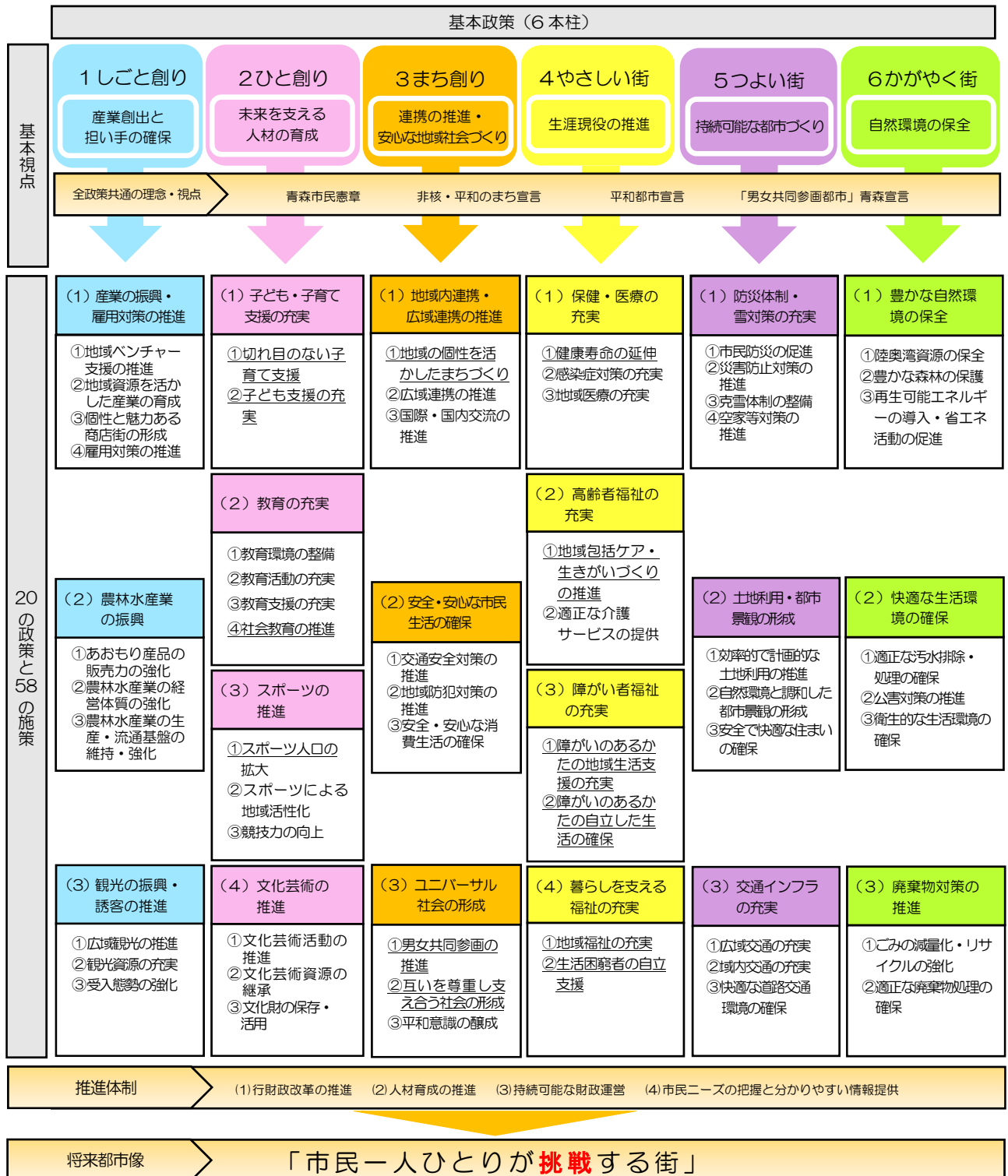
本計画は、旧総合計画後期基本計画の分野別計画として策定しましたが、平成 31 年 2 月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和 5 年度まで）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、青森市総合計画前期基本計画の計画期間と終期を合わせるとともに、統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数など）、青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正、目標とする指標及び目標値の修正、本プランに関連する法改正等に伴う追記を行います。

4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直します。

5 青森市総合計画前期基本計画との関連図

本計画は、青森市総合計画前期基本計画における「地域福祉」に関する施策を具体的に進めるための計画です。



総合計画に掲げた地域福祉関連の基本政策、基本視点、政策及び施策（下線の施策）を推進

青森市地域福祉計画

1 地域福祉に関する市民の意識について

(1) 社会動向・地域の動向

① 人口減少・少子高齢化の進展

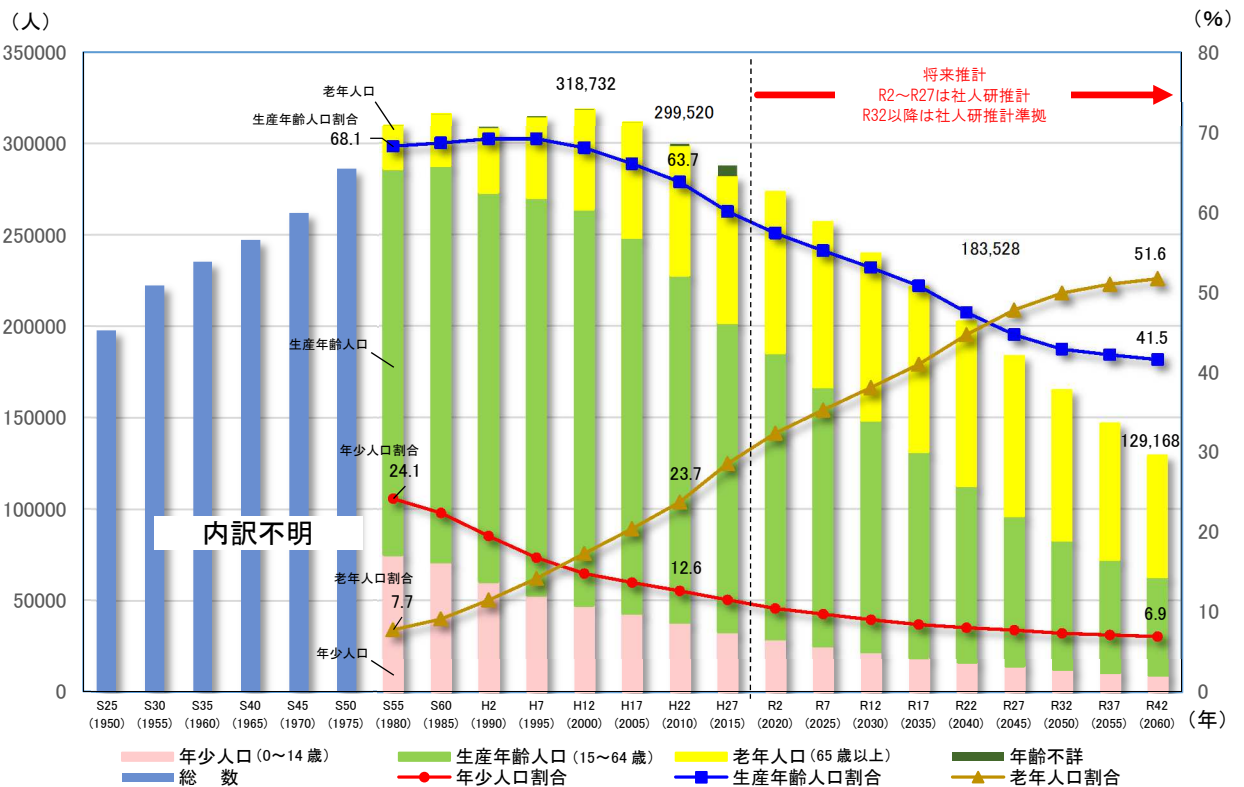
本市の総人口は、平成 12 年の 318,732 人をピークに減少傾向にあり、平成 22 年には 299,520 人と 30 万人を割り込みました。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年 3 月）によると、今後も減少傾向で推移し、令和 27 年には、約 18 万 4 千人にまで減少すると見込まれています。

また、令和 32 年以降も、同研究所の推計方法に準拠し推計すると、本市の総人口は、令和 42 年には約 12 万 9 千人になるものと見込まれています。

年齢 3 区分別の人口割合について、生産年齢人口（15～64 歳）割合は平成 7 年をピークに減少に転じており、平成 12 年には、年少人口（0～14 歳）割合と老年人口（65 歳以上）割合が逆転しています。

同研究所の推計方法に準拠し推計すると、年少人口（0～14 歳）割合は、平成 22 年の 12.6%から令和 42 年には、6.9%まで低下するものと見込まれています。

【総人口の推移と将来推計】



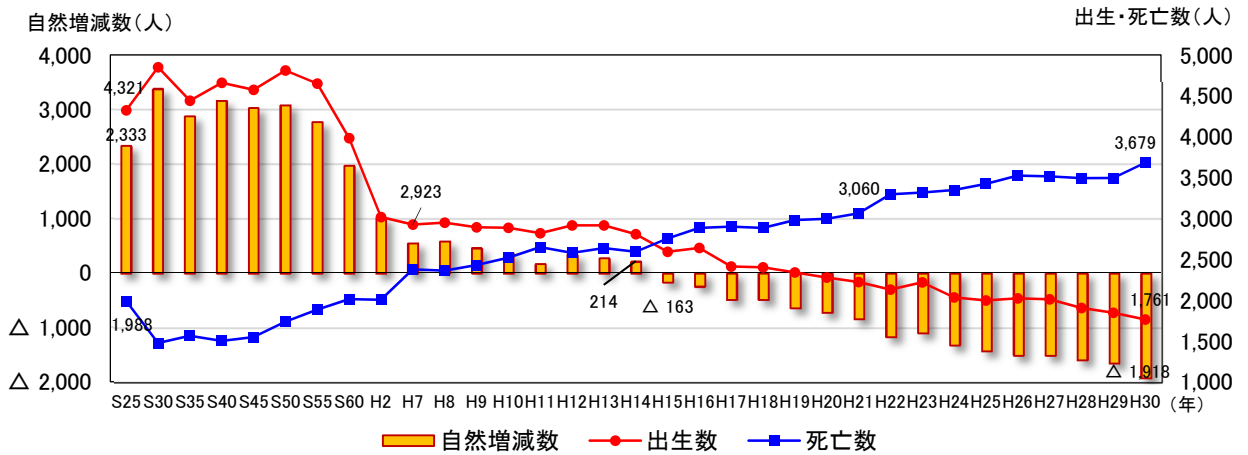
出典：平成 27 年以前は総務省「国勢調査」、
令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月推計）
令和 32 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し推計

② 出生数等の推移

本市の出生数は、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）の後、減少傾向で推移しており、平成7年には3,000人を下回り、平成30年には1,761人となっています。

一方、死亡数は、昭和30年以降、一貫して増加傾向で推移し、平成21年に3,000人を上回り、平成30年には3,679人となっています。

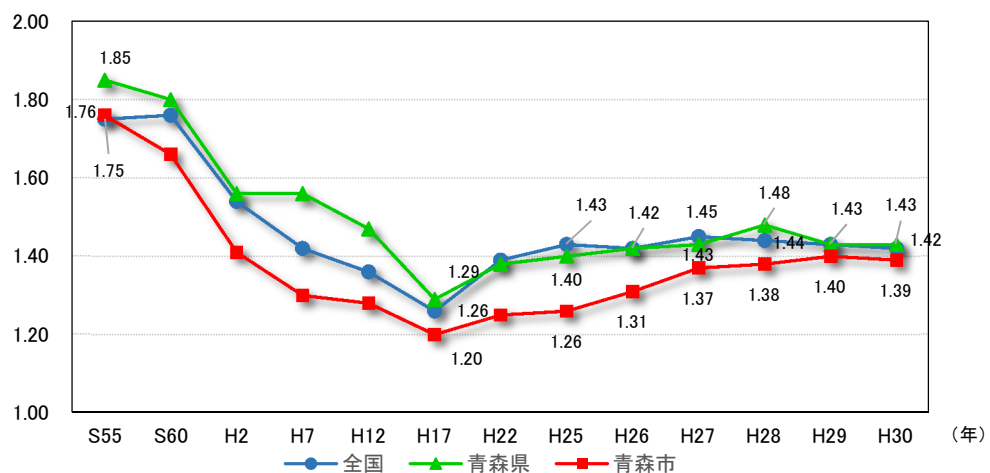
【出生数と死亡数の推移】



出典：青森県「青森県の推計人口年報」

また、本市の合計特殊出生率[※]は、昭和55年以降、減少傾向で推移してきましたが、全国・青森県と同様、平成17年の1.20を底に上昇しており、近年は横ばいで推移しています。

【合計特殊出生率の推移】

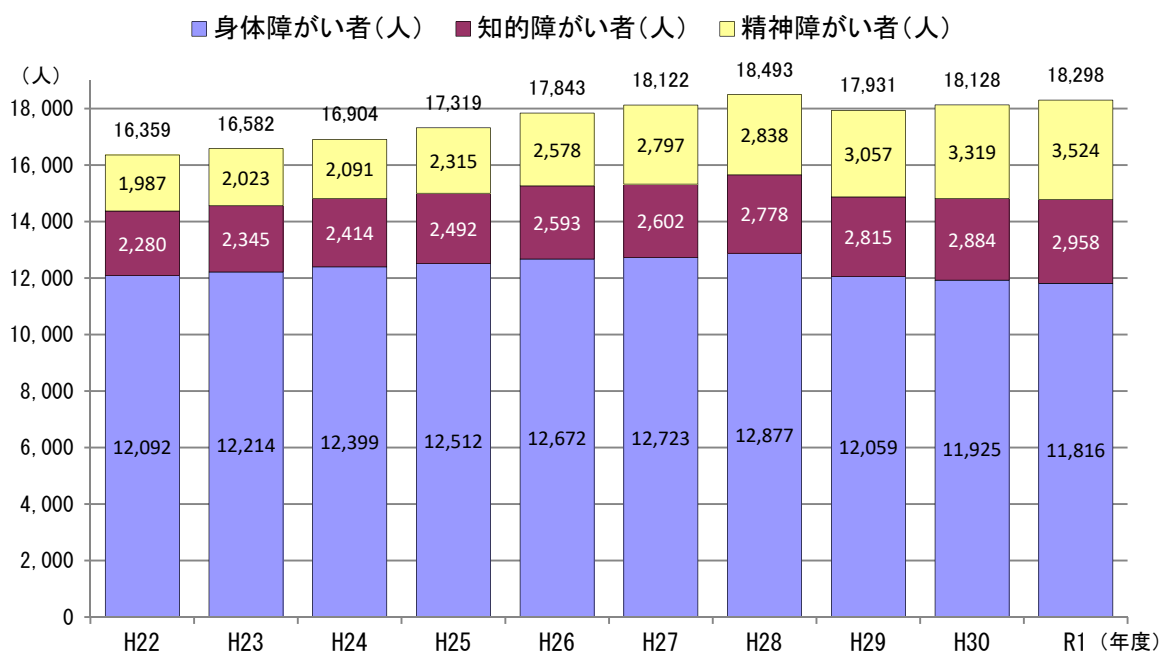


出典：全国、青森県は厚生労働省「人口動態統計」、青森市は青森市調べ

※合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとした人口千人に対する年間の出生数の割合。

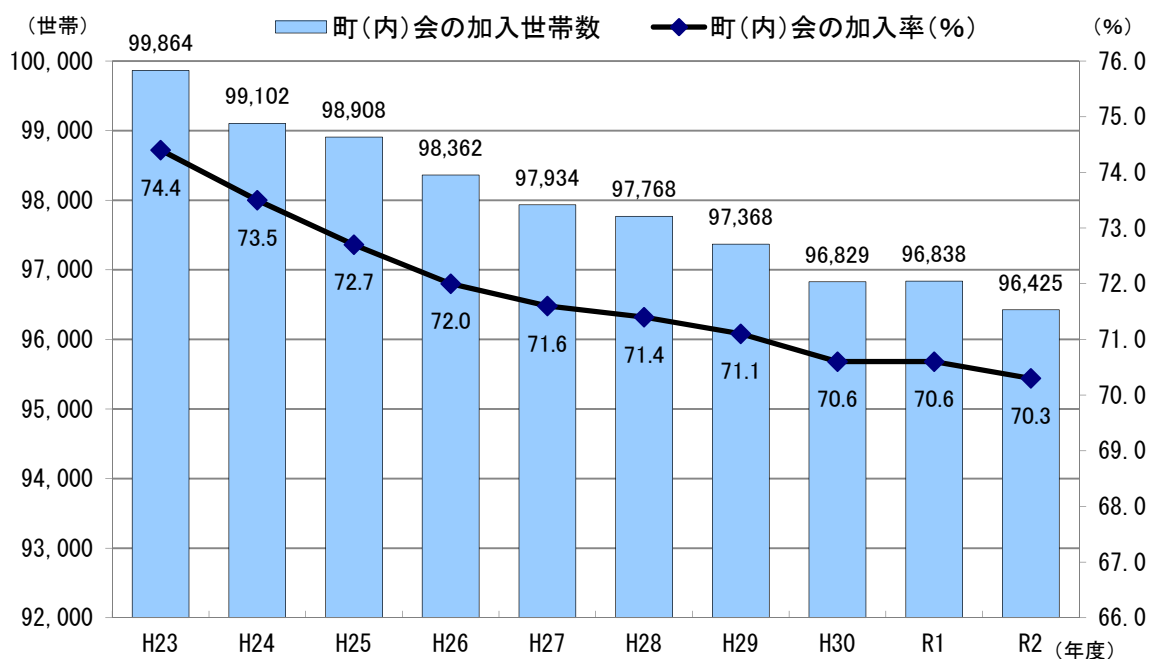
③ 障がい者数(手帳交付者数)の推移

本市における障がい者数は増加傾向にあり、平成 22 年度から令和元年度までに 1,939 人、割合にして約 12%増加しています。



④ 町(内)会加入世帯数の推移

町(内)会の加入世帯数及び加入率は、いずれも減少を続けており、平成 23 年度の 99,864 世帯、74.4%から令和 2 年度には 96,425 世帯、70.3%に減少しています。

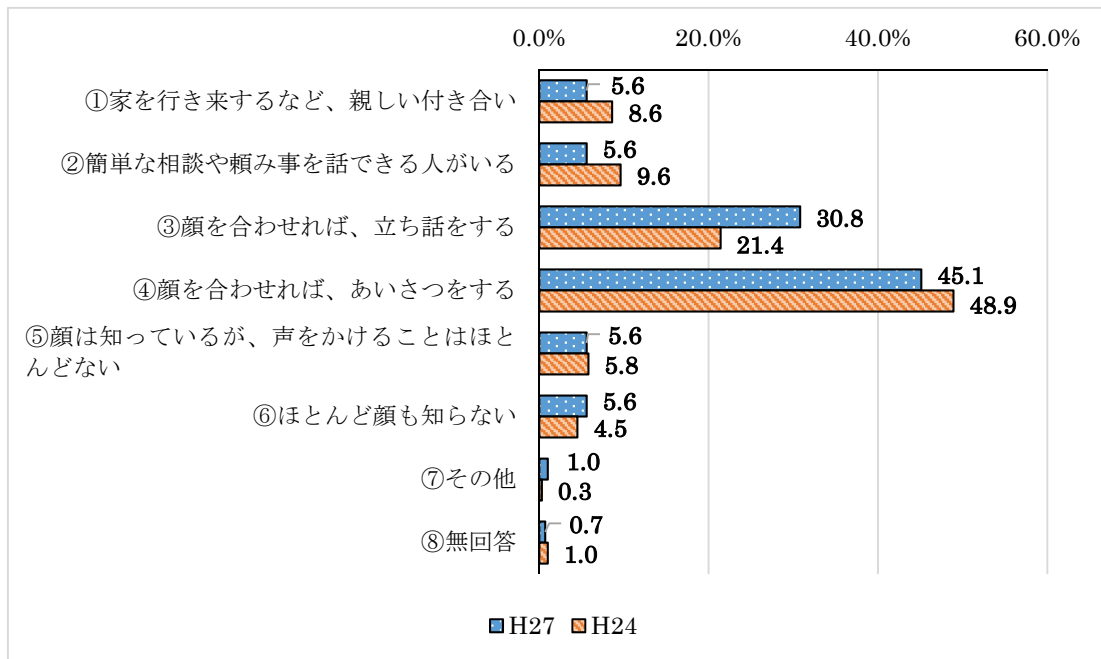


⑤ 計画策定のために実施したアンケートから

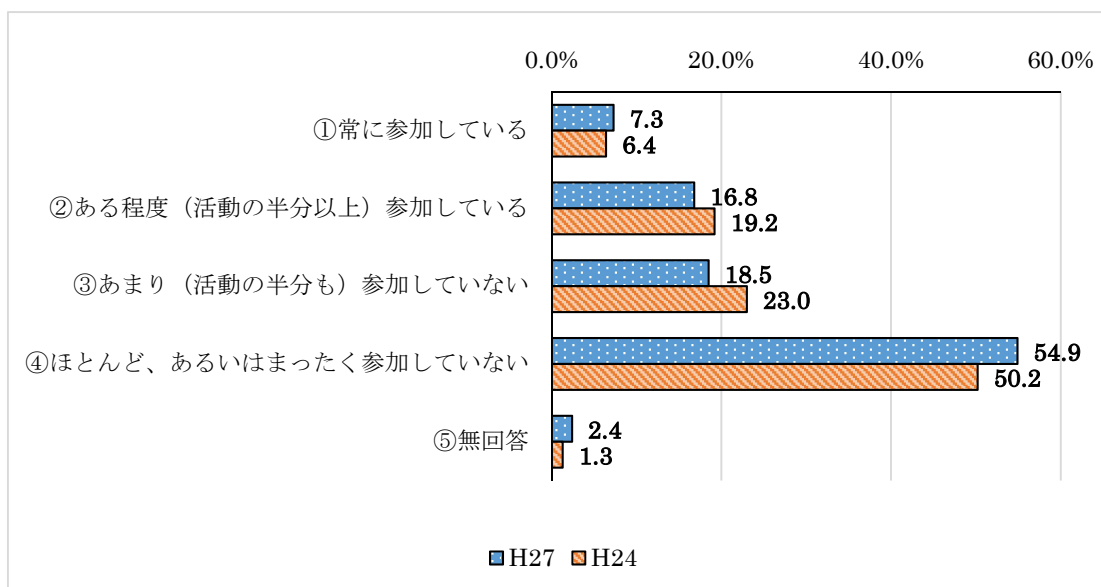
地域住民同士のつながりが希薄化しています。

【市民へのアンケート】

計画策定のために実施した市民へのアンケートでは、近所の人との付き合いの程度について、「顔を合わせれば立ち話をする」割合は増えているが、「親しい付き合い」「簡単な相談や頼み事ができる人がある」割合は減少しています。(問6)



町(内)会活動に全く参加していない人の割合が増加しています。(問16)



(2)制度改正

① 障害者差別解消法の制定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行されました。

② 青森市子どもの権利条例の制定

「子どもの権利条約[※]」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月に「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

③ 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図ることを目的として「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を平成 29 年 4 月に施行しました。

④ 青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例の制定

手話は言語であることの普及と広く障がいのある方々の多様な意思疎通を図ることを目的とした「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を令和 2 年 4 月 1 日に施行しました。

(3)課題

人口減少・少子高齢化の進展や、地域コミュニティの弱体化により、地域の中でお互いに支え合う互助の力（相互扶助の力）が低下してきていることから、支え合う地域づくりを進めていくため、ソーシャル・インクルージョンをはじめとする**地域住民一人ひとりが地域でお互いに支え合う意識の醸成**や、子どもの権利の保障や虐待防止など**権利擁護意識の醸成**を図ることが必要となっています。

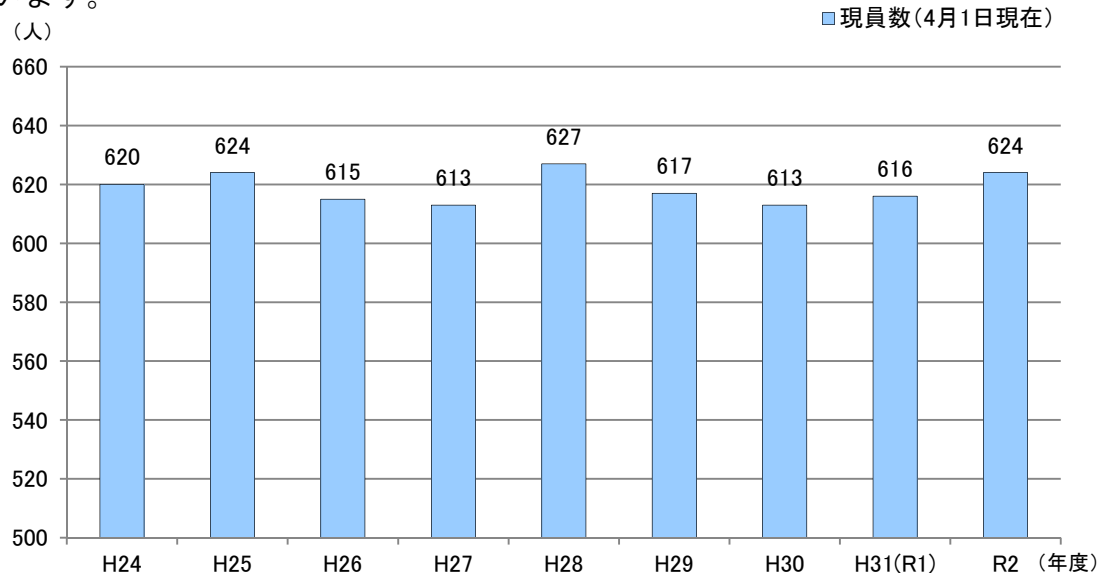
[※]子どもの権利条約:世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、1989 年(平成元年)に国際連合において採択され、我が国は、1994 年(平成 6 年)に批准している。

2 地域福祉の担い手について

(1) 社会動向・地域の動向

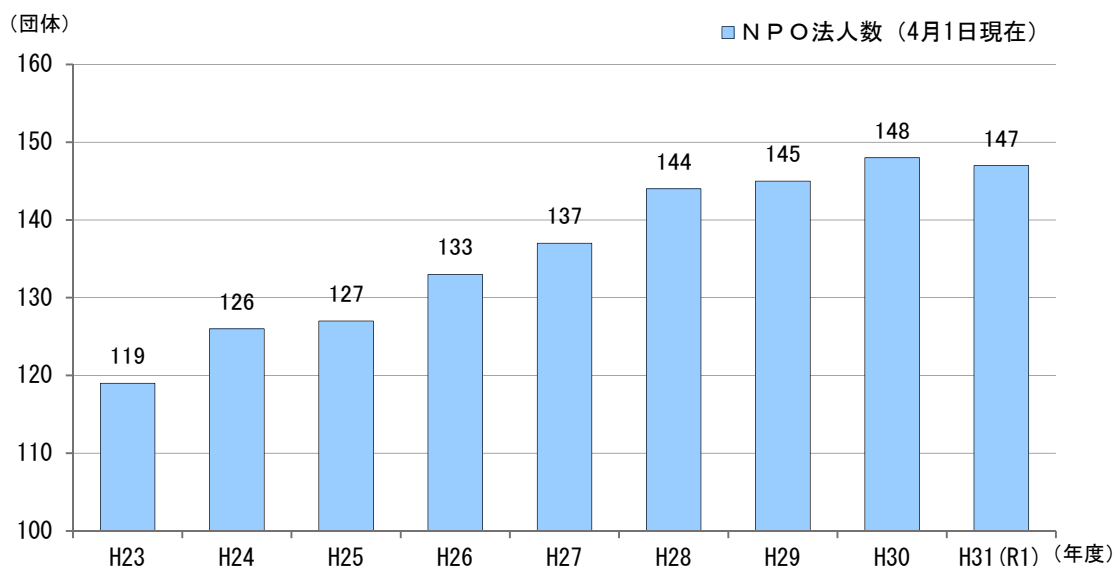
① 民生委員・児童委員※、主任児童委員数の推移

民生委員・児童委員、主任児童委員数は、定数 658 名に対して、令和 2 年 4 月 1 日現在では 624 名、34 人が欠員となっており、欠員数は横ばい傾向が続いています。



② NPO法人数の推移

本市に事務所を置く N P O 法人は、令和元年度には 147 団体あり、平成 23 年度と比較して、28 団体、割合にして約 24%増加しています。



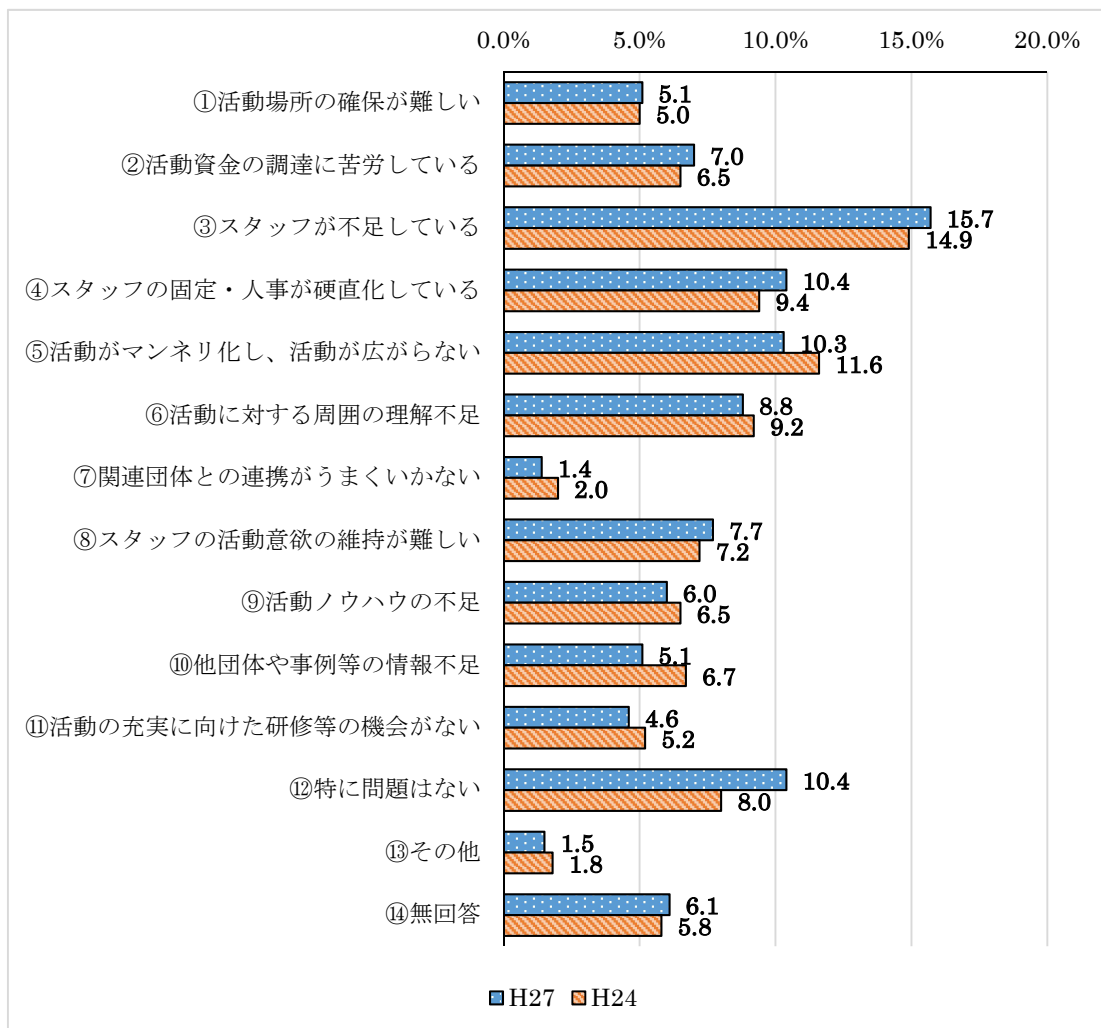
※ 民生委員・児童委員：地域福祉の推進のため、行政や関係機関と連携しながら、老人福祉・児童福祉・障がい福祉などの福祉に関する相談に応じるほか、援助を必要とする地域住民に対する声かけや見守り、福祉サービスを利用するための情報提供などを行っている。

③ 計画策定のために実施したアンケートから

町(内)会活動でのスタッフ不足や人事の硬直化などが問題となっています。

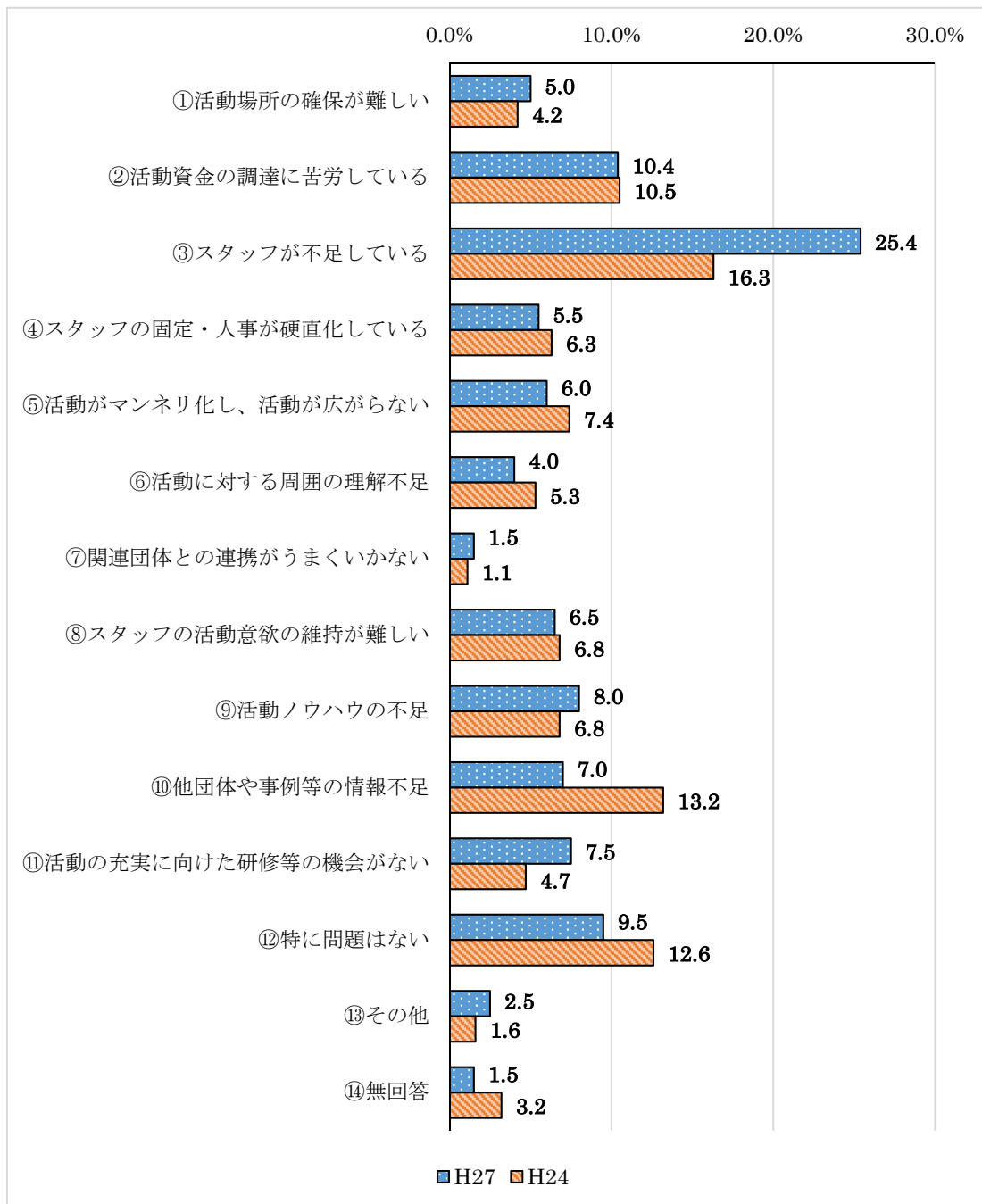
【町(内)会等へのアンケート】

町(内)会等では、団体の活動を行う上での課題や問題点について、「スタッフが不足している」、「スタッフの固定・人事が硬直化している」、「活動資金の調達に苦労している」の回答の割合が増加しています。(問7)

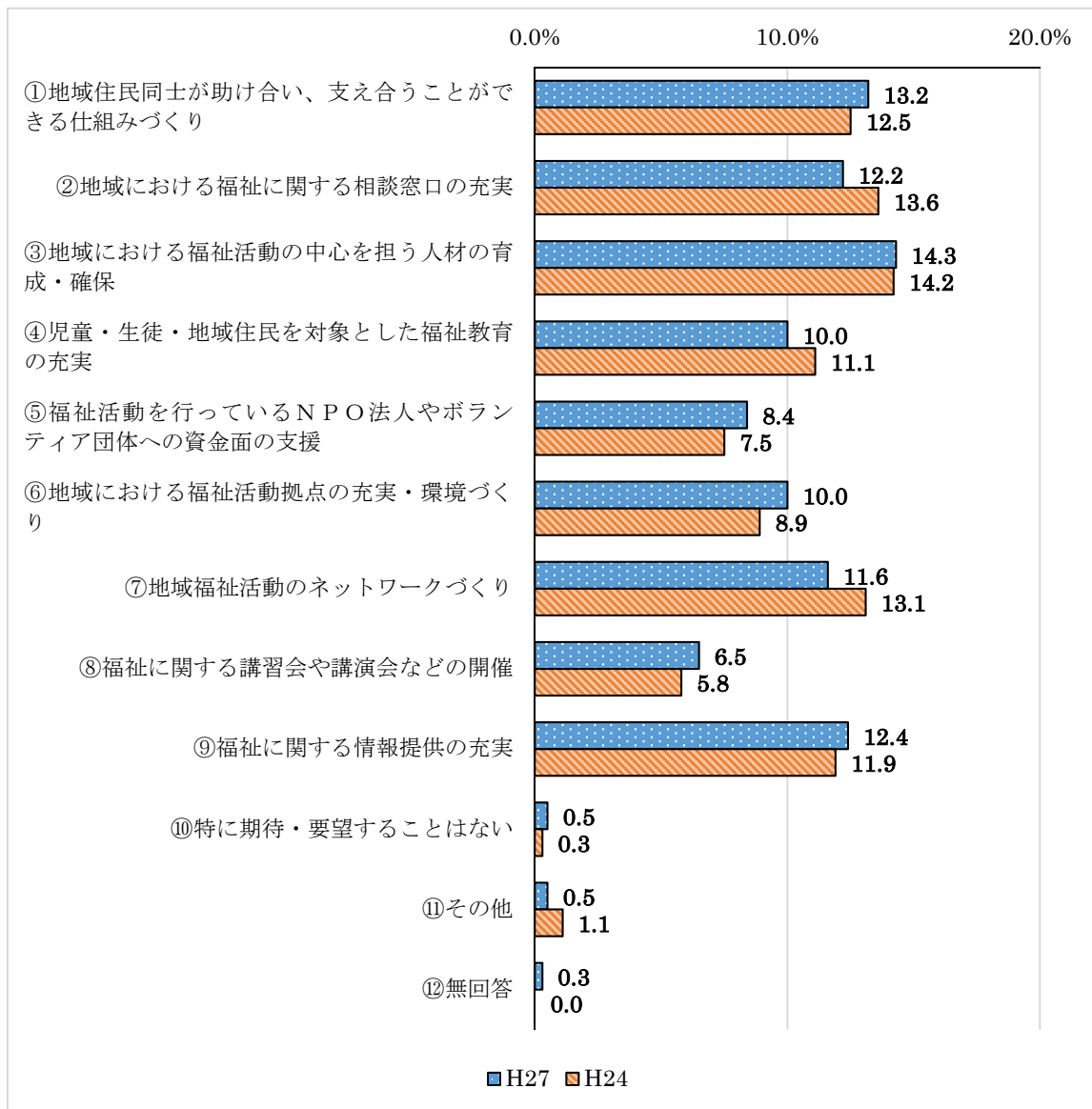


【社会福祉法人等へのアンケート】

また、社会福祉法人等においても、団体の活動を行う上での課題や問題点については、「スタッフが不足している」という回答の割合が増加しています。(問7)

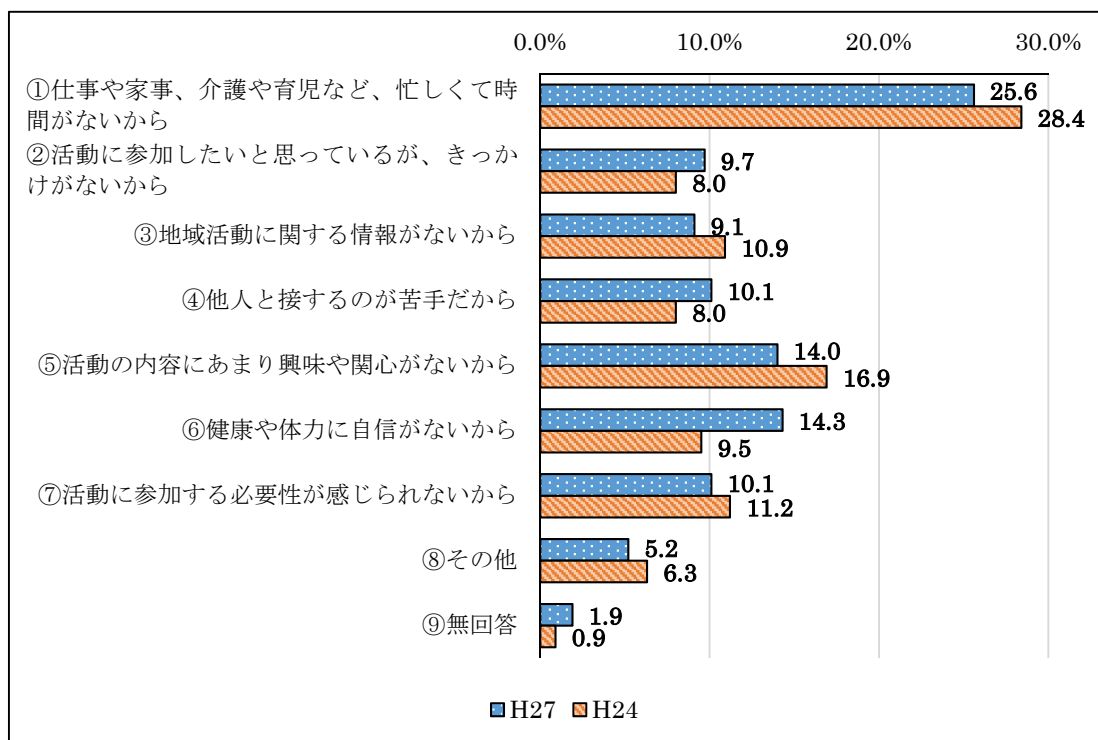


社会福祉法人等が行政に望むこととして、「地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」の割合が高くなっています。(問16)



【市民へのアンケート】

町（内）会活動に参加しない理由として、「健康や体力に自信がないから」、「活動に参加したいと思っているが、きっかけがないから」という回答の割合が増加しています。（問18）



(2)課題

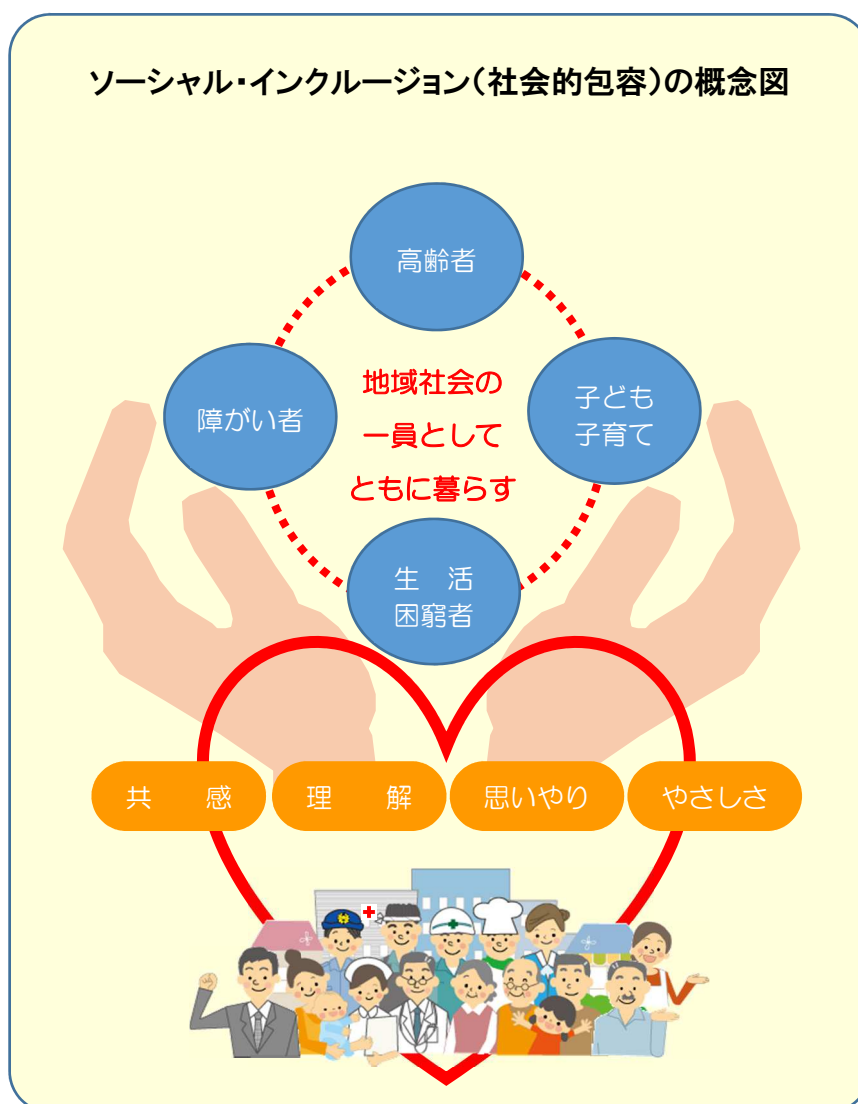
町（内）会や社会福祉法人等の地域福祉の担い手は不足している状況にあり、市においても民生委員の欠員など担い手不足が生じていることから、これまでの地域福祉活動を維持あるいは発展させていくためには、高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など、地域の中で困っている人を支えるために**地域福祉の人材の育成・確保**により一層力を入れていく必要があります。

3 地域における人や団体の連携について

(1)社会動向・地域の動向

①ソーシャル・インクルージョン(社会的包容)の必要性

これまでは、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活福祉など特定の分野における福祉サービスの提供を行ってきましたが、地域では孤立死、虐待、引きこもりなどの課題が顕在化している傾向にあり、これらの中には特定の分野の対象から外れてしまうような方もいることから、ソーシャル・インクルージョンの考えを基本に、地域に暮らす全ての人が互いを尊重し、包み、支え合うという状態を目指し、地域ごとの対策・対応が必要です。



②地域共生社会の実現

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や、『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、「地域共生社会」の実現の具体化に向けた改革を進めています。

この背景としては、かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在し、社会保障制度は、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

しかし、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という生活領域における人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

さらに、対象者別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった対応が困難なケースが浮き彫りとなってきています。

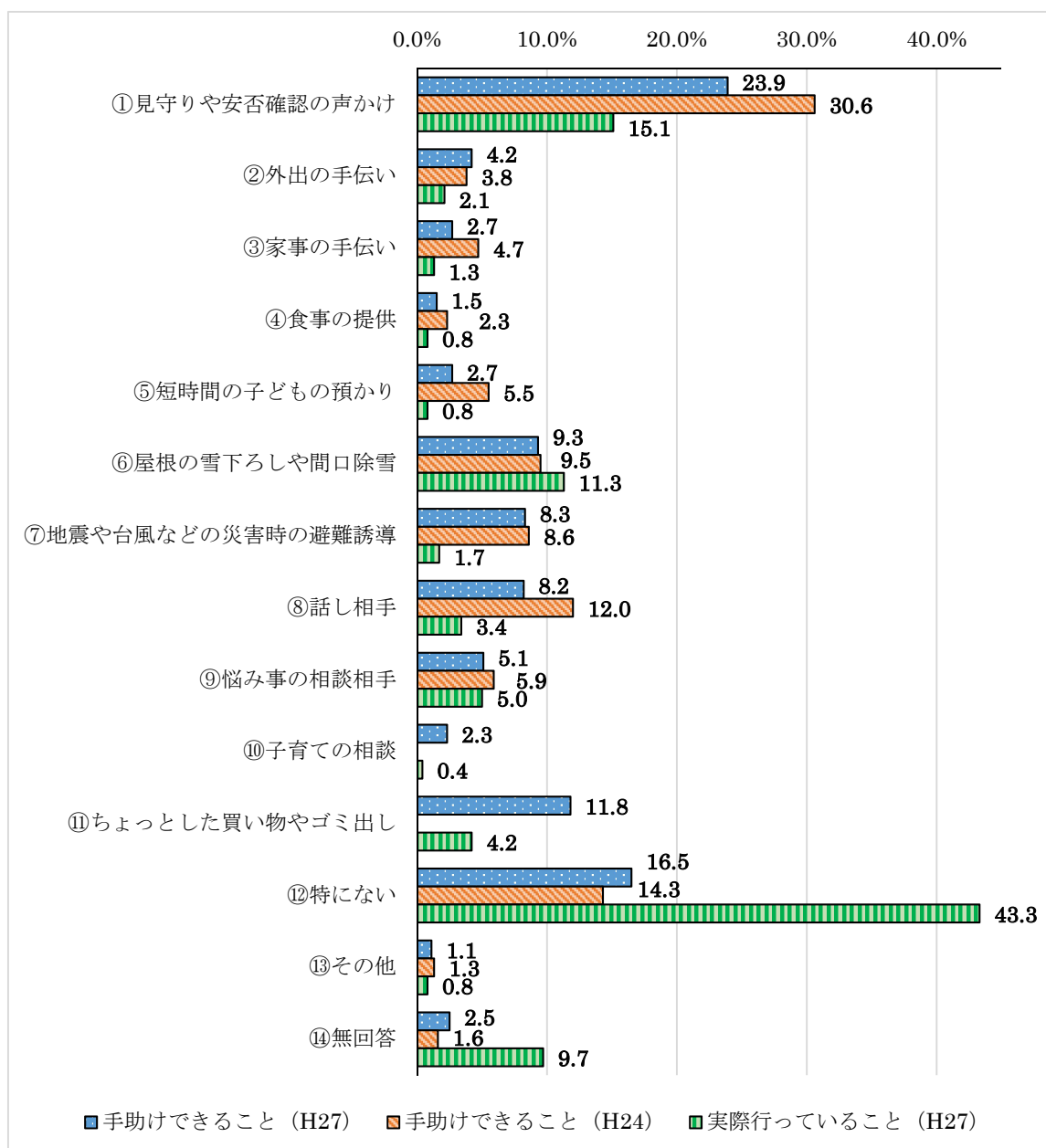
「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、ソーシャル・インクルージョンの理念を引き継ぎながら、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであり、その実現に向けた取組が必要となっています。

③ 計画策定のために実施したアンケートから

地域における支援・サービスについて、市民は、近所の人に見守りや声かけ、除雪、災害時の避難誘導を支援してほしいと感じています。また、**支援が可能な人は実際の行動に結びついていない割合が高くなっています。**

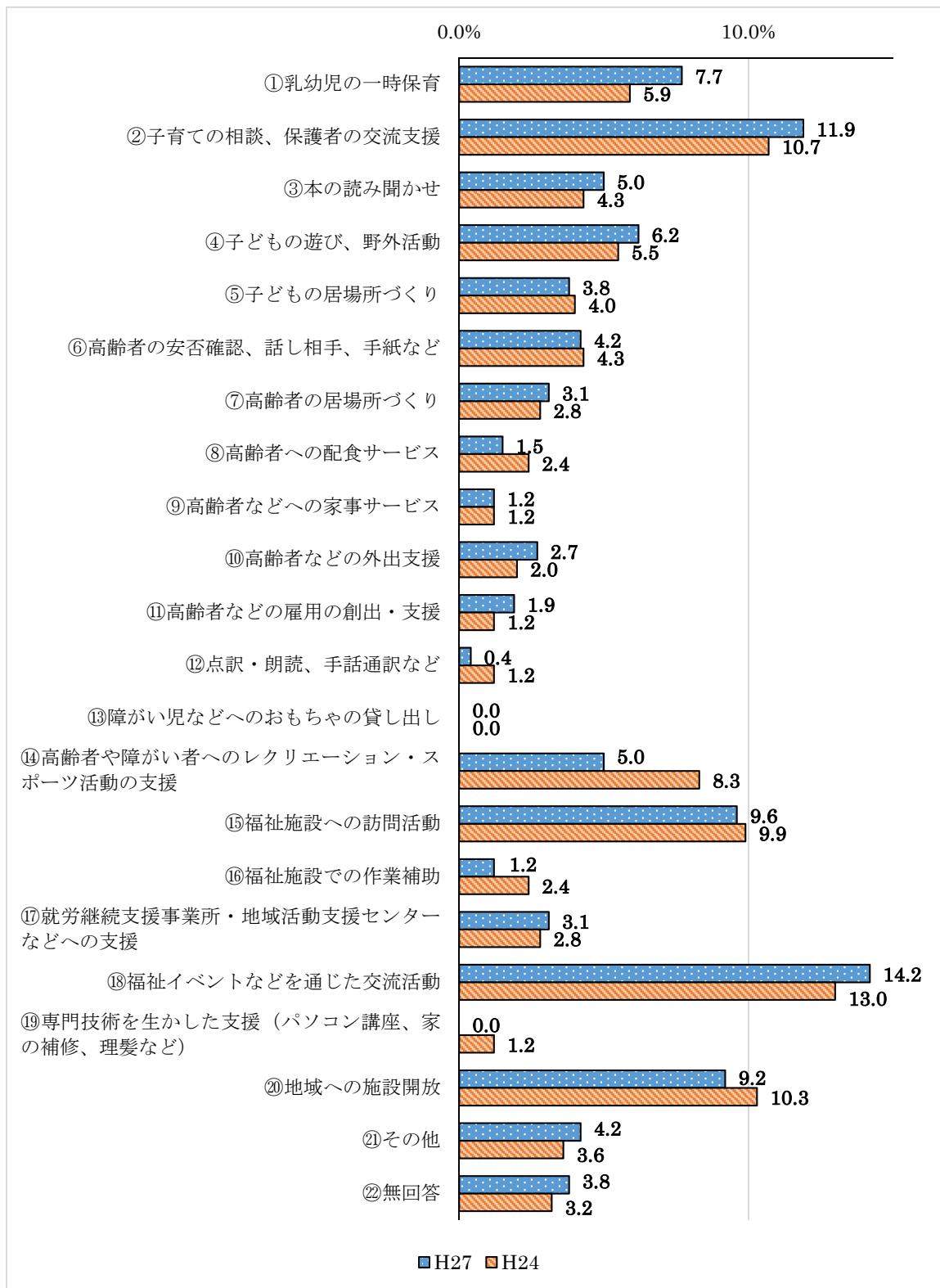
【市民へのアンケート】

近所の人に手助けできることは、「見守り・声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が高くなっているが、実際に行っている手助けは、「特にない」の割合が高くなっています。（問 13、14）



【社会福祉法人等へのアンケート】

他団体と協力して行っている活動については、「福祉イベントなどを通じた交流活動」の割合が増加しています。（問6）

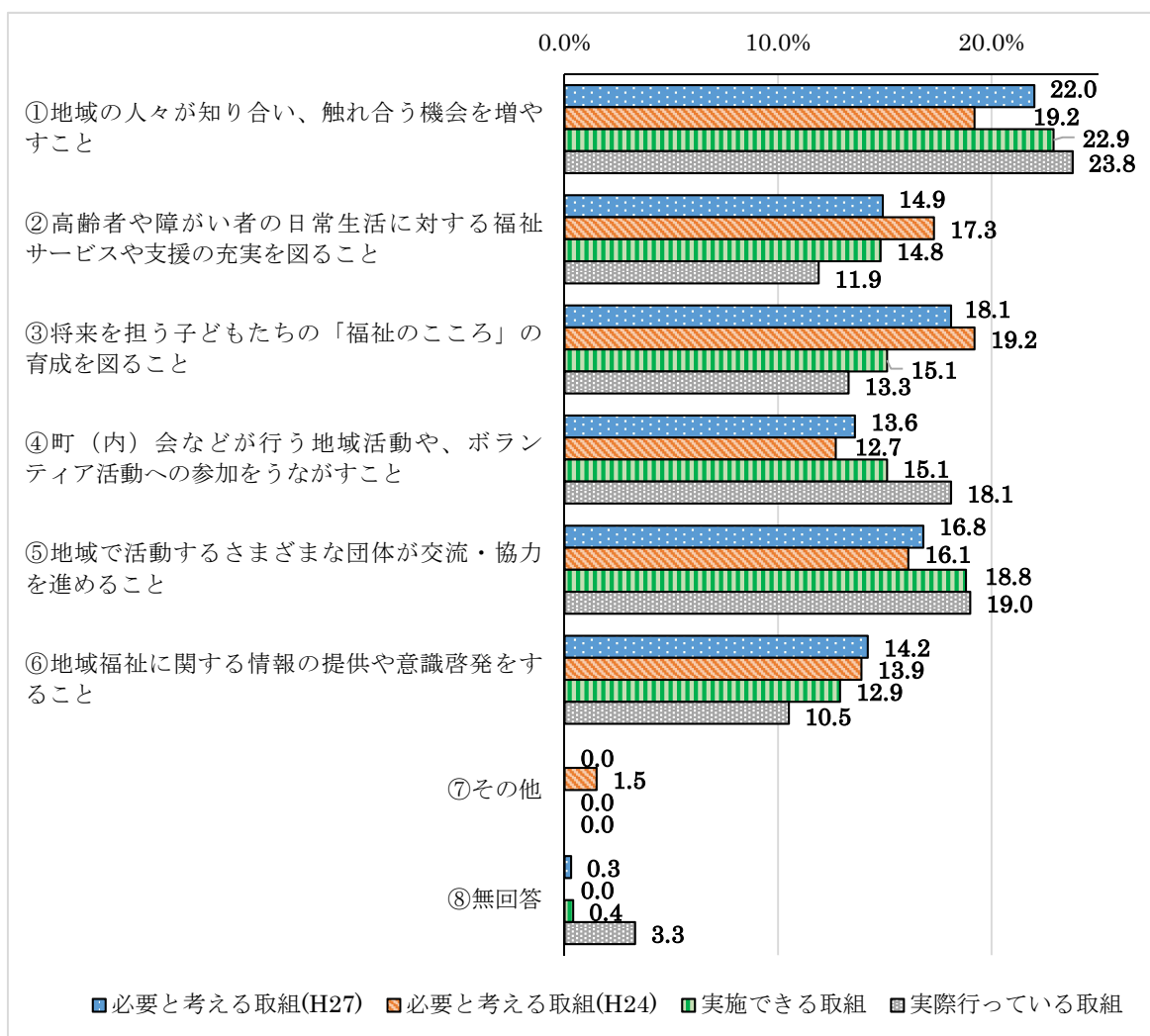


地域福祉を推進していくため今後必要な取り組みについて、社会福祉法人等の団体は、「**地域の人々が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと**」、「**地域で活動する団体の交流・協力**」が必要であると考えています。

【社会福祉法人等へのアンケート】

地域づくりのために必要と考える取組については、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」「地域で活動する団体が交流・協力を進めること」の割合が増加しており、実施できる取組として、同項目の割合が高くなっています。（問13、14、15）

地域福祉の推進に関する自由記載については、地域団体の連携に関する意見が多くなっています。



(2)制度改正

① 医療制度改革・介護保険制度改革

国の医療のサービス体制の改革により、病床数が削減され、在宅医療が推進されることにより、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

② 障害者総合支援法の施行

地域社会における共生の実現を新たに理念として掲げ、地域生活への移行促進や地域生活支援事業の拡充を図ることにより、障がいのある方も地域の一員として共に生きる社会づくりを目指す「障害者総合支援法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

③ 子ども・子育て支援新制度の実施

乳幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、全ての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から開始されました。

④ 社会福祉法の改正

地域共生社会[※]の実現に向けた地域福祉を推進するため、地域住民が地域生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図ること、市町村において包括的な支援体制の整備に努めることなどが規定された改正社会福祉法が平成 30 年 4 月に施行されました。

(3)課題

医療や介護などの社会保障制度改革により、高齢者や障がい者は、これまでの入院・入所生活から在宅生活への移行が促進されることから、地域における包括的な支援が必要となること、また、地域住民や社会福祉法人等のニーズとして、地域福祉の推進のためには地域の団体の交流・連携が必要と考えていることから、地域でのソーシャル・インクルージョンの実現に向けて、多様な主体が連携し、**地域ごとに人や団体を結び付け、住民同士が支え合う体制づくり**が必要となっています。

[※]地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

4 地域福祉推進のための環境整備について

(1)社会動向・地域の動向

① 市所有施設の老朽化

青森市総合福祉センターや福祉館、児童館の多くは建築から30年程度経過しており、市所有施設の老朽化が進んでいます。

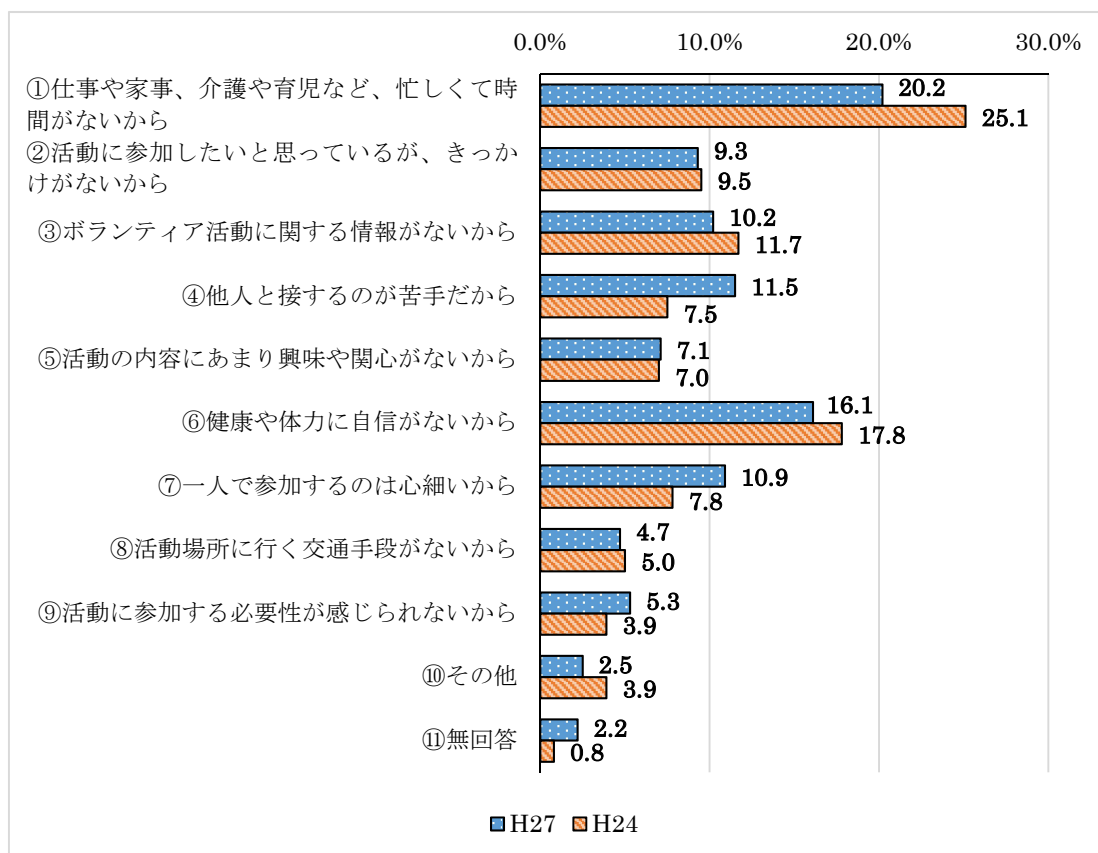
② 計画策定のために実施したアンケートから

地域福祉を推進していくため今後必要な取り組みについて、市民も町(内)会・社会福祉法人等の団体においても、今後の地域福祉活動の推進に当たって、「**地域の住民同士が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと**」が必要と考えています。

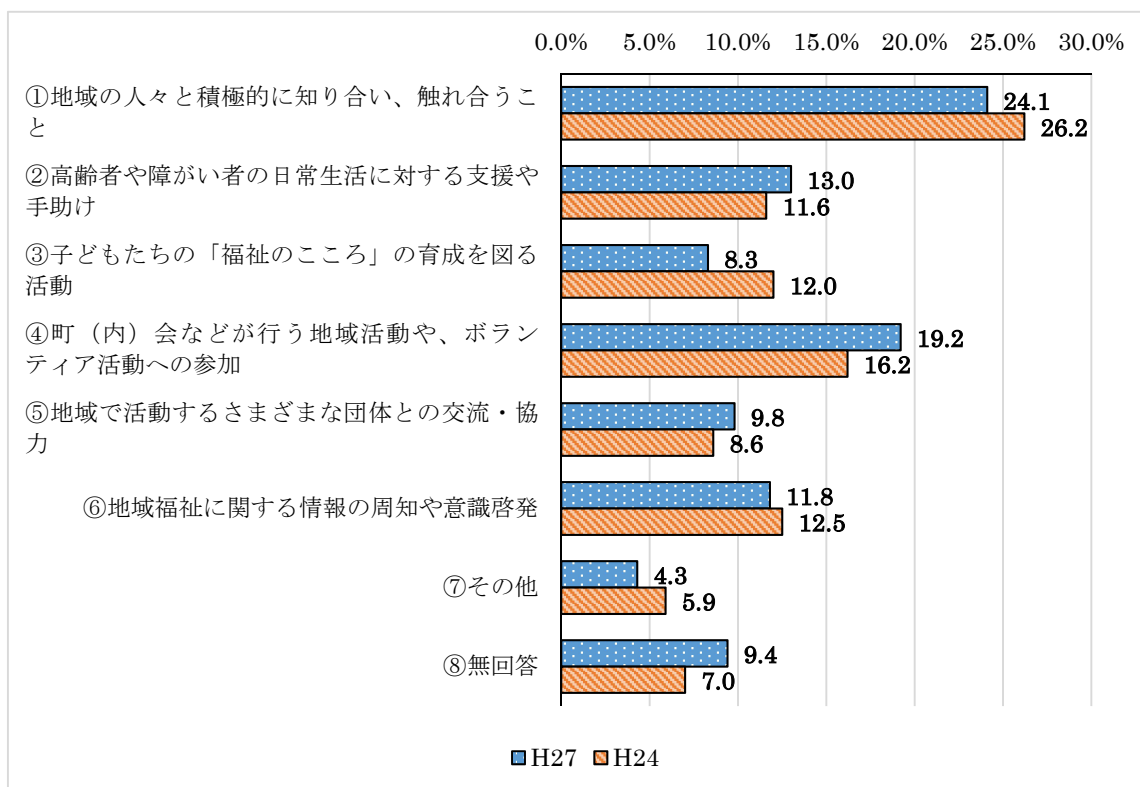
【市民へのアンケート】

ボランティア活動に参加しない理由として、「忙しくて時間がない」という理由のほか、「他人と接するのが苦手だから」、「一人で参加するのは心細いから」という人とのつながりに関することを理由としたものの割合が増加しています。

(問 22)



地域づくりを進めるためにできる取組については、「地域の人と積極的に知り合い、触れ合うこと」の割合が減少していますが、「町（内）会が行う地域活動、ボランティア活動への参加」の割合が増加していることから、個人レベルの活動は行いづらいが、町（内）会等の活動の場が整うことにより活動しやすくなることが伺えます。（問 25）



※社会福祉法人への同様のアンケートについては、24 ページを御参照ください。

(2)課題

地域福祉活動促進のための施設の老朽化への対応や、介護保険制度改革に伴う高齢者の在宅生活を支えるための施設整備の推進など**地域福祉を支える施設の整備**が引き続き必要となっています。

また、地域コミュニティの弱体化を改善するため、地域住民や団体が交流する機会づくりが重要であることから、**活動機会の提供**も必要となっています。

5 生活支援体制について

(1)社会動向・地域の動向

① 在宅生活者への多様な支援ニーズへの対応

医療制度改革・介護保険制度改革により、地域での在宅生活者の増が見込まれることから、支援サービスの充実が必要となっています。

② 災害時の要支援者への配慮(避難支援)

東日本大震災などを機に、災害時において自力での避難が困難な方への避難支援体制の構築がより一層求められています。

③ 障がい者への自立に向けた支援の必要性

平成 27 年度中に策定した「青森市障がい者総合プラン」のための、アンケート調査・意見交換会では、在宅の暮らしを続けたいと考えている方が多いことから、既存のサービスだけでなく、身近な相談窓口や、地域における包括的な生活支援体制の充実が必要となっています。

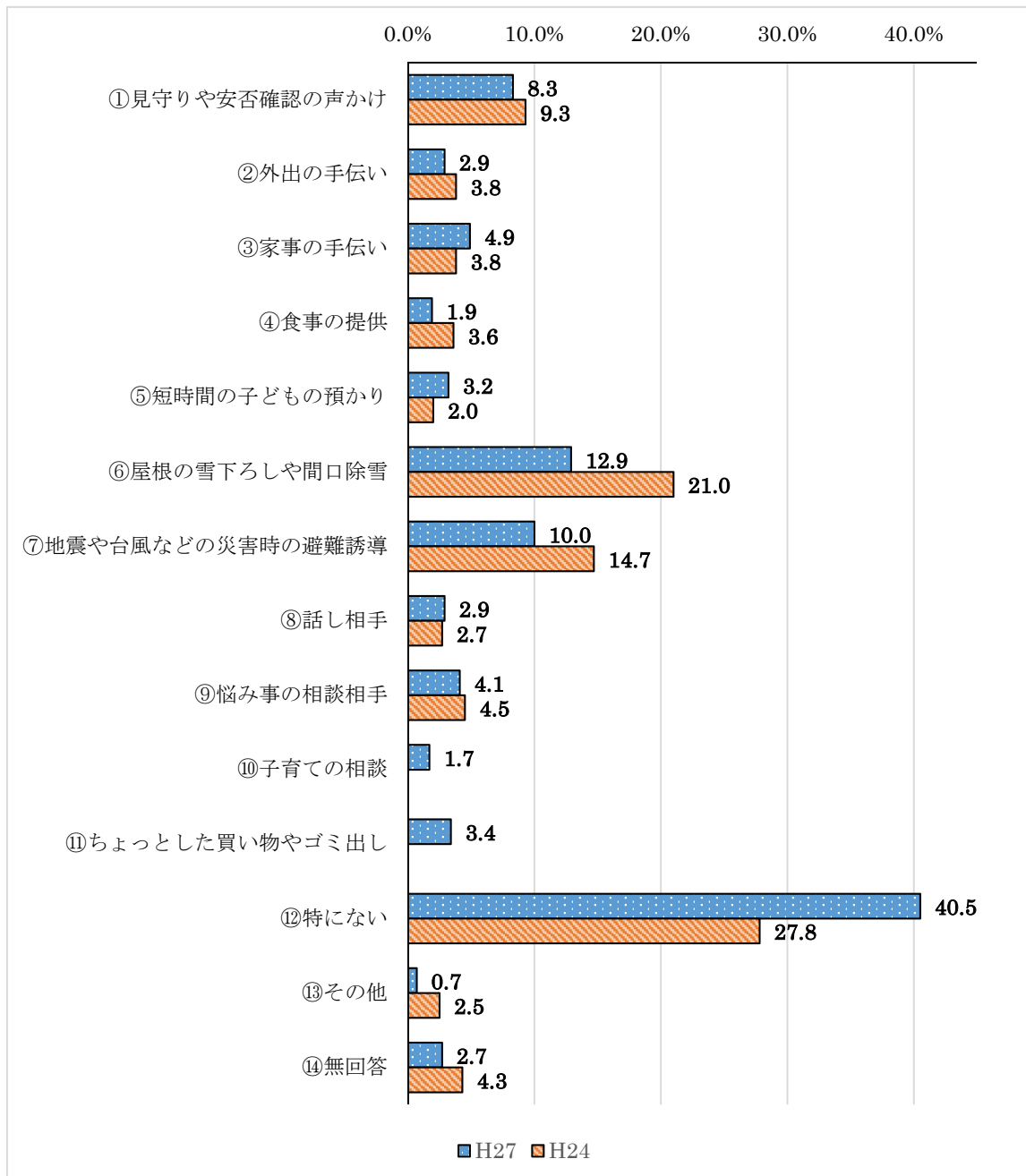
④ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の必要性

子を産み、育てたいと希望する親が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、医療や保健の充実だけではなく、地域においても子育て支援活動の促進が必要となっています。

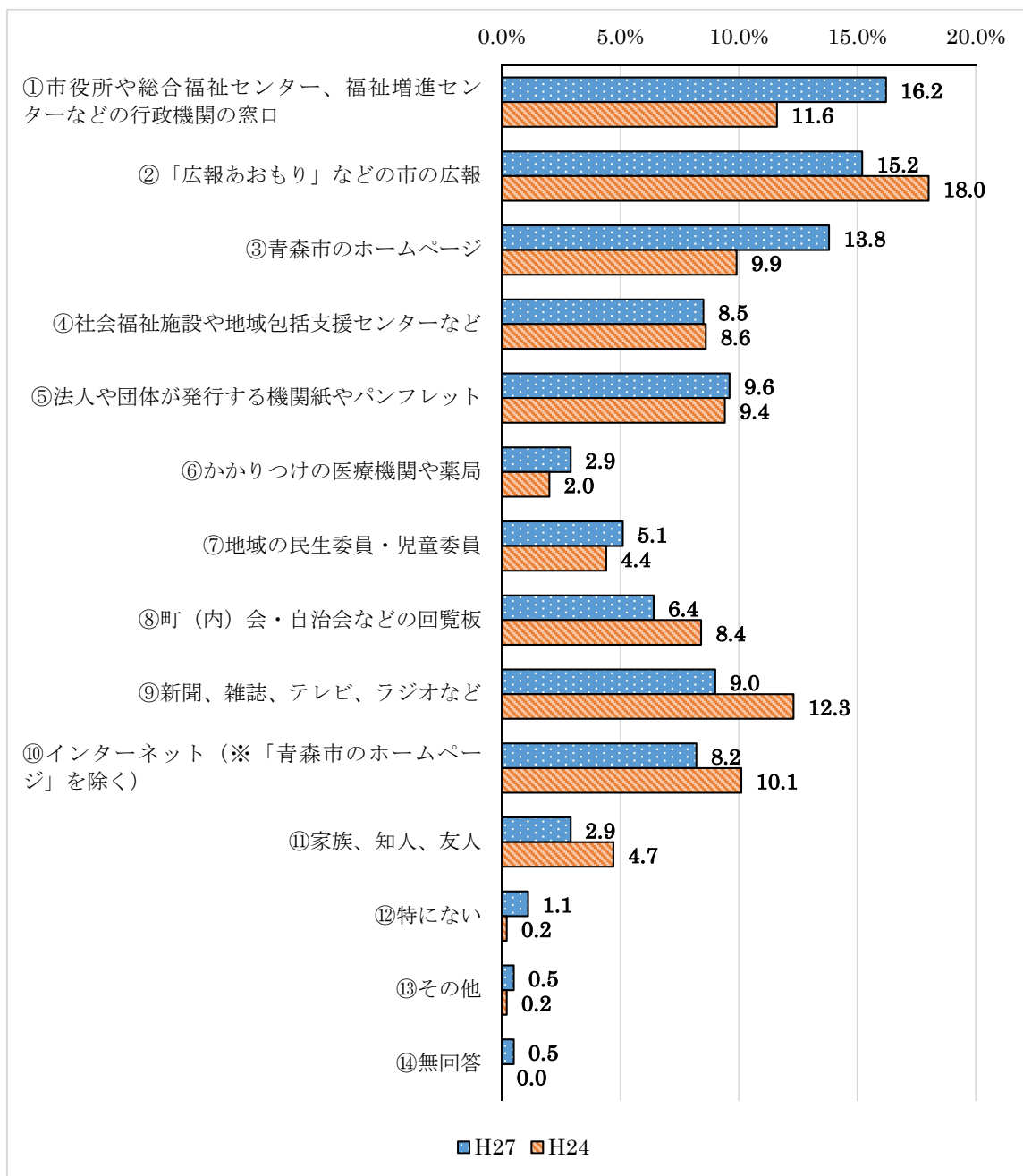
⑤ 計画策定のために実施したアンケートから

【市民へのアンケート】

必要としている福祉サービス・支援については、前回の調査と比較して「特にない」の割合が増え、「雪下ろしや間口除雪」、「災害時の避難誘導」の割合が減少しています。（問10）

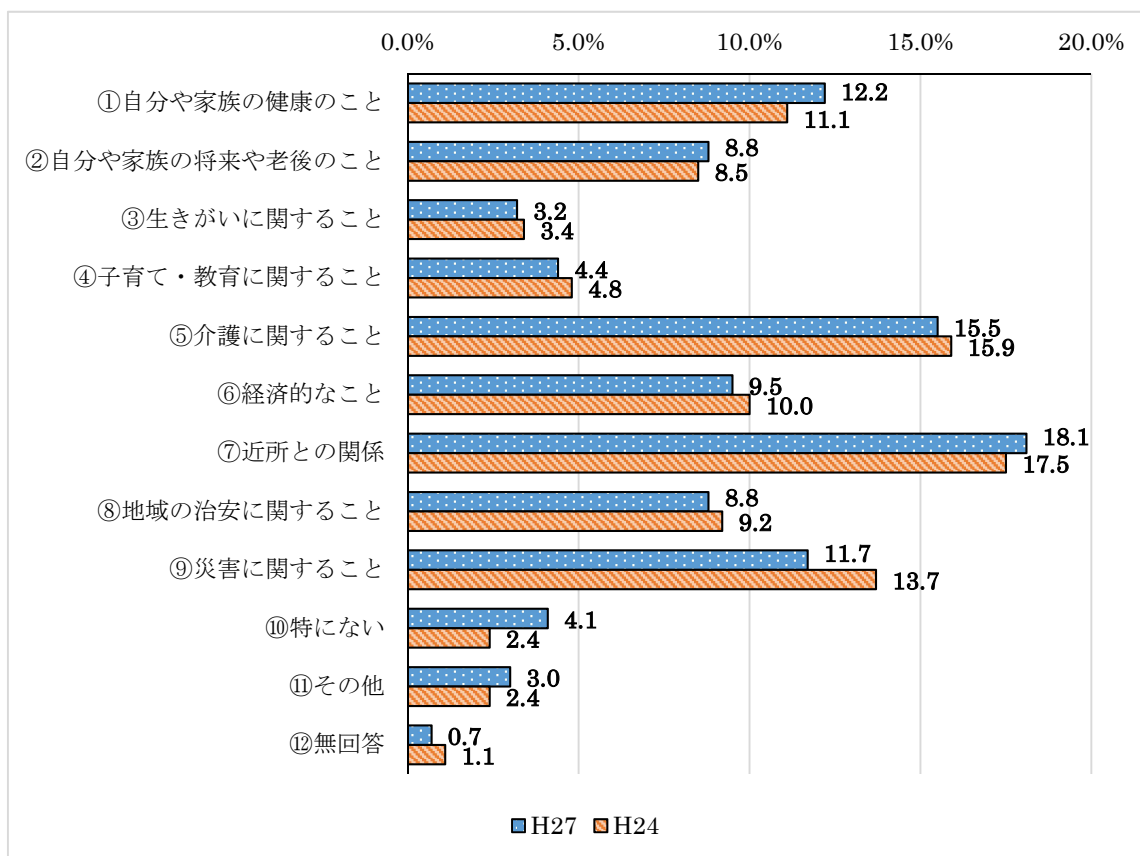


福祉サービスに関する情報の入手方法については、広報や新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによる割合が減少し、行政機関の窓口やホームページの割合が増加しています。(問12)



【町(内)会等へのアンケート】

地域住民からの相談内容は、「近所との関係」と回答した割合が最も高く、前回の調査と比べて増加しています。(問8)



(2)制度改正

① 介護保険制度改革

地域包括ケアシステムの体制の構築の一環として、介護保険制度において地域の実情に応じた多様な日常生活支援を提供するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成29年4月から実施しています。

② 障害者総合支援法の施行

地域社会における共生の実現を新たに理念として掲げ、地域生活への移行促進や地域生活支援事業の拡充を図ることにより、障がいのある方も地域の一員として共に生きる社会づくりを目指す「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行されました。

③ 生活困窮者自立支援制度の実施

生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金の支給を行うとともに、市町村の状況に応じたその他の支援を実施することができる「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月から開始されました。

(3)課題

介護保険制度改革による生活支援等のための新しい総合事業の実施、障がい者の自立に関する支援や、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、また、生活困窮者への自立支援制度の実施、災害時における要支援者への避難支援など、制度改正や様々な地域住民のニーズに対応し、地域の中で支援を受けられず孤立することがないように、**地域の状況に応じた支援の実施、相談対応、情報提供**が必要となっています。

1 基本理念

人口減少や少子高齢化が進展していく中、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など支援が必要な方のみならず、地域住民の誰もが「地域」という共通の場において、お互いの個性や尊厳を認め合い、つながり、支え合うことが必要なことから、本計画の基本理念を次のように定めます。

地域において人と人がつながり、支え合い、共に生きるまち

2 基本方向(施策の方向)

基本理念を実現するため、次の5つの基本方向（施策の方向）を掲げ、施策を総合的に推進します。

1 地域で支え合う意識の向上

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

2 地域福祉の担い手の育成・確保

今後の更なる人口減少・少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・確保を図ります。

3 地域での共助ネットワークの構築

高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。

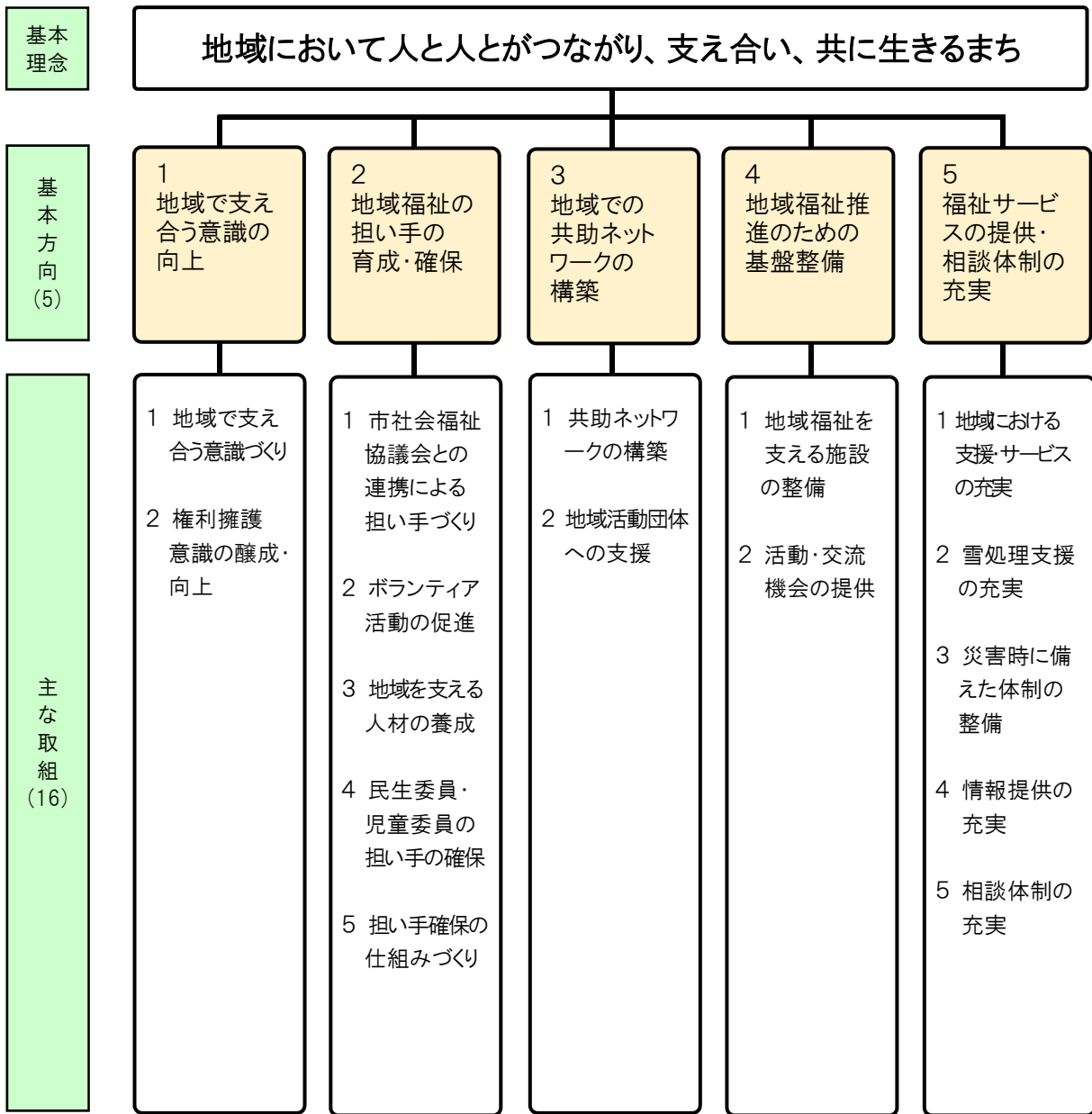
4 地域福祉推進のための基盤整備

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

5 福祉サービスの提供・相談体制の充実

高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者などが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

3 計画の体系図



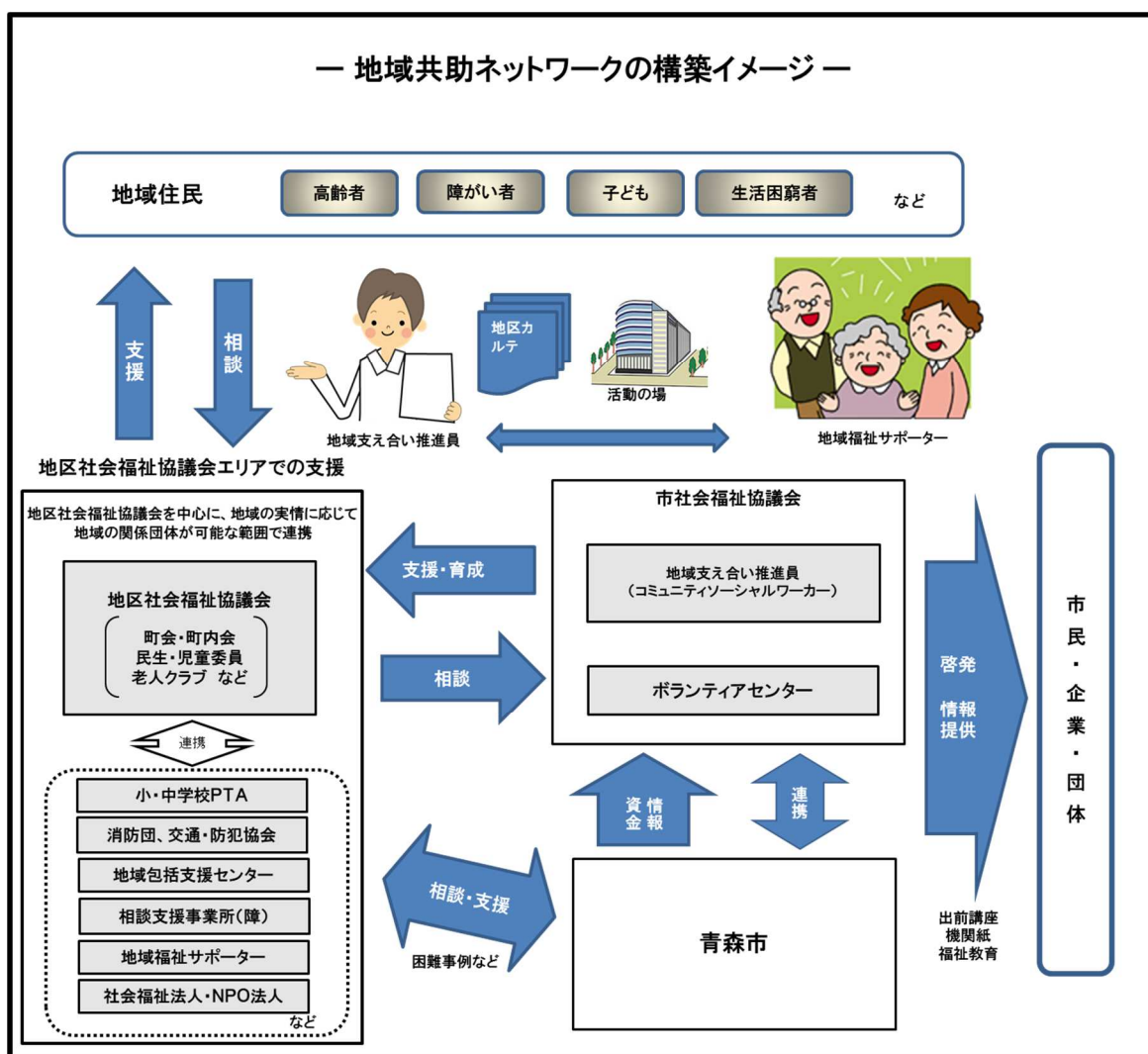
4 重点事業

計画の基本理念及び基本方向の実現や地域福祉の課題解決に向けて、重点的に取り組むべき下記の5つの事項を「重点事業」として位置づけ、計画的に取組を推進します。

- (1) 地域共助ネットワークの構築
- (2) 地区カルテの充実
- (3) ボランティアポイント制度の普及促進
- (4) 地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の活動推進
- (5) ボランティアセンターの運営強化

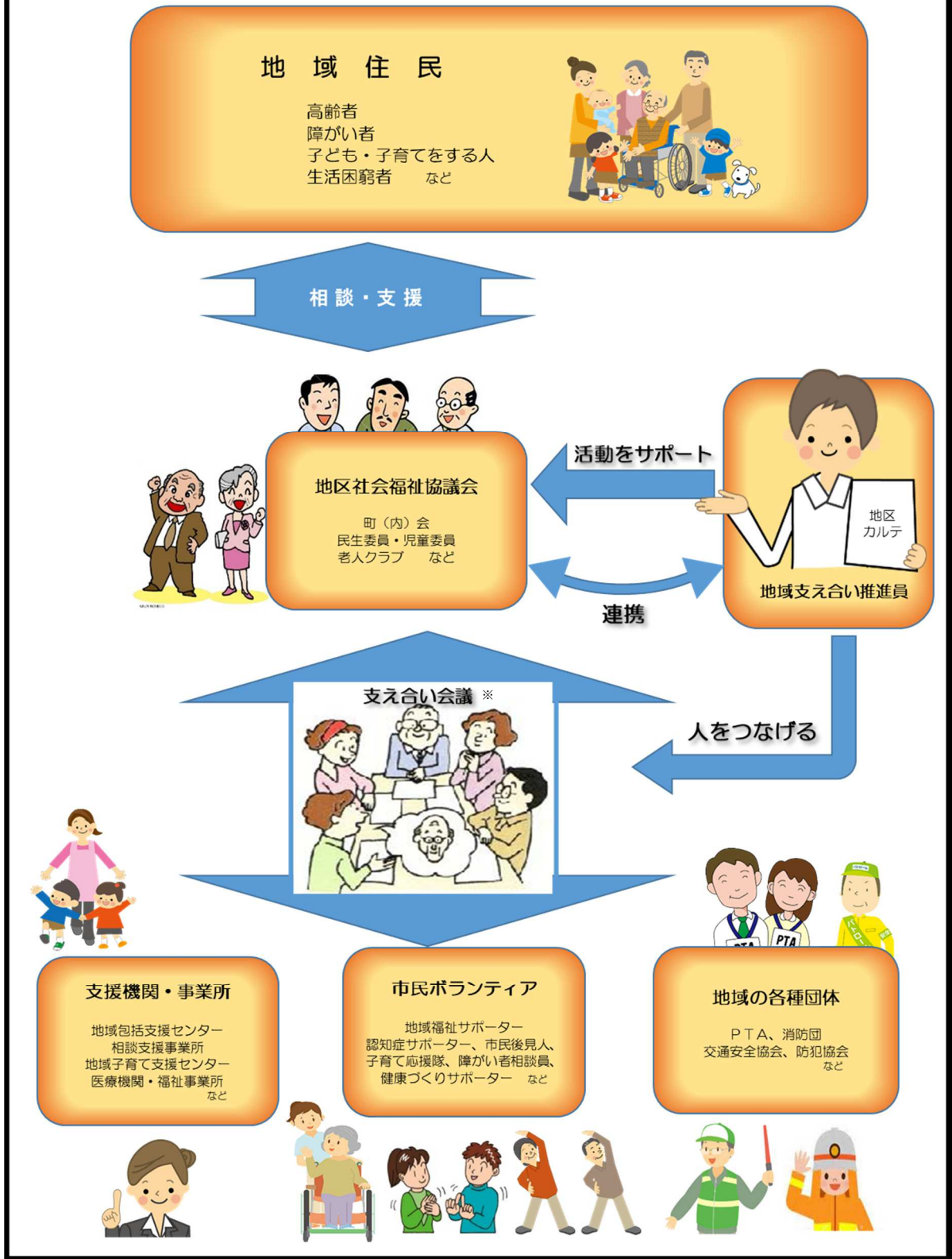
(1)地域共助ネットワークの構築

本計画の基本理念を実現するために、市内にある38の地区社会福祉協議会のエリアを基本として、市社会福祉協議会をはじめとする関係団体、地域住民との共助のネットワークづくりを進めていきます。



各地区でのネットワークの構築イメージ

- 地域支え合い推進員がつなく助け合いの手と手 -



※支え合い会議：地域内の福祉関係者等が集まり、地域の福祉課題や支え合い体制について協議する場のこと。

(2)地区カルテの充実

地域共助ネットワークを構築していくための基礎情報として、また、各地区の福祉関係者の活動の際に継続的に活用できるよう、地区の福祉やまちづくりに関する様々な情報を集約する「地区カルテ」について、毎年度情報を更新し、内容の充実に努めます。

地区カルテの活用について

【概要】

地区社会福祉協議会エリアごとに整備した、地域福祉に関する様々な情報を盛り込んだ「地区カルテ」を毎年度更新し、地域での社会福祉活動の際に、カルテの情報を活用して、サービスや支援につなげていく。

市が地域ごとに、地域で支援が必要な方の情報や共助サービスなどの情報を記載したカルテを作成。

地域の福祉関係者が、カルテを活用し、支援が必要な方にサービスが提供されるようにつなぐ。

毎年度、カルテの記載情報を更新し、地域の福祉関係者へ配付するとともに、市のホームページに掲載する。

【記載されている主な情報例】

【地域の概況】

対象エリア、面積、活動地域の地図

【地域の基礎情報】

年齢別人口、高齢者世帯数、障がい者手帳交付者数、児童扶養手当受給家庭数、放課後児童会開設場所数、避難行動要支援者数 など

【地域福祉の担い手の情報】

地区社会福祉協議会、町会・町内会、地区民生委員児童委員協議会、地域支え合い推進員、地域包括支援センター、福祉活動を行うボランティア・老人クラブ
地域にある社会福祉施設等、学校、警察・消防、活動場所・つどう場所 など

【地域での支え合い活動の情報】

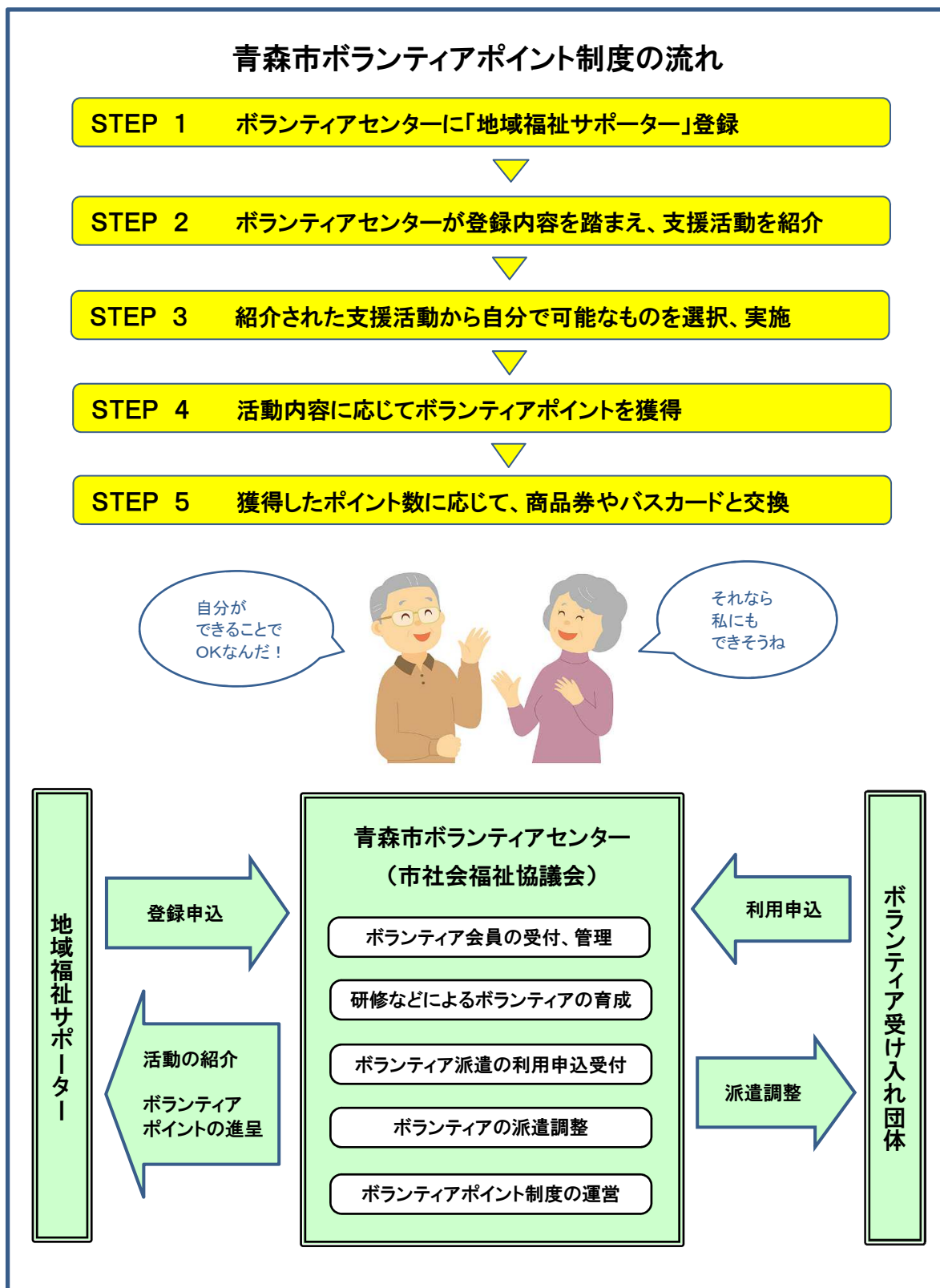
- ・民生委員・児童委員等による見守り活動
- ・在宅高齢者や障がい者のための福祉安心電話サービス
- ・こころの縁側づくり事業
(茶話会、健康体操・相談、歌、レクリエーション、出前講座など)
- ・ひとり暮らし高齢者給食サービス
- ・高齢者等宅のボランティアによる間口除雪
- ・交通安全、防災訓練
- ・敬老会
- ・子育てひろば など



(3) ボランティアポイント制度の普及促進

平成 29 年 10 月に創設した、地域福祉の担い手の育成及び確保並びに高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を図る「ボランティアポイント制度」を普及促進します。

ボランティア登録を行った地域福祉サポーターが制度の対象としているボランティア活動を行うことでポイントが付与され、一定のポイントがたまると商品券やバスカードと交換ができるため、ボランティア活動に参加するきっかけづくりに繋がります。



青森市ボランティアポイント制度の対象事業・活動メニュー

高齢者支援・介護予防

- ◆**こころの縁側づくり事業**
高齢者同士や若年者等との交流の場の提供及び運営の補助
- ◆**ほのぼのコミュニティ21推進事業**
「ほのぼの交流協力員」として行う高齢者世帯等の訪問見守り活動
- ◆**ひとり暮らし高齢者給食サービス事業**
高齢者の仲間づくりや生きがいづくりのための給食会や茶話会の運営の補助
- ◆**認知症カフェ**
認知症の方や家族の交流活動の補助
- ◆**介護予防普及事業**
介護予防体操の普及活動の補助 など



雪対策支援

- ◆**ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動**
学生や企業と合同で行うひとり暮らし高齢者世帯の除雪
- ◆**屋根の雪下ろし奉仕活動**
積雪が1mを越えたときに実施する屋根の雪下ろし
- ◆**福祉の雪対策事業**
高齢者世帯等の間口除雪
- ◆**冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業**
市から貸与される除雪機等を使用した地域の歩道除雪
- ◆**冬期児童通学路確保に関わる除雪機貸与事業**
市教育委員会から貸与される除雪機等を使用した小学校通学路の除雪 など



子育て支援

- ◆**親子での遊びの場における支援活動**
町(内)会、地区社会福祉協議会並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び地域子育て支援センターが実施する子育て親子の遊びの場における支援を行う活動
- ◆**子育てに関する相談対応支援**
町(内)会、地区社会福祉協議会並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び地域子育て支援センターが実施する子育て相談において、子育てに関する不安などの相談対応を行う活動の支援



障がい者支援

- ◆**障がい者のコミュニケーション支援活動**
町(内)会、地区社会福祉協議会及びボランティアセンターが実施する事業において手話等を用いてコミュニケーションの支援を行う活動
 - ◆**障がい者との交流活動**
町(内)会、地区社会福祉協議会及びボランティアセンターが実施する事業において行う障がい者との交流活動
- ※活動事例
- ・視覚障がい者の方に町(内)会のお知らせを音読で伝える活動
 - ・町(内)会活動として行う花壇づくりや水やりに参加する障がいのある方への補助活動 など



(4)地域支え合い推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の活動推進

地域共助ネットワークを推進していくに当たって、地域支え合い推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)が行う、地域内の人材や資源をつなぎ、支え合いの体制の構築を推進します。

地域支え合い推進員


(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)

【役割】

- ・介護予防や生活支援サービスでのニーズ把握と必要なサービスを提供するための調整
- ・地域での困難事例などにおけるケース検討会議の開催
- ・ボランティア支援などにつなげるための調整
- ・地域の福祉関係者からの相談対応と支援
- ・地域福祉サポーターの派遣調整
- ・「地区カルテ」の更新・管理 など

【配置】

各地区社会福祉協議会を個別に支援できるような人員を社会福祉協議会内に配置



(5)ボランティアセンターの運営強化

市ボランティアセンターでは、これまでも、ボランティアに関する相談対応・情報提供、体験ボランティアの実施などボランティア活動の促進に取り組んできましたが、今後より一層促進させるため、ボランティアセンターの運営について、下記のとおり強化します。

《主な運営強化策》

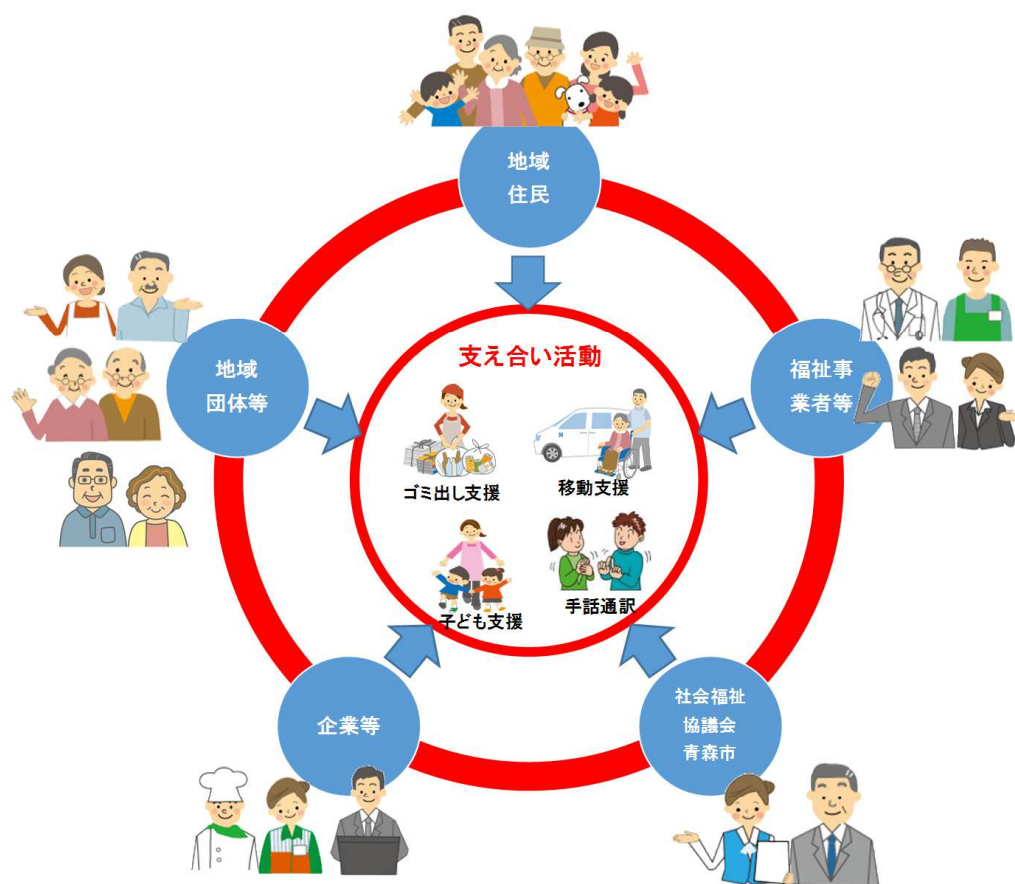
- ・ボランティアセンターの体制強化
- ・ボランティアの発掘と資質向上を図る多様な研修の実施
- ・ボランティアポイント制度の普及促進
- ・出前講座やボランティア体験などによる意識づくり
- ・機関紙・インターネットなどを活用した情報発信の強化
- ・ボランティアニーズ等の調査 など

5 地域福祉の役割分担

本計画に基づく施策の推進に当たっては、市及び地域福祉推進の中核的団体として重要な役割を担う青森市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や地域団体、企業・福祉事業者など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、一体となって地域における支援や支え合い活動を進めていく必要があります。

このことから、地域住民や地域団体、企業に期待される役割及び福祉事業者や市の役割について、施策ごとに「地域福祉の役割分担」として示します。

地域の連携でつなぐ支え合い



第2部 各論

現状と課題

- 全ての団塊の世代[※]が後期高齢者[※]となる令和7年には、本市の高齢化率は35.2%になると推計されており、今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展していくものと見込まれます。
- 町（内）会への加入世帯数や加入率が毎年低下しており、本計画策定のために実施したアンケートでは、「町（内）会活動にあまり参加していない」又は「ほとんど参加していない」と回答した市民の割合が平成27年度において7割程度という状況にあります。
- また、同調査では、誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思っている市民の割合は、平成26年度において9.3%と低い状況となっています。
- 国においては、平成26年1月に「障害者権利条約」を締結し、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されており、障がい者の人権尊重に向けた取組が推進されています。こうした中、市における障がい者や高齢者の虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。
- 青森市子どもの権利条例[※]や青森市子どもの権利相談センターの認知度はまだまだ低い状況にあります。
- 市民誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、誰もが暮らしやすい社会の実現が求められていますが、年齢や性別の違い、障がいや病気の有無、文化・思想や国籍の差異などによる差別、偏見、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]など、人権侵害に関する様々なトラブルが問題となっています。

〈地域で支え合う意識づくり〉

- 今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、地域でお互いに支え合う意識の向上が必要です。
- 特に、今後、地域福祉の担い手として期待される元気な高齢者などターゲットを明確にした意識啓発を実施していく必要があります。また、将来を担う子どもたちへの福祉教育も併せて行っていく必要があります。

[※]団塊の世代：戦後の第一次ベビーブーム期（1947年から1949年頃）に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代。

[※]後期高齢者：75歳以上の高齢者のこと。

[※]青森市子どもの権利条例：「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成24年12月に制定した条例。

[※]DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

《権利擁護意識の醸成・向上》

- 地域住民それぞれがお互いの人権を尊重する意識を持つことが地域福祉の推進につながるため、高齢者、障がい者、子どもの虐待やDVの防止・早期発見に努めるとともに、成年後見制度など判断能力が不十分な方への支援制度や子どもの権利の普及啓発を図るなど、引き続き権利擁護意識の醸成・向上を図っていく必要があります。

施策の方向

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

主な取組

《地域で支え合う意識づくり》

- 【重点事業】ボランティア活動を通じて、地域でつながり支え合う意識を向上させるため、青森市社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターの運営を強化します。
 - ・ ボランティアセンターの体制強化
 - ・ ボランティアの資質向上を図る多様な研修の実施
 - ・ ボランティアポイント制度の普及促進
 - ・ 出前講座やボランティア体験などによる意識づくり
 - ・ 機関紙・インターネットを活用した情報発信の強化
 - ・ ボランティアニーズの調査 など
- 「広報あおもり」やホームページ、市民向け各種講座等を通じて、地域福祉の担い手として期待される元気な高齢者をはじめとする市民全体に地域福祉やボランティアに関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。
- 将来を担う子どもたちに地域福祉への理解を深めてもらうため、福祉教育の充実のための方策を検討します。

《権利擁護意識の醸成・向上》

- 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定等により、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮がなされるような環境の整備に努めます。
- 障害者週間に合わせたパネル展の開催や「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動の展開、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付を通じ、ノーマライゼーション※理念の普及啓発に努めます。

※ノーマライゼーション：障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方のこと。

- 虐待やDVを防止・早期発見するため、虐待等に関する理解の促進や青森市障がい者虐待防止センター※、青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談先の周知を図ります。
- 障がいや認知症などにより判断能力が不十分な方を支援するための成年後見制度※や日常生活自立支援制度※の周知により、権利擁護の意識啓発を行います。
- 子どもの権利が広く認知されるよう、子どもと大人が「青森市子どもの権利条例」や子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するとともに、子どもの権利相談センターの周知を行います。
- 男女平等と人権尊重の理念の普及のため、地域住民や地域団体、ボランティア団体などの多様な主体と連携を図りながら、人権に関する正しい理解を広めるとともに、理解を深めるための様々な啓発活動を推進します。
- 異なる価値観や文化を理解し、尊重し合い、その豊かさを共有しながら、日本人も外国人も地域で共に暮らす市民として「多文化共生※社会」の啓発に取り組みます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
ボランティア登録者数 青森市社会福祉協議会へのボランティア登録者の数	8,327人 (平成26年度)	13,724人 (令和5年度)
ノーマライゼーションに対する満足度 青森市は障がい者にとってやさしい街だと思ふ市民の割合(市民意識調査)	17.3% (令和元年度)	27.7% (令和5年度)

※青森市障がい者虐待防止センター：障がいのある方への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある方の保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な方を保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

※日常生活自立支援制度：判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により行う各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのこと。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・地域の身近な問題に関心を持ち、隣近所で助け合うよう心がけます。

地域団体※に期待される役割

- ・地域の課題や潜在化しているニーズについて積極的に情報発信し、地域住民の地域への関心を高めます。

企業に期待される役割

- ・ボランティア活動の推奨やボランティア休暇※制度の導入などを通じ、従業員等の地域福祉活動に対する意識の向上に努めます。

福祉事業者※の役割

- ・地域への施設開放や実習生の受け入れなど、体験学習の場を提供し、地域住民等に対する意識の向上を図ります。

市の役割

- ・ボランティアセンターの運営支援や、様々な広報媒体を活用した具体的な地域活動やボランティア活動の事例の紹介などを通して、地域福祉推進に対する地域住民の意識啓発を図ります。
- ・様々な広報媒体を活用して、権利擁護の理念や相談先を周知するなど、地域住民の権利擁護意識の向上を図ります。

※地域団体：町（内）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体など。

※ボランティア休暇：労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇のこと。「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもある。

※福祉事業者：市社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉事業を行うNPO法人など。

現状と課題

- 本市では、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を担う人材の育成・確保に努めており、令和元年度において青森市ボランティアセンターに登録のあったボランティア数は7,949人となっており、平成26年度の8,327人と比較すると減少しています。
- また、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成や市民後見人[※]の育成、災害時避難行動要支援者への支援者の確保のほか、市民の健康づくりを牽引する健康づくりリーダーや地域の中で自ら健康づくりを実践するとともに周囲に広げていく健康づくりサポーターなど地域における人材の養成を行ってきました。
- 一方で、民生委員・児童委員の欠員が続いていることや、ボランティア等の担い手の確保が困難な事業もあり、市民に行ったアンケートでは約6割がボランティア活動に参加した経験がなく、約5割が町（内）会の活動にほとんど、あるいはまったく参加していない状況となっています。
- また、地域においては、計画の策定に当たって町（内）会等や社会福祉法人等を対象に実施したアンケートでは、団体の活動を行う上での課題や問題点について、スタッフ不足と回答した割合が一番高くなっています。

〈地域福祉の担い手の育成・確保、確保のための仕組みづくり〉

- このような中、人口減少・少子高齢化の進展によって多様化すると考えられる支援ニーズに対応し、地域福祉を推進していく担い手を育成・確保するとともに、そのための仕組みづくりをする必要があります。

施策の方向

今後の更なる人口減少・少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・確保を図ります。

主な取組

〈市社会福祉協議会との連携による担い手づくり〉

- 地域福祉の推進を担う中核的な団体である市社会福祉協議会との連携により、地域住民が協力して行う見守りやボランティア活動支援などを拡充し、地域において福祉活動を担う人材の育成を図ります。

[※]市民後見人：弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の市民を含めた後見人のこと。

《ボランティア活動の促進》

- 【重点事業】ボランティアセンターの運営を強化し、専従職員の配置により、ボランティアをしたい人と求める人のマッチング及びボランティアの資質向上に向けた取組を強化します。また、ボランティアセンターを活用し、ボランティア団体の活動に関する情報提供を行うことで、ボランティア活動へのきっかけづくりに努め、幅広い世代からの人材の発掘を図ります。
- 市社会福祉協議会との連携による中学校等のボランティア推進校の指定や、一人暮らしの高齢者世帯への除雪奉仕活動など、学生をはじめとする若者のボランティア活動を促進します。

《地域を支える人材の養成》

- 認知症サポーターや市民後見人・法人後見[※]、相談支援専門員[※]、障がい者相談員[※]、子育て応援隊、ファミリー・サポート・センターのサポート会員、災害時避難行動要支援者の支援者、健康づくりサポーターなどの地域を支える様々な人材の養成や配置に努めます。

《民生委員・児童委員の担い手の確保》

- 地域において、市民と行政をつなぐ窓口として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員について、町（内）会、地区社会福祉協議会などと連携し地域の実情を把握しつつ、積極的に担い手の確保に努めます。
- 「青森市民生委員・児童委員協議会」との連携により、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、地域活動での支援体制を強化します。

《担い手確保の仕組みづくり》

- 【重点事業】地域福祉の担い手の育成及び確保並びに高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を図るため、地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支える「地域福祉サポーター」として登録し、対象となるボランティア活動を行うことでポイントが付与され、一定のポイントがたまると商品券やバスカードと交換できる「ボランティアポイント制度」の普及促進に努めます。

※法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。

※相談支援専門員：障がいのある方への相談支援の業務に従事する者のこと。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

※障がい者相談員：身体に障がいのある方及び知的障がいのある方本人またはその家族の方などからの相談に、障がい者本人または関係者が対応し、必要な助言・指導を行うとともに、行政機関等のパイプ役として活動している市が委託する相談員のこと。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域福祉サポーター登録数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者数	—	2,244 人 (令和 5 年度)
地域福祉サポーターの活動割合 地域福祉サポーターの登録者のうち、実際に活動を行った者の割合	44.2% (参考値)	72.1% (令和 5 年度)

※ 地域福祉サポーターは平成 28 年度以降に創設することから、基準値は「—」とします。

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・地域活動やボランティア活動に積極的に参加・参画するよう努めます。

地域団体に期待される役割

- ・地域住民の地域活動やボランティア活動への参加の促進に努めます。

企業に期待される役割

- ・地域福祉の担い手であることを認識し、地域の一員として地域福祉活動への参加促進に努めます。

福祉事業者の役割

- ・福祉事業従事者等を専門的な研修会等に積極的に参加させるなどし、資質の向上に努めます。
- ・体験ボランティア事業や、実習生等の受け入れ、地域団体の研修会等への講師派遣等により、広く各世代の人材育成・確保に努めます。
- ・ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアを受け入れたい側とのコーディネート※を行うとともに、参加促進に向けたネットワークづくりに努めます。

市の役割

- ・ボランティアポイント制度の普及促進により、地域ごとに福祉の担い手を確保できるよう努めます。

※コーディネート：物事を調整し全体をまとめること。または、つなぐ役割のこと。

現状と課題

- 一人暮らし高齢者の増加により、地域での支え合いが重要であることから、可能な限り住み慣れた地域において、安心して自分らしい生活を送るため、見守りも含む地域全体で高齢者の生活を支える地域包括ケア体制の充実が必要とされています。
- また、障がい者が住み慣れた地域の中で地域の人と共に生きていくため、ニーズに的確に対応するとともに、円滑なサービスの提供体制を構築する必要があります。
- さらには、少子化、核家族化を背景に地域でのつながりが希薄化している中、地域全体で子どもを育てていくため、学校・家庭・地域が一体となって子育てを支える体制を整える必要があります。
- 本計画策定に当たって実施したアンケートでは、地域づくりを進めるために必要な取組、できる取組、実際に行っている取組として、市民は「地域の人々と積極的に知り合い、ふれ合うこと」と回答した割合が高く、社会福祉法人等は同じく「地域の人々と積極的に知り合い、ふれ合うこと」や、「地域で活動する団体が交流・協力を進めること」と回答した割合が高いことから、市民も地域内の団体も地域福祉の推進のためには多様な主体の連携が必要であると考えています。また、社会福祉法が改正され、社会福祉法人は法に基づき地域貢献に努めることとなり、これまで以上に地域と連携し、地域福祉活動に取り組む機運が高まっています。

〈地域で支え合うネットワークの構築〉

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、支援のニーズは増加・多様化し、現状のままでは今後さらに地域福祉の担い手は不足していくと考えられることから、地域の中で互いに支え合う体制づくりを進めていくため、高齢者だけでなく、障がい者や子ども、生活困窮者なども含めた地域における全体的な支援のネットワークを構築していく必要があります。

〈地域活動団体への支援〉

- 地域団体や関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう、地域ごとの実情や住民のニーズを踏まえた支援を行う必要があります。

施策の方向

高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。

《共助ネットワークの構築》

- 【重点事業】高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士による助け合い）によるネットワークの構築を進めます（新たな団体・組織を設立するのではなく、既存の団体や取組をこれまで以上に有機的に連携させ、地域福祉の推進を目指すものです）。また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療機関・福祉事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。
- 【重点事業】地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域の多様な主体が結集する「まちづくり協議会※」の構築などを促すとともに、市との協働によるまちづくりに取り組みます。
- 【重点事業】上記のネットワークを構築していくため、各地域における調整役として地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置します。
- 【重点事業】地区ごとのネットワークを構築していくため、また、地域の現状について、市として現状を積極的に把握するため、地域福祉に関わる情報を地区ごとにまとめた、地区カルテを作成し、地域関係者と課題等を共有します。
- 高齢者の家族や民生委員・児童委員、高齢者介護相談協力員等の地域住民全体による見守り活動や、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を通じて、地域において支援を必要とする高齢者に早急かつ適切な支援が行えるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 障がい者のための相談支援事業所を中心に、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を通じて、多様なニーズに対して総合的にサービスを提供できる体制を構築します。
- 高齢者、障がい者、子どもの虐待防止・早期発見のため、地域団体・関係機関等との情報共有や支援策の検証・協議など、連携協力体制を構築します。

《地域活動団体への支援》

- 地域コミュニティ※活動の重要な役割を担う町（内）会や、ボランティア活動の重要な役割を担う市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子ども会など、地域団体、関係機関等に対する支援を行います。
- 地縁による団体の法人格取得の認可や、NPO法人の認証に関する手続きや相談対応・情報提供を行うことで、市民団体の活動を支援します。

※まちづくり協議会：市が目指す市民自治によるまちづくりを行うための新たな地域コミュニティであり、地域の知恵と力を結集し、さらなる地域力の向上を目指す、誰もが気軽に参加できる組織のこと。

※地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

- 障がい者の多様なニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、様々な障がい者団体への活動支援や青森市障害者自立支援協議会[※]の運営により、関係団体・機関と連携を図ります。
- あおもり親子はぐくみプラザ[※]が中心となり、各地域の地域子育て支援センター、認定こども園、幼稚園、保育所、子育て応援隊との一層の連携を進めるとともに、小・中学校やPTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など、地域の関係機関等とのネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
共助ネットワークが構築されている地区数 地域支え合い会議等が恒常的に開催されている地区社会福祉協議会数	—	38 地区 (令和5年度)

※ 地域支え合い会議は平成28年度以降に創設することから、基準値は「—」とします。

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・家庭や隣近所など身近なところから、あいさつ・声かけなどのコミュニケーションを心がけます。
- ・市民自治の主体として積極的にまちづくりに参画します。

地域団体に期待される役割

- ・地域住民とのあいさつ・声かけなどのコミュニケーションを心がけます。
- ・学校と地域との交流を積極的に行い、地域と連携した活動を行います。

企業に期待される役割

- ・高齢者等の見守り活動など、地域における支援のネットワークへの協力・参画に努めます。

※青森市障害者自立支援協議会：障がいのある方等への支援体制の整備を図るため、障がいのある方が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う場。

※あおもり親子はぐくみプラザ：妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、令和2年4月に元氣プラザ内に設置した青森市版ネウボラ（フィンランドの妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと）のこと。母子保健サービスと子育て支援サービスをワンストップで行っている。

福祉事業者の役割

- ・施設での地域に開かれたイベントの開催などを通じて、施設利用者と地域住民が交流できる機会や、地域住民がボランティアとして施設運営に協力できる環境を整えるなど、地域に開かれた施設となるよう努めます。
- ・市や地域団体との連携に努め、地域での支え合いに積極的な役割を果たします。

市の役割

- ・地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置、地域カルテの整備などを通じて、地域の状況に応じて、地域住民が支え合えるネットワークづくりを推進します。

現状と課題

- 青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、福祉館などを無料で貸出し、町（内）会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが行う地域福祉の活動の場所を提供していますが、各施設について老朽化が進んでいることから、ハード面、ソフト面の両面において地域福祉活動を行いやすい基盤整備が必要です。
- また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「青森県福祉のまちづくり条例」におけるバリアフリー化[※]について、整備義務がない福祉館などの既存の市所有施設についても、「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、バリアフリー化を進めています。
- 高齢者の地域密着型サービス[※]については、利用待機者などの動向を踏まえ、計画的に整備を行ってきており、小規模多機能型居宅介護などの在宅生活を支援する施設の整備を進めています。また、障害者差別解消法において、改めて施設の構造の改善及び設備の整備が求められています。
- 障がい者の地域生活を支援するため、相談や体験の機会・場、緊急時の受け入れなどの機能を集約した地域生活支援拠点等の整備について、令和2年度末までに整備することとしています。

《地域福祉を支える施設の整備》

- 地域福祉活動を促進していくためには、地域福祉に関する多様な主体が活動しやすい、また、参加しやすいように地域ごとの状況に目を向けた場の整備・再構築が必要です。

《活動・交流機会の提供》

- 地域の人々の交流を深めるため、高齢者や障がい者、子育て中の親子などの誰もが自由に参加できる活動・交流機会の提供が必要です。

施策の方向

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

[※]バリアフリー化:建物の段差等をなくし、手すりを設置することなどにより、高齢者や障がい者等にとって生活の支障となる障害を取り除くこと。

[※]地域密着型サービス:高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。

主な取組

《地域福祉を支える施設の整備》

- 青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センターをはじめ、市民センターや分館、福祉館、児童館などの地域の活動拠点を安全に安心して利用できるよう、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」や「青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針」などにに基づき市所管施設の適切な運営・維持管理に努めます。
- 「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、引き続き、整備優先順位や整備時期を判断し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
- 医療ニーズのある一人暮らしの重度の要介護高齢者等でも在宅で生活できるよう、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画」に基づき、地域密着型サービスの施設整備を進めます。また、障がい者のための地域生活支援拠点等の整備を行います。

《活動・交流機会の提供》

- 住民同士がこれまで以上にお互いにつながりを持てるよう、空き家などの活用検討も含めて世代間交流やサロンの開催など交流の場づくりを促進します。
- 市社会福祉協議会を通じ、地区社会福祉協議会が実施する敬老会、給食サービスなどの様々な交流の場づくりを支援します。
- 高齢者が生きがいを持っていきいきと生活し続けられるよう、老人クラブ活動の活性化を図るほか、「生きがいづくり」、「情報の提供」、「健康づくり」、「相談」、「介護予防」などの機能を有する場を提供します。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流や相談ができる場づくりを推進します。
- 子ども会や放課後子ども教室[※]を通じて、町（内）会やPTAなどをはじめとした地域住民や地域団体、関係機関等と連携し、多様な体験活動や世代間交流など、子どもたちの地域活動・交流の機会の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域における交流事業開催数 高齢者や障がい者、子どもや子育て世帯が参加する地域での交流事業等の開催数	1,264 回 (平成 26 年度)	3,727 回 (令和 5 年度)

[※]放課後子ども教室：放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを実施する拠点（居場所）・事業のこと。

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・公共施設や市民館での地域活動や生涯学習など、地域において住民が交流できるよう、積極的に施設を活用します。
- ・地域団体や福祉事業者が実施する交流の場等に積極的に参加し、同じ地域の住民や団体、事業者と交流を深めるように努めます。

地域団体に期待される役割

- ・町（内）会が運営する市民館などの施設の適正な運営に努めます。
- ・地域住民や地域団体同士が交流できる場を設けるよう努めます。

企業に期待される役割

- ・企業の有する人材や施設等を地域社会に還元するなど、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めます。

福祉事業者の役割

- ・事業者の有する人材や施設等を地域社会に還元するなど、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めます。
- ・所有管理する福祉施設の適正な運営に努めます。
- ・施設利用者と地域住民との交流や体験学習の場となるよう、地域への施設開放に努めます。

市の役割

- ・ハード面、ソフト面の両面から地域住民、地域の団体、事業者等が活動しやすい、参加しやすい場づくりに努めます。

現状と課題

- 介護保険制度において、地域の実情に応じた多様な日常生活支援を提供するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成29年4月から実施しています。
- 本市の高齢者数や障がい者数、要介護等認定者[※]数が年々増加しており、サービスのニーズが多様化・複雑化しているほか、認知症など判断能力が不十分な方の権利擁護に関する需要の増加が見込まれています。
- また、健康づくり分野においてはこれまで各種事業に取り組んできましたが、平成30年に国が発表した平成27年全国市町村別生命表において、本市の平均寿命が、男性が78.9歳、女性が85.7歳となっていますが、全国平均よりも低い水準にあり、男性の平均寿命は、全国1,888市区町村の中で50番目に低く、女性の平均寿命は23番目に低い状況となっています。
- 市民意識調査では、市政情報の提供に関して必要な情報を得ることができていると思う方の割合が平成26年度では16.3%と低い状況にあります。また、同調査において地域福祉に対する満足度も、平成24年度の11.4%から平成26年度には10.6%と低くなっています。
- 多くの市民が「広報あおもり」や市ホームページ、メールマガジンなどの市の各種広報や新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等といった方法で福祉サービスに関する情報を入手していますが、障がい者などにおいては、これらの手段のみでは情報収集が困難な場合があります。

《地域における支援・サービスの充実》

- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者が地域で安心して生活できるように、地域ごとの状況やニーズを踏まえた支援・サービスを実施するとともに、地域住民が心身ともに健やかに生活できる社会を実現するため、地域において主体的に健康づくり活動に取り組むための環境づくりを進める必要があります。

《雪処理支援の充実》

- 高齢者や障がい者等への雪処理支援として、屋根の雪下ろし費用の助成や市社会福祉協議会と連携した間口除雪を実施しており、支援が引き続き必要です。また、支援に当たっては、地域住民、地域団体、事業者、行政など多様な主体が連携し、取り組む必要があります。

《災害時に備えた体制の整備》

- 災害時に備えて、高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方に対する避難支援体制の構築を進めるとともに、避難所や避難所における生活が困難な方のための

[※]要介護等認定者：要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その状態にあるとすればどの程度か調査を行い、要介護等の認定を受けた方のこと。

福祉避難所[※]の運営体制の確保を図っていますが、引き続きこれらを推進する必要があります。

《情報提供・相談体制の充実》

- 地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、様々な方法により福祉サービスの情報を容易に入手できる仕組みづくりや、地域における相談窓口体制の充実を図るとともに、相談内容に適切かつ柔軟に対応することが必要です。
- 地域住民の福祉ニーズが複雑・多様化する中において、対応困難な事例も見られていることから、地域団体・関係機関がともに連携して相談や支援にあたる必要があります。
- 高齢者や障がい者に対して、地域包括支援センターや相談支援事業所などの各関係機関の機能の充実や連携・協力により、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 子育てに孤独感や不安感、悩みを抱える保護者に対しては、あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターにおける相談体制などの充実を図る必要があります。
- 平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が開始されたことから、本市の状況に応じた生活困窮者への支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向

高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者などが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

主な取組

《地域における支援・サービスの充実》

- 介護保険制度における要支援者等に対する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、地域ごとの状況やニーズに応じた支援を提供できるように取り組みます。
- 誰もが地域において安心して安全に暮らせるよう、地域住民や地域団体、民生委員・児童委員などとの連携による見守り・声かけや防犯、防災に関する活動など、地域で支え合う取組の充実を図ります。
- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方のための成年後見制度や日常生活自立支援制度の活用ができるよう支援するとともに、高齢者及び障がい者の権利擁護を推進するため、市民後見人の育成や支援体制の整備を図ります。
- 市民が地域の特性を活かしながら、主体的に地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援するとともに、それぞれの活動組織が相互交流を通じながら活動を維持・継続していくことができるようネットワークづくりを支援します。

[※]福祉避難所:大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。避難生活が長引くことが想定される場合において、市が必要に応じて開設する。

《雪処理支援の充実》

- 自力で屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に、屋根雪処理支援を実施します。
- 雪処理を行うことが困難な高齢者世帯等を支援するため、市社会福祉協議会と連携し、地域住民や地区社会福祉協議会のほか事業者にも除雪ボランティアの呼びかけを行い、間口除雪や屋根の雪下ろしを実施するとともに、雪処理相談体制の充実を図ります。

《災害時に備えた体制の整備》

- 災害時における避難行動の支援を要する人に対して、町（内）会、自主防災組織の関係者、民生委員・児童委員、消防団等の連携強化などを通じ、引き続き避難支援体制を構築します。
- 指定避難所や福祉避難所の開設に当たって、高齢者や障がい者、妊産婦など避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方へ女性の視点をも踏まえた適切な対応ができるよう、運営体制の整備を図ります。
- 自主防災組織の組織化を促進します。

《情報提供の充実》

- 福祉に関する情報を提供するため、引き続き、「広報あおもり」・市ホームページ・テレビ・ラジオなど、多様な媒体を活用するほか、福祉に関する各種制度を掲載した「福祉ガイドブック」を配付します。
- 視覚障がい者に対し、「広報あおもり」や「福祉ガイドブック」などの掲載内容を点字や音声により提供するなど、情報入手の手段を確保します。
- 障がい者や高齢者など、上記の手段での情報収集が困難な方のため、情報バリアフリーの推進について検討します。

《相談体制の充実》

- 【重点事業】地域住民や地域の福祉関係者などからの相談対応や支援を行うため、地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置します。
- 市や関係機関が担っている相談窓口について引き続き周知に努めます。
- 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会が、関係機関と連携を図りながら、多様化する地域住民の福祉に関する相談に的確に対応し、身近な場所で相談・課題解決ができる体制の充実を図ります。
- 高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターが中心となって、地域の高齢者や家族の状況等について実態を把握しながら、地域に住む高齢者の様々な相談に対応します。
- 障がい者やその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業者、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がい者からの相談に対応します。

- 子育てに対する不安や悩みを軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターなどの地域の窓口における各種講座、子育て情報の提供及び相談体制の充実を図ります。また、特に困難な事情を抱えた子育て家庭に対しては、希望に沿う支援のあり方を共に検討しニーズに合った施設や事業等を提供するとともに、子どもの発達を見通しながら計画的・継続的な支援を関係機関等と連携して実施するなど、相談支援の充実を図ります。
- 市社会福祉協議会と連携し、国の生活困窮者自立支援制度に基づく各種相談や支援を実施します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域福祉に対する満足度 「青森市は子育てしやすい街だと思う市民の割合」、「青森市は障がい者にとってやさしい街だと思う市民の割合」、「青森市は高齢者にとってやさしい街だと思う市民の割合」の平均（市民意識調査）	29.3% （令和元年度）	44.9% （令和5年度）

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・近所の高齢者、障がい者、子どもを含め、地域住民に対し、目配り、気配り、心配りを心がけます。
- ・災害時避難行動要支援者の支援者や除雪ボランティアとして協力します。
- ・地域ぐるみの健康づくり活動に積極的に参加します。

地域団体に期待される役割

- ・様々な活動を通じて、福祉サービスが必要な要支援者の把握に努めます。
- ・地域住民にとっての最も身近な相談役として、様々な相談に応じ、市や地域団体との橋渡し役となります。
- ・市からの情報提供や研修会等を通じ、必要な情報を適切に把握し、地域住民の多様な相談に応じられるよう努めます。

福祉事業者の役割

- ・福祉サービス利用者の人権を尊重し、保健・医療・福祉連携のもと、良質かつ適切なサービスを継続的に提供します。
- ・苦情解決に関し、第三者委員を設置するなど、客観性、透明性を確保するとともに、運営適正化委員会への提起など苦情対応体制について、利用者に十分な情報提供と説明を行います。

- ・地域ニーズを踏まえた福祉サービスの提供の充実に努めます。
- ・サービスを受けようとする人が、できるだけ容易に情報収集できるよう、情報を積極的かつ効果的に提供するように努めます。
- ・市や地域団体と連携し、相談体制・情報提供体制の充実に努めます。

市の役割

- ・地域の状況に応じた支援が行えるような体制づくりに努めます。
- ・サービスを受けようとする人が、できるだけ容易に情報収集できるよう、情報を積極的かつ効果的に提供するように努めます。
- ・地域団体や事業者と連携して、相談体制・情報提供体制の充実に努めます。

資料編

1 目標とする指標一覧

施策の進捗度を測るために指標を設定し、これまでの実績値を基準値とし、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画最終年度の令和5年度における目標値を記載しています。

第1章 地域で支えあう意識の向上

指標とその説明	基準値	目標値
ボランティア登録者数 青森市社会福祉協議会へのボランティア登録者の数	8,327 人 (平成26年度)	13,724 人 (令和5年度)
ノーマライゼーションに対する満足度 青森市は障がい者にとってやさしい街だと思ふ市民の割合(市民意識調査)	17.3% (令和元年度)	27.7% (令和5年度)

第2章 地域福祉の担い手の育成・確保

指標とその説明	基準値	目標値
地域福祉サポーター登録数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者数	—	2,244 人 (令和5年度)
地域福祉サポーターの活動割合 地域福祉サポーターの登録者のうち、実際に活動を行った者の割合	44.2% (参考値)	72.1% (令和5年度)

※ 地域福祉サポーターは平成28年度以降に創設することから、基準値は「—」とします。

第3章 地域での共助ネットワークの構築

指標とその説明	基準値	目標値
共助ネットワークが構築されている地区数 地域支え合い会議等が恒常的に開催されている地区社会福祉協議会数	—	38 地区 (令和5年度)

※ 地域支え合い会議は平成28年度以降に創設することから、基準値は「—」とします。

第4章 地域福祉推進のための基盤整備

指標とその説明	基準値	目標値
地域における交流事業開催数 高齢者や障がい者、子どもや子育て世帯が参加する地域での交流事業等の開催数	1,264 回 (平成26年度)	3,727 回 (令和5年度)

第5章 福祉サービスの提供・相談体制の充実

指標とその説明	基準値	目標値
地域福祉に対する満足度 「青森市は子育てしやすい街だと思ふ市民の割合」、「青森市は障がい者にとってやさしい街だと思ふ市民の割合」、「青森市は高齢者にとってやさしい街だと思ふ市民の割合」の平均(市民意識調査)	29.3% (令和元年度)	44.9% (令和5年度)

2 「(仮称)青森市地域福祉計画」策定に係るアンケート調査結果

新しい「(仮称)青森市地域福祉計画」の策定に当たって、市民や各団体の考え・意識などの現状と課題を把握し、地域福祉計画の基礎資料とするため、「市民」「町(内)会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員」「社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体」へのアンケート調査を行いました。

(1)市民へのアンケート

■ 調査対象者数

18歳以上の市民 700人 (住民基本台帳から無作為抽出)

■ 調査期間

12日間 (平成27年6月15日～平成27年6月26日)

■ 調査方法

住民基本台帳から無作為に抽出した調査対象者へ郵送により配布し、郵送により回収する

■ 回答数・回答率

286件・40.9%

■ 注意事項

表中の「n」は、回答数を示しています。

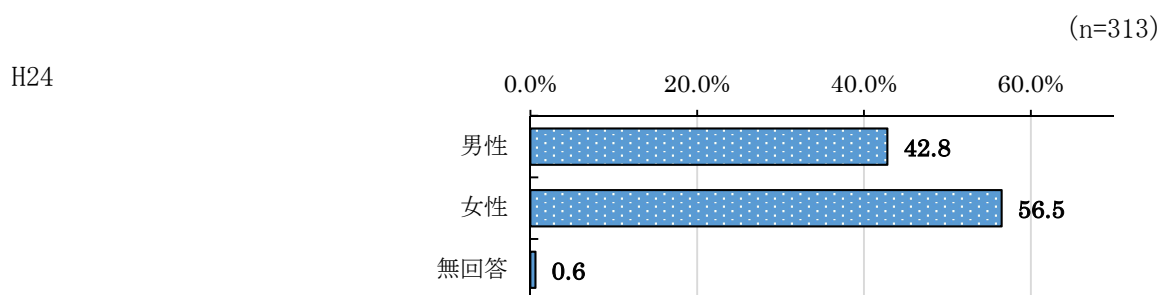
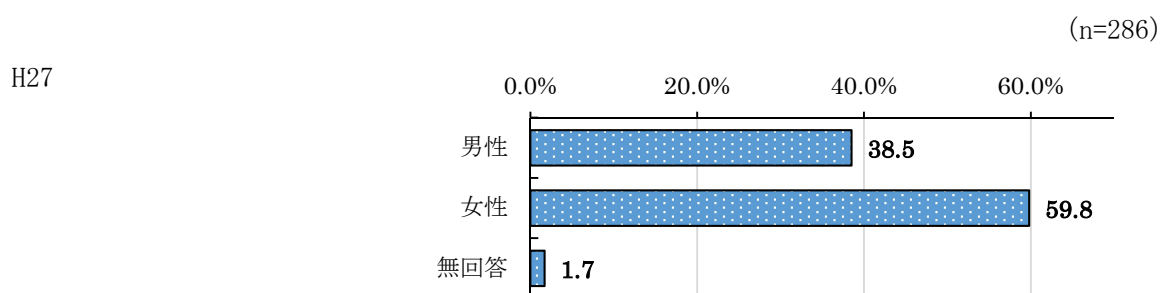
調査結果の比率は、その設問の回答数を基礎として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

複数回答形式の設問については、回答比率の合計を100%とするために、その設問の総回答数を基礎として回答比率を算出しています。

《 I. あなたご自身のことについて 》

【問 1】

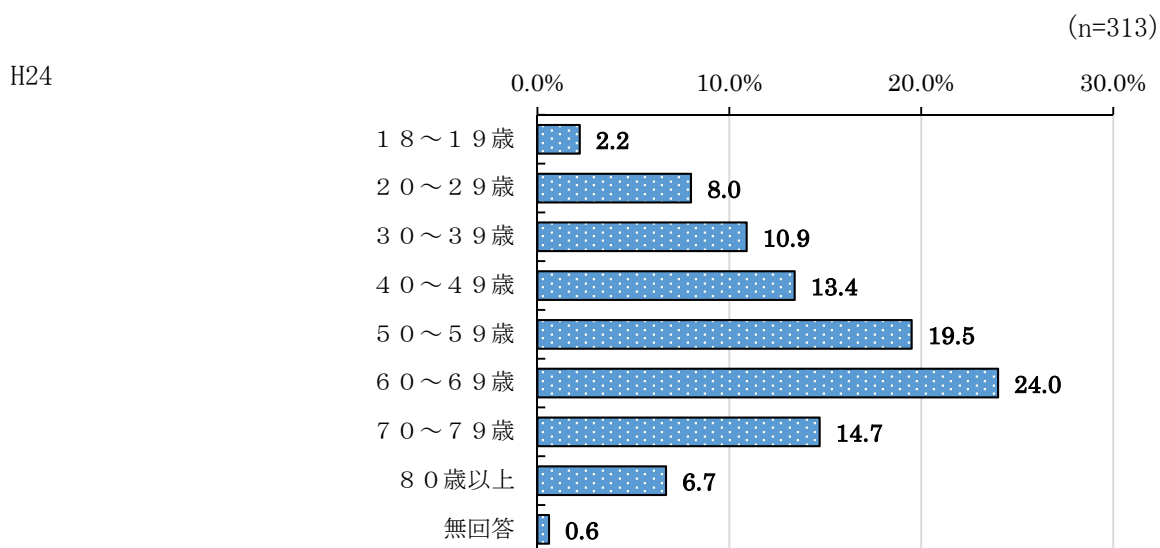
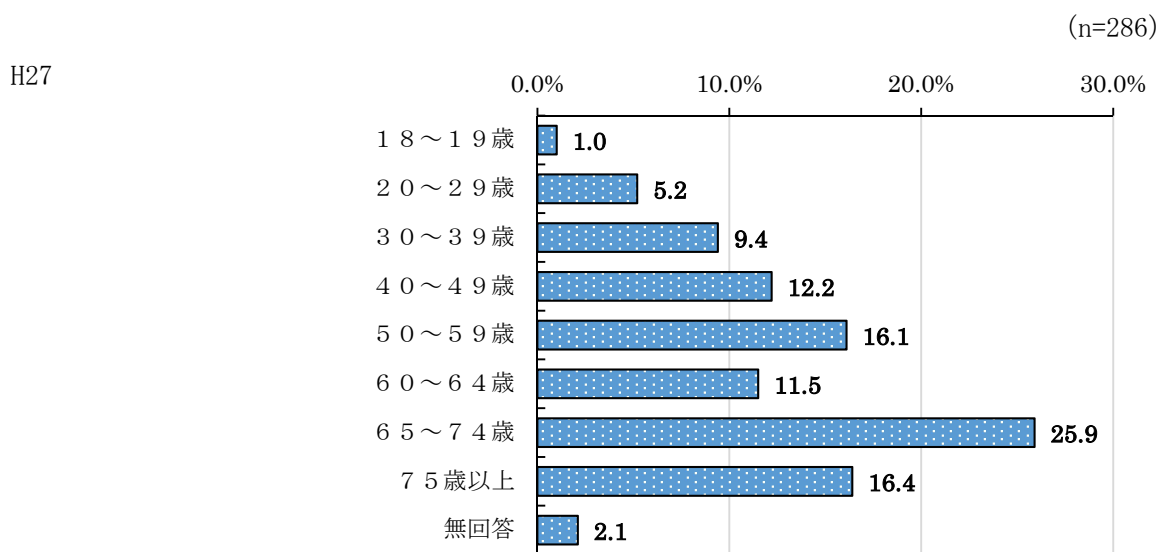
あなたの性別はどちらですか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)



性別については、「女性」と回答した人の割合が 59.8%、「男性」が 38.5%となっています。前回調査時は「女性」56.5%、「男性」42.8%でした。

【問2】

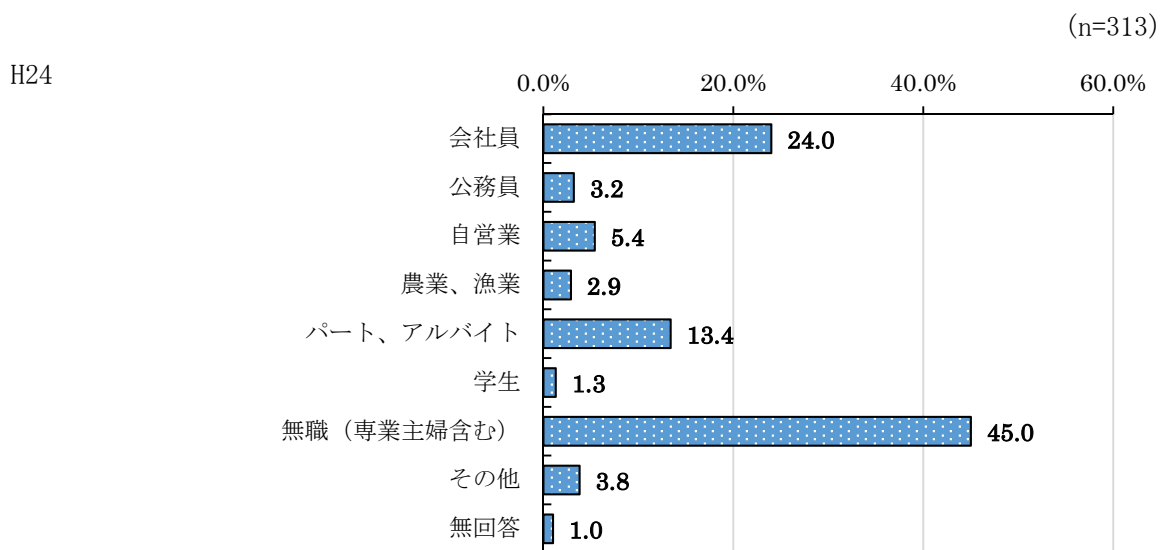
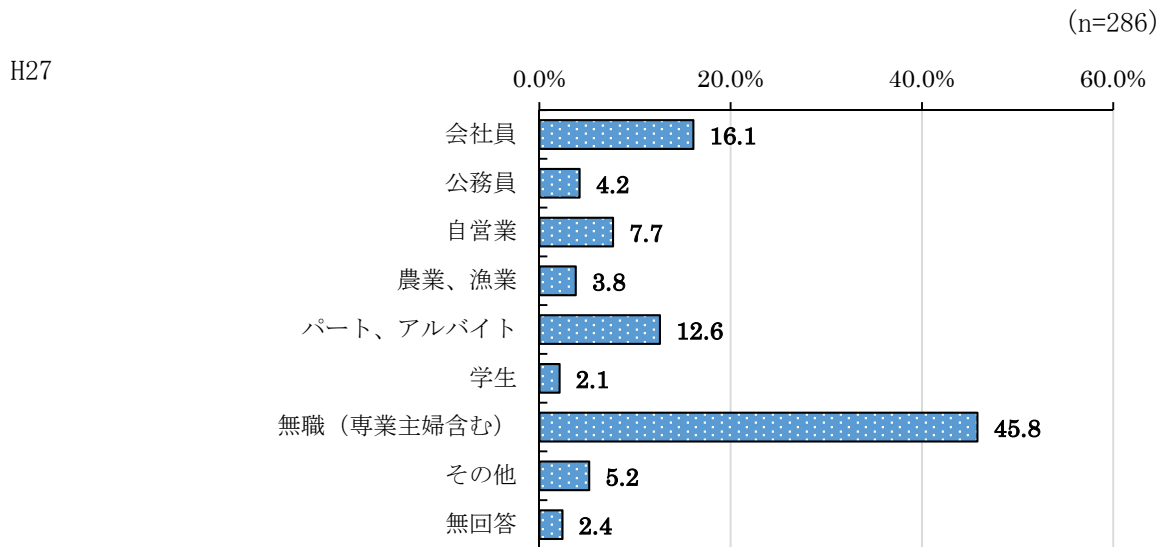
あなたの年齢はおいくつですか（平成27年5月1日現在）。該当するものに○をつけてください。（○は1つ）



年齢については、「65～74歳」と回答した人の割合が25.9%と最も高く、次いで「75歳以上」が16.4%となっています。前回調査時は「60～69歳」24.0%、「50～59歳」19.5%と同様の結果でした。

【問3】

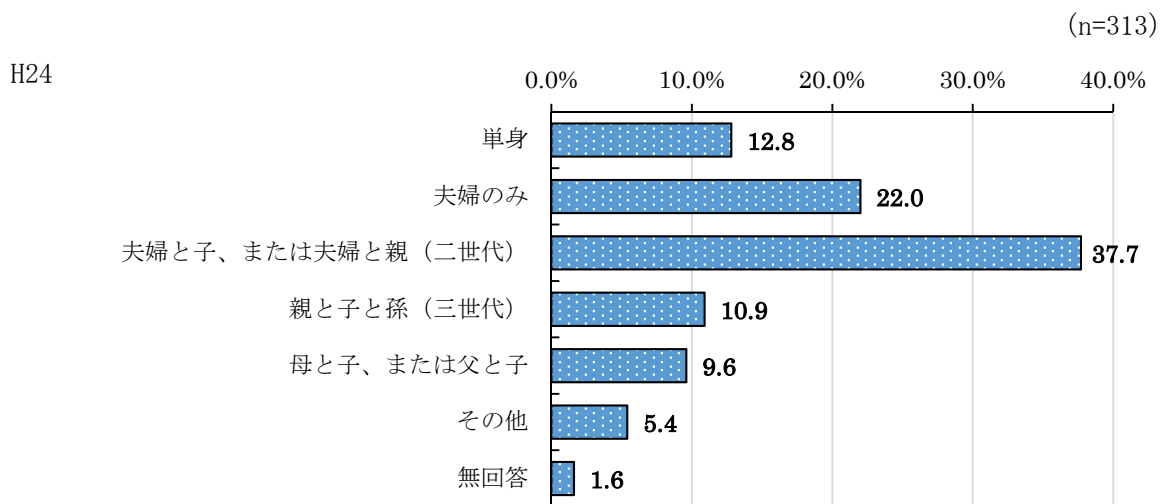
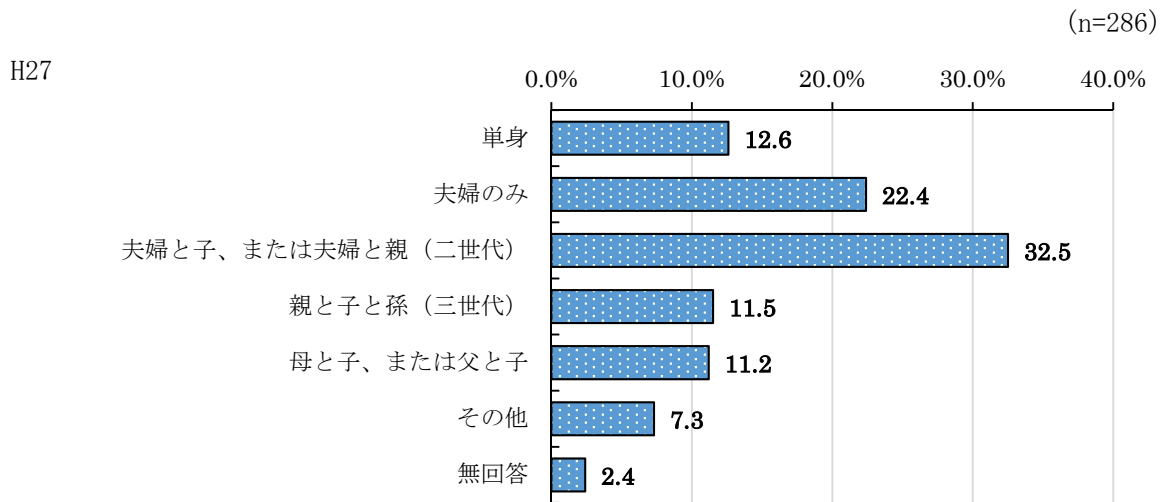
あなたの職業は、次のどれにあたりますか。該当するものに○をつけてください。
(○は1つ)



職業については、「無職 (専業主婦含む)」と回答した人の割合が 45.8%と最も高く、次いで「会社員」が 16.1%となっています。前回調査時と同様の結果でした。

【問4】

あなたの家族構成は、次のどれにあたりますか。該当するものに○をつけてください。
(○は1つ)



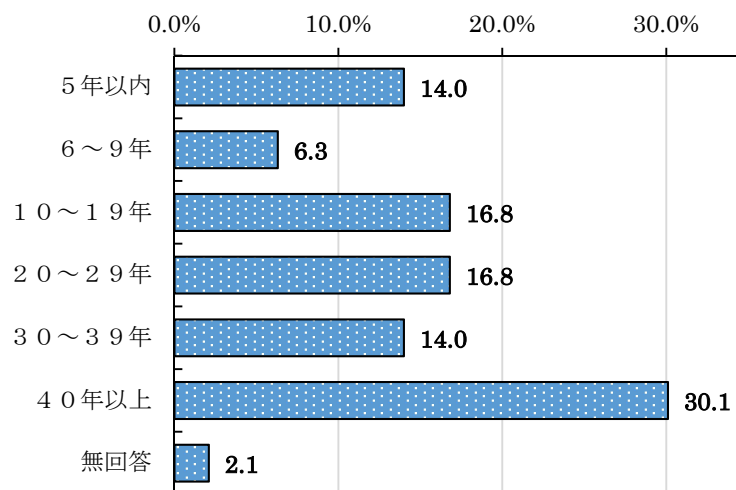
家族構成については、「夫婦と子、または夫婦と親 (二世代)」と回答した人の割合が 32.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が 22.4%となっており、前回の調査と同様の結果でした。

【問5】

あなたは、現在の地区に何年お住まいですか。該当するものに○をつけてください。
(○は1つ)

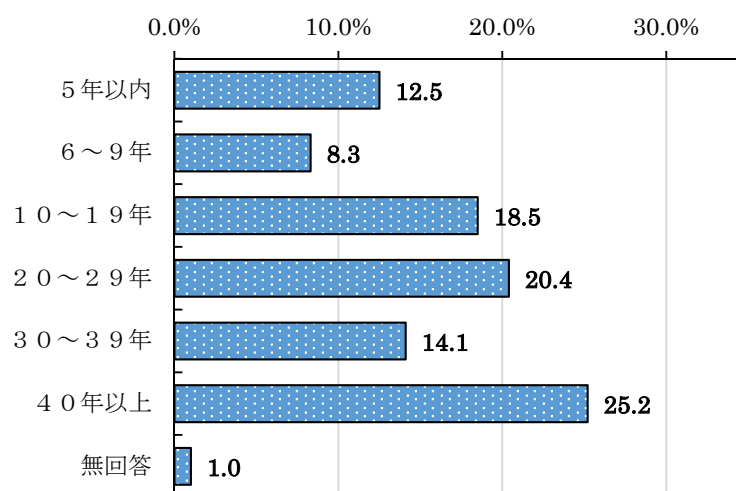
(n=286)

H27



(n=313)

H24



現在の地区に住む年数については、「40年以上」と回答した人の割合が30.1%と最も高く、次いで「10～19年」、「20～29年」が16.8%となっています。前回の調査と比較して「40年以上」と回答した人の割合が増えています。

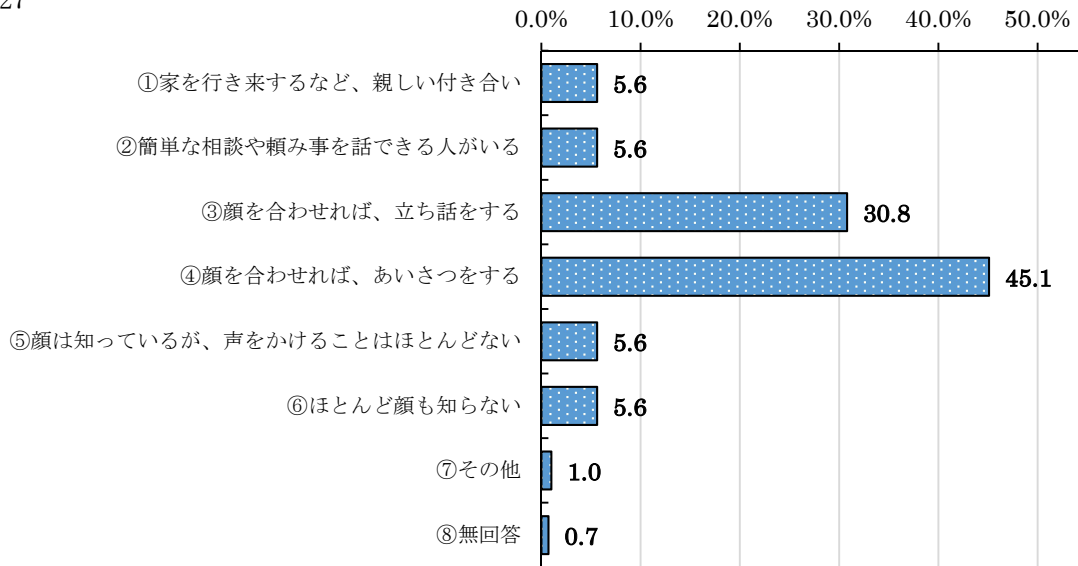
《Ⅱ. 地域の暮らしについて》

【問6】

あなたは、近所の人との程度のお付き合いがありますか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)

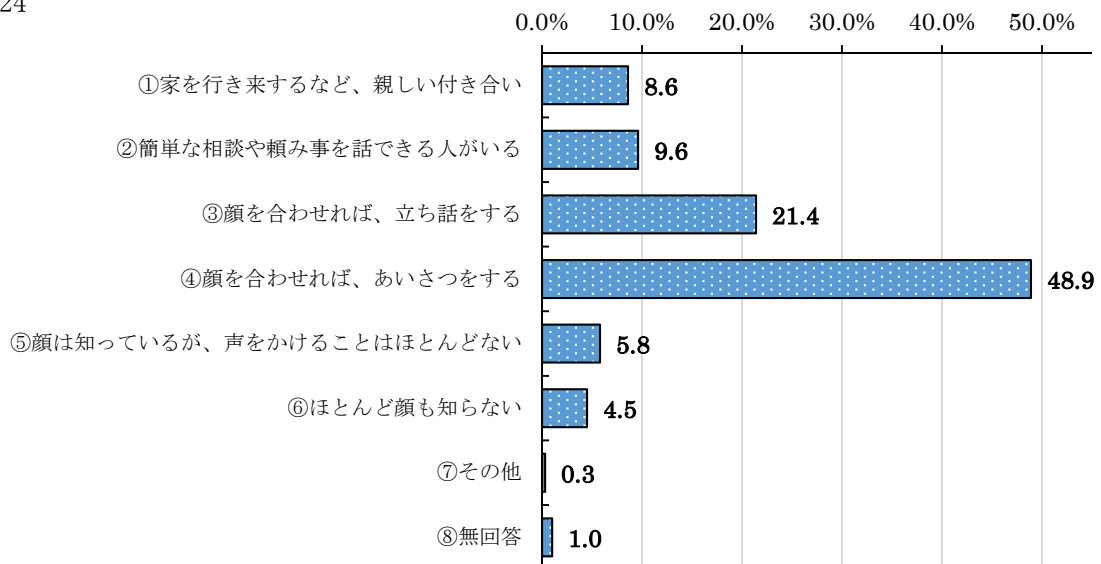
(n=286)

H27



(n=313)

H24

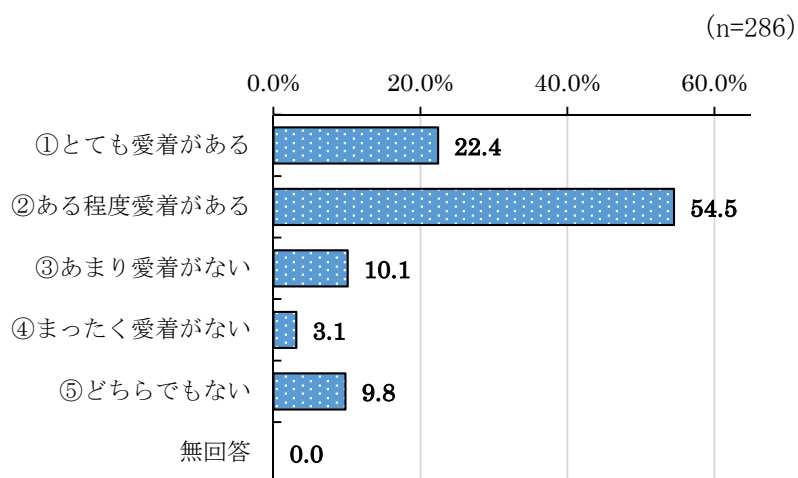


近所付き合いについては、「④顔を合わせれば、あいさつをする」と回答した人の割合が45.1%と最も高く、次いで「③顔を合わせれば、立ち話をする」が30.8%となっています。前回の調査と比較すると、顔をあわせれば立ち立ち話をする割合は増加しましたが、それ以上の親しい付き合いまでの関係性であると回答した人の割合はそれぞれ減少しました。

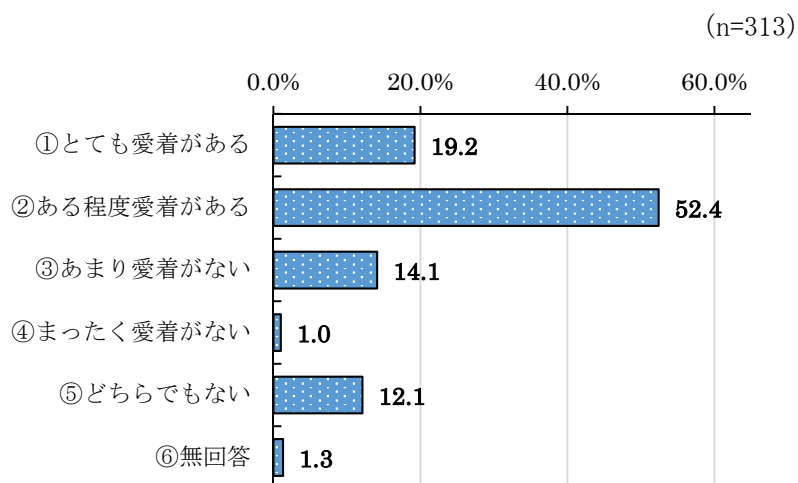
【問 7】

あなたは、お住まいの地域に愛着をお持ちですか。該当するものに○をつけてください。
(○は1つ)

H27



H24



地域への愛着については、「②ある程度愛着がある」と回答した人の割合が54.5%と最も高く、次いで「①とても愛着がある」が22.4%となっています。

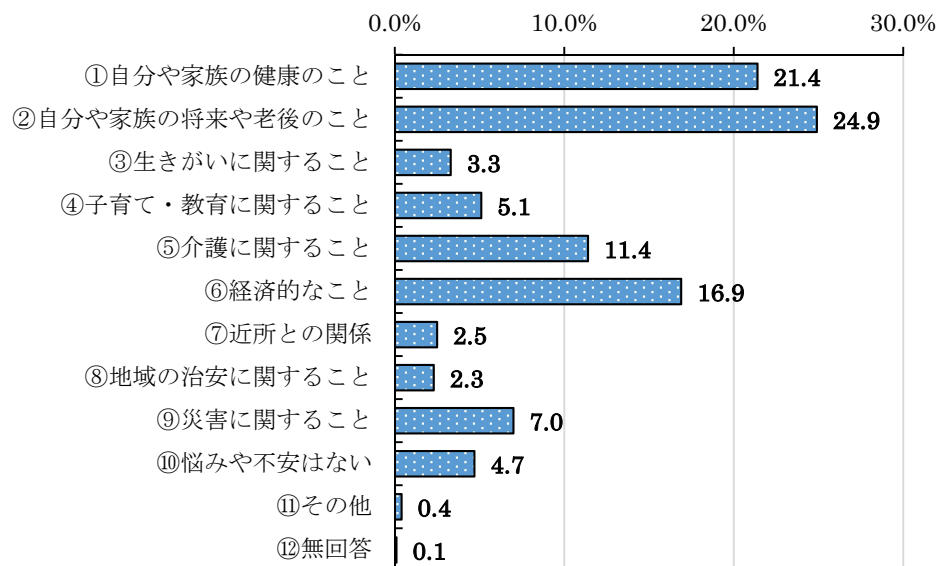
前回の調査と同様の結果となりましたが、愛着がある人の割合が増えました。

【問 8】

あなたは、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

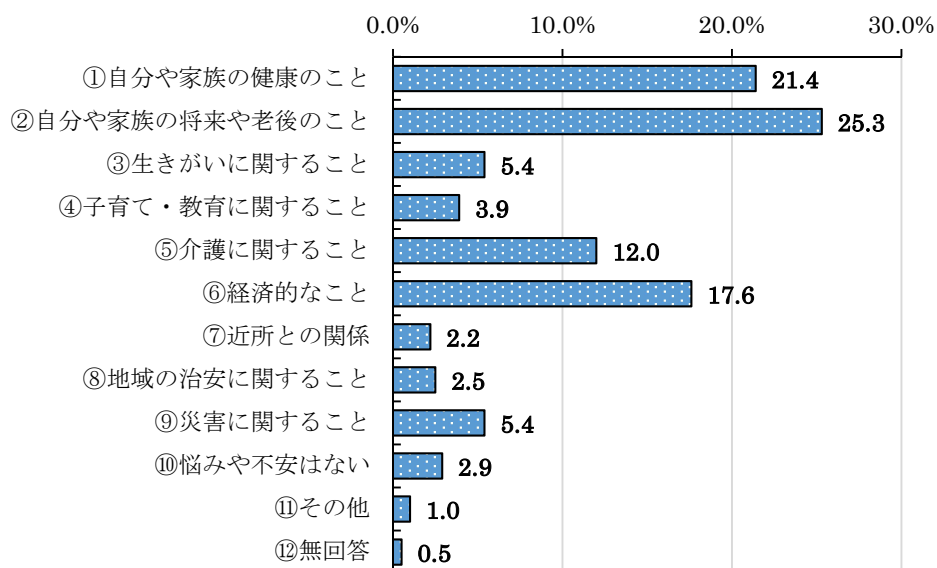
(n=687)

H27



(n=802)

H24



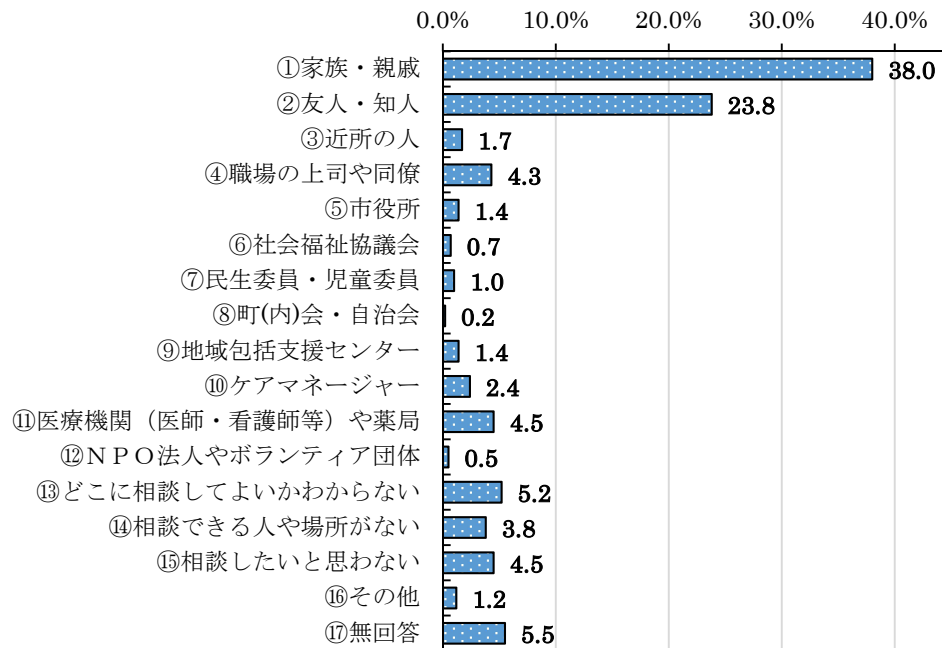
日々の悩みや不安については、「②自分や家族の将来や老後のこと」と回答した人の割合が 24.9%と最も高く、次いで「①自分や家族の健康のこと」が 21.4%となっており、前回の調査とほぼ同様の結果となりました。

【問9】 < 【問8】で「悩みや不安はない」以外と回答した方のみ >

あなたは、悩みや不安について、誰に、もしくはどこに相談していますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

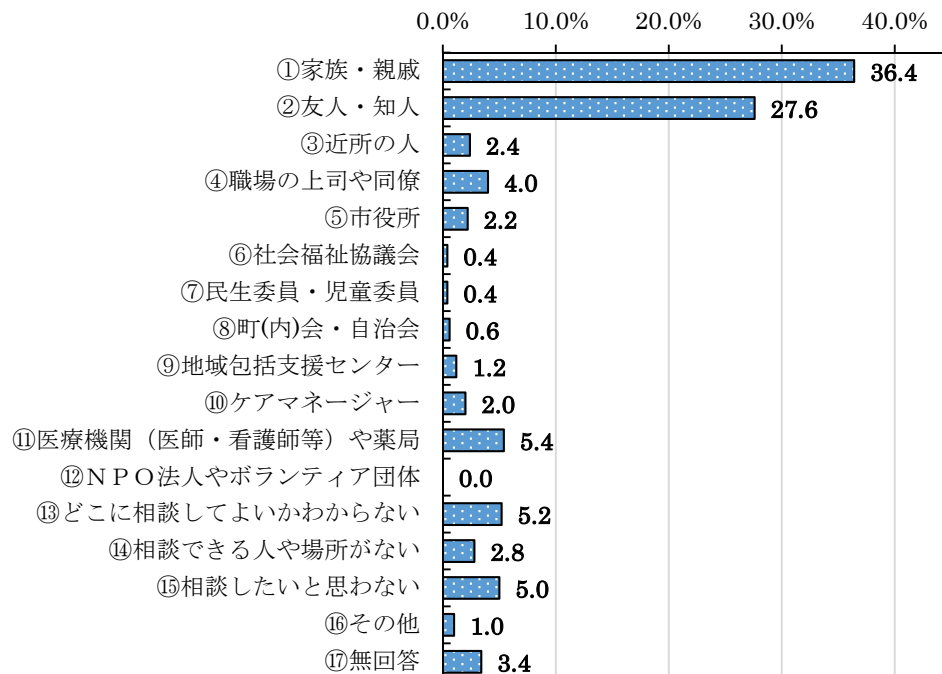
(n=421)

H27



(n=500)

H24



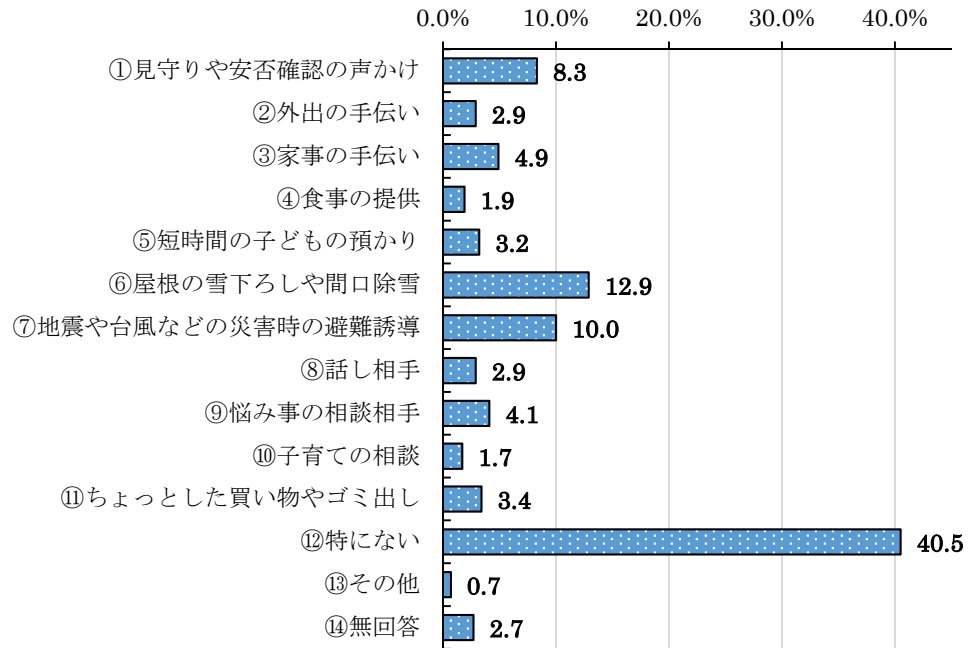
日々の悩みや不安を持っている人の相談先については、「①家族・親戚」と回答した人の割合が38.0%と最も高く、次いで「②友人・知人」が23.8%となっています。

【問 10】

あなたは、日々の生活において、どのような福祉サービスや支援を必要としていますか。
該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

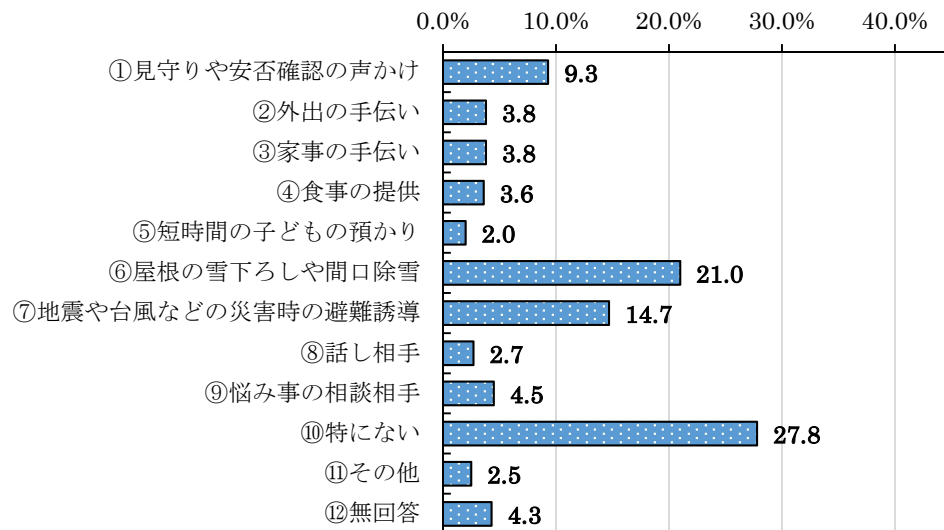
(n=412)

H27



(n=443)

H24



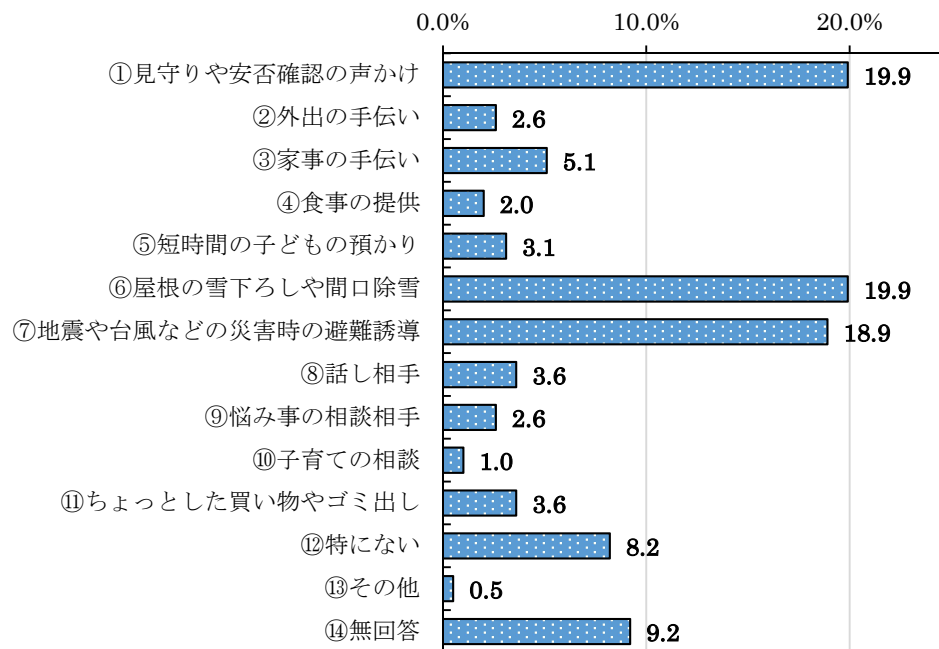
必要としている福祉サービスや支援については、「⑫特にない」と回答した人の割合が40.5%と最も高く、次いで「⑥屋根の雪下ろしや間口除雪」が12.9%となっています。

「⑦地震や台風などの災害時の避難誘導」や「①見守りや安否確認の声かけ」の割合もやや高くなっています。前回の調査と比較すると特にないの割合が増加しました。

【問 11】

問 10 で回答した必要な福祉サービスや支援のうち、近所や地域の人に支援してほしいものは何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

(n=196)

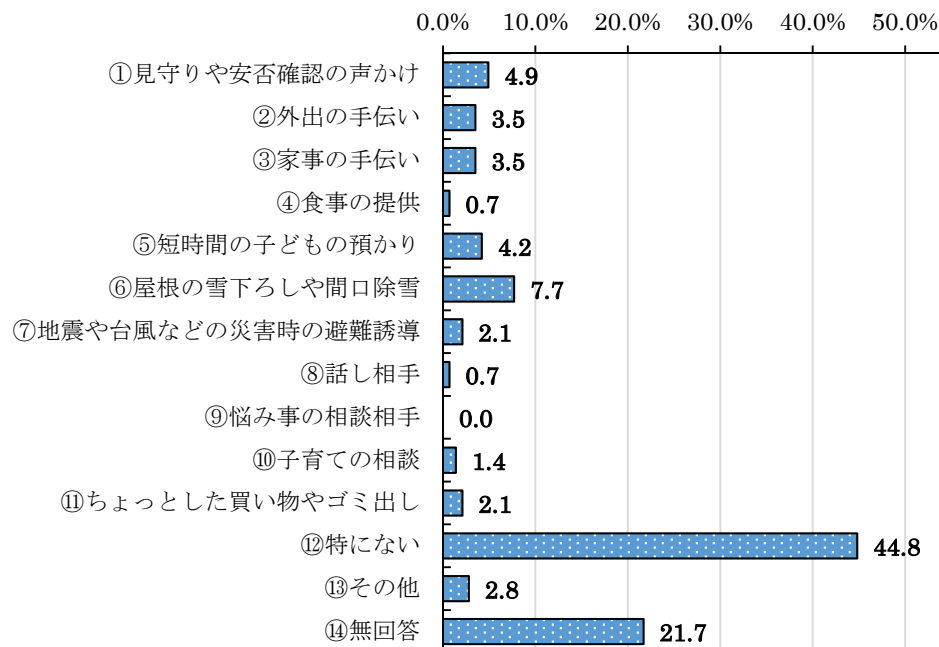


必要としている福祉サービスや支援のうち近所や地域の人に支援してほしいものについては、「①見守りや安否確認の声かけ」、「⑥屋根の雪下ろしと間口除雪」と回答した人の割合が 19.9%と最も高くなっており、「⑦地震や台風などの災害時の避難誘導」の割合も高くなっています。(今回初調査)

【問 12】

問 10 で回答した必要な福祉サービスや支援のうち、あなたが実際に受けている福祉サービスや支援は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）

(n=143)



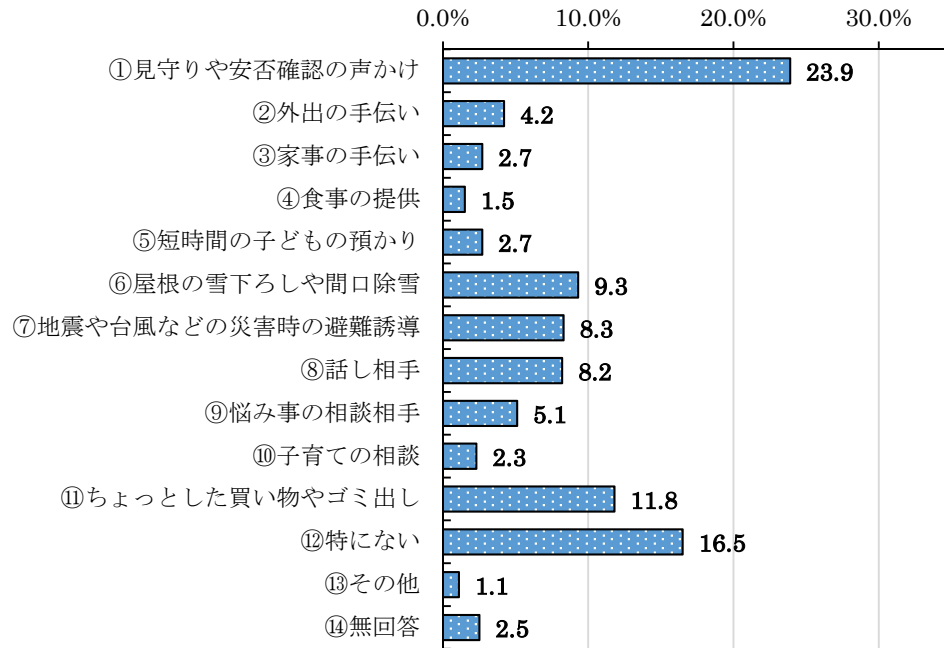
必要としている福祉サービスや支援のうち実際に受けているサービスや支援については、「⑫特にない」と答えた人の割合が最も高く 44.8%となっており、次いで「無回答」が 21.7%となっています。サービスを受けているものの中では、「⑥屋根の雪下ろしや間口除雪」が一番高く 7.7%となっており、次いで「①見守りや安否確認の声かけ」が 4.9%となっています。（今回初調査）

【問 13】

近所に、日々の生活において、支援を必要としている人がいた場合、あなたはどのような手助けができますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

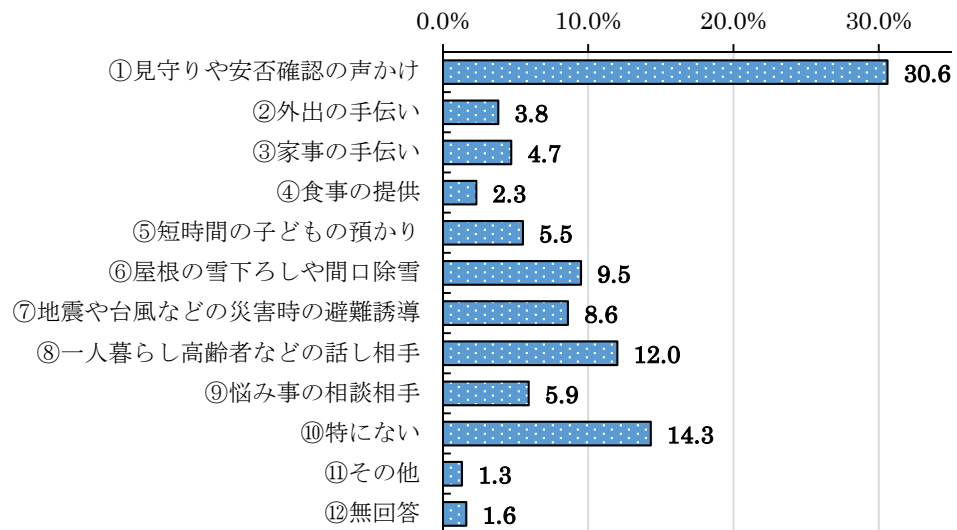
(n=527)

H27



(n=559)

H24



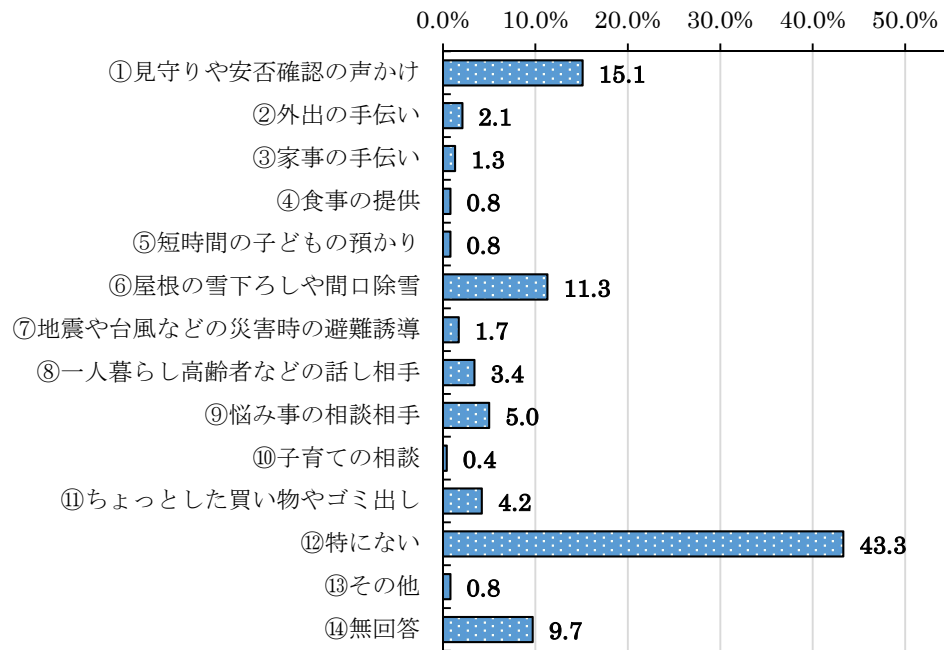
どのような手助けができるかについては、「①見守りや安否確認の声かけ」と回答した人の割合が23.9%と最も高く、次いで「⑫特にない」が16.5%となっています。

前回の調査と比較すると①の見守りや声かけの割合が減少し、特にないと回答した人の割合が少し増えています。

【問 14】

問 13 で近所の方に手助けが可能と答えた項目のうち、あなたが実際に行っている手助けはどのようなものがありますか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）

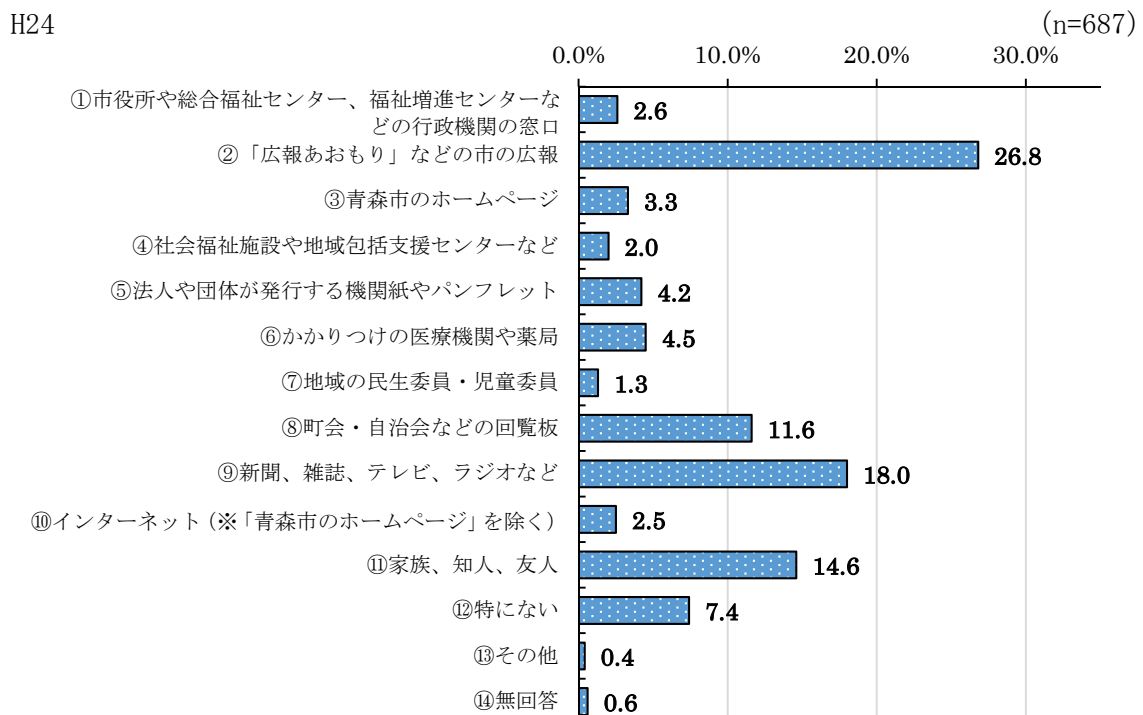
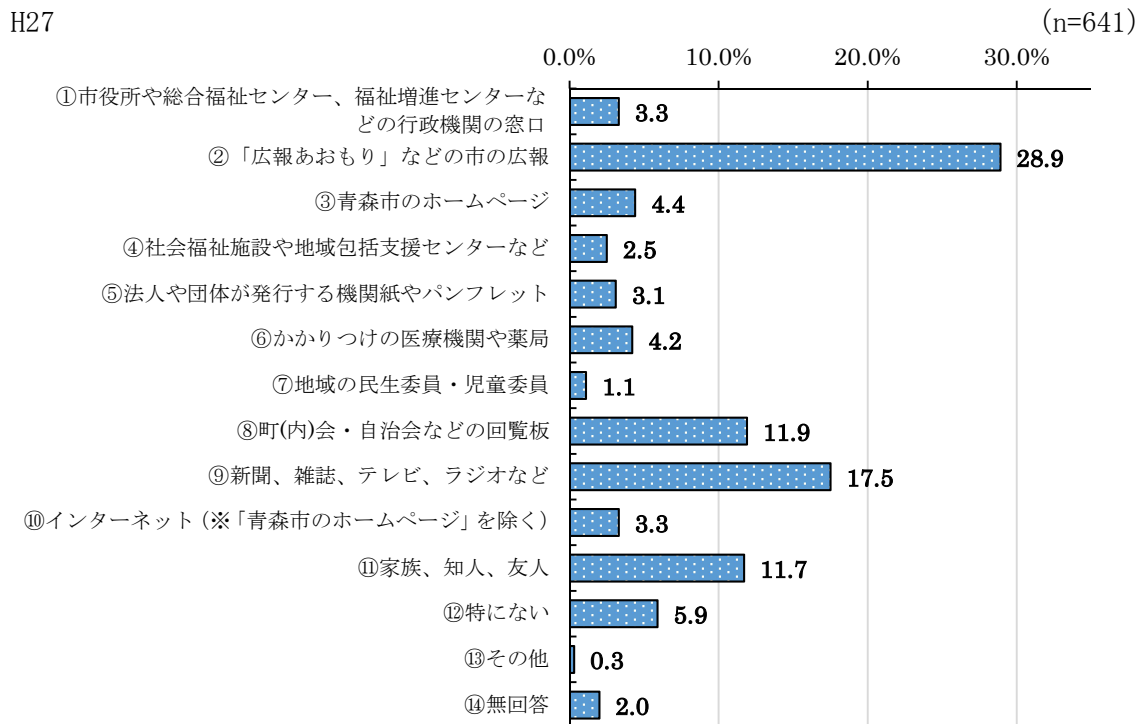
(n=238)



手助けが可能な支援のうちの実際に行っている手助けについては、「⑫特にない」と答えた人の割合が最も高く 43.3%となっており、次いで「①見守りや安否確認の声かけ」が 15.1%となっています。「⑥屋根の雪下ろしや間口除雪」も 11.3%と回答の中では比較的高くなっています。（今回初調査）

【問 15】

あなたは、福祉サービスに関する情報をどのようにして入手していますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



福祉サービス情報をどのように入手しているかについては、「②市の広報」と回答した人の割合が 28.9%と最も高く、次いで「⑨新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど」が 17.5%となっています。

「⑧町(内)会・自治会などの回覧板」や「⑪家族、知人、友人」の割合もやや高くなっており、前回の調査と同様の結果となりました。

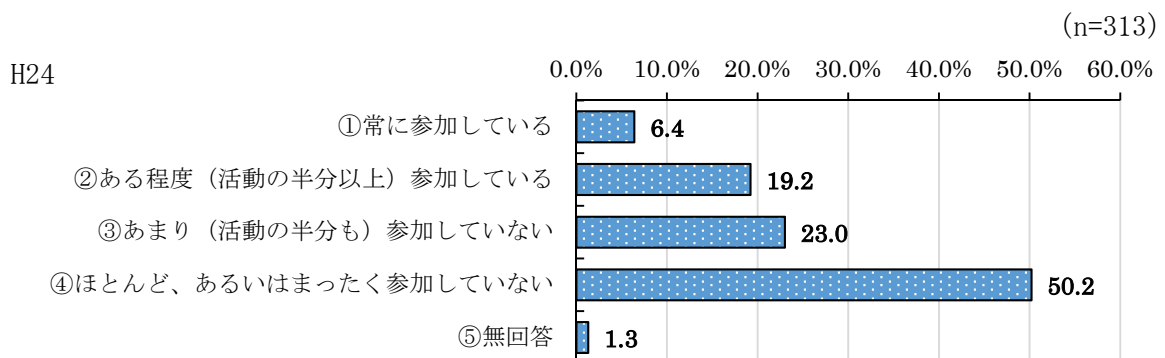
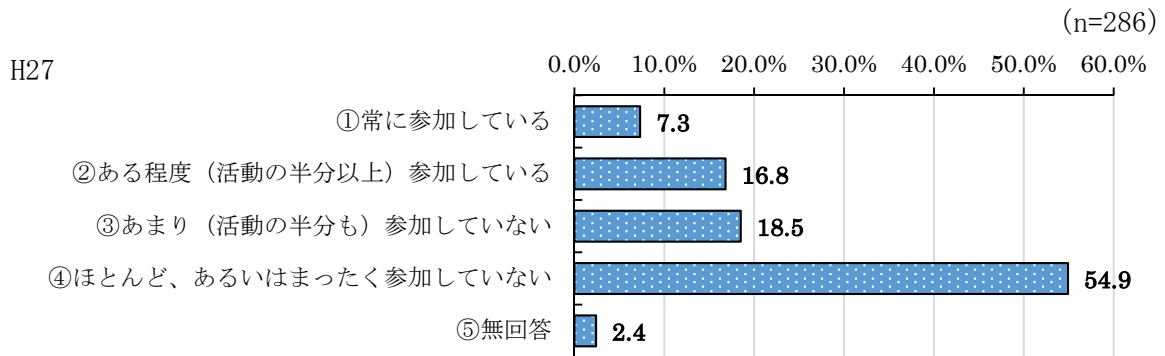
《Ⅲ. 地域との関わりについて》

【問 16】

あなたは、町(内)会などが行う地域活動にどの程度参加していますか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)

※町(内)会などが行う地域活動の例

清掃活動、資源回収、老人クラブ活動、女性団体活動、青年会活動、防災訓練、お祭りなど

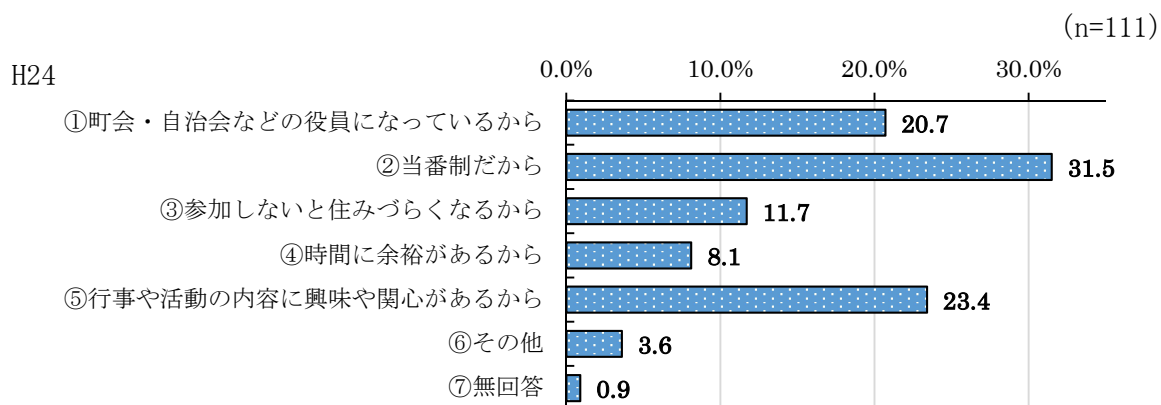
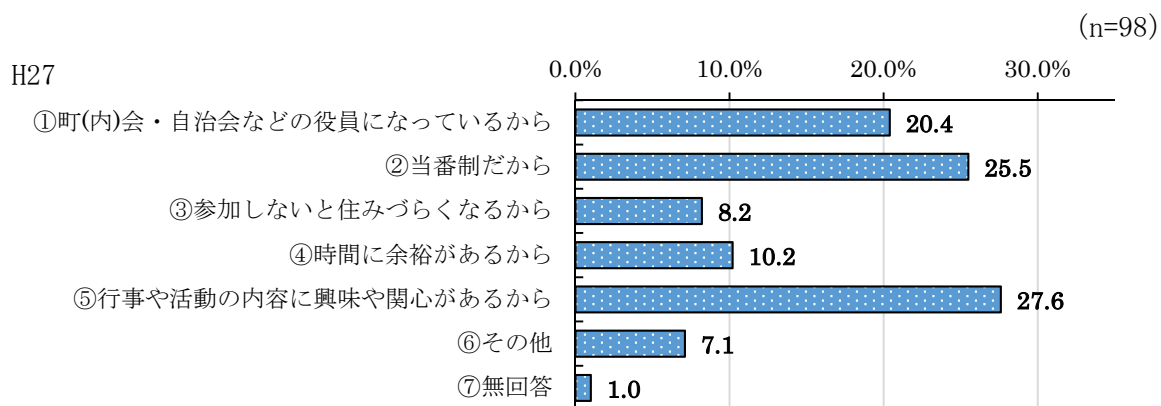


地域活動への参加状況については、「④ほとんど、あるいはまったく参加していない」と回答した人の割合が54.9%と最も高く、次いで「③あまり (活動の半分も) 参加していない」が18.5%となっています。

前回の調査と比較して、地域活動にほとんど、あるいはまったく参加していない人の割合が増加しています。

【問 17】 < 【問 16】 で「常に参加している」又は「ある程度（活動の半分以上）参加している」と回答した方のみ>

町会などが行う地域活動に参加している理由は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）

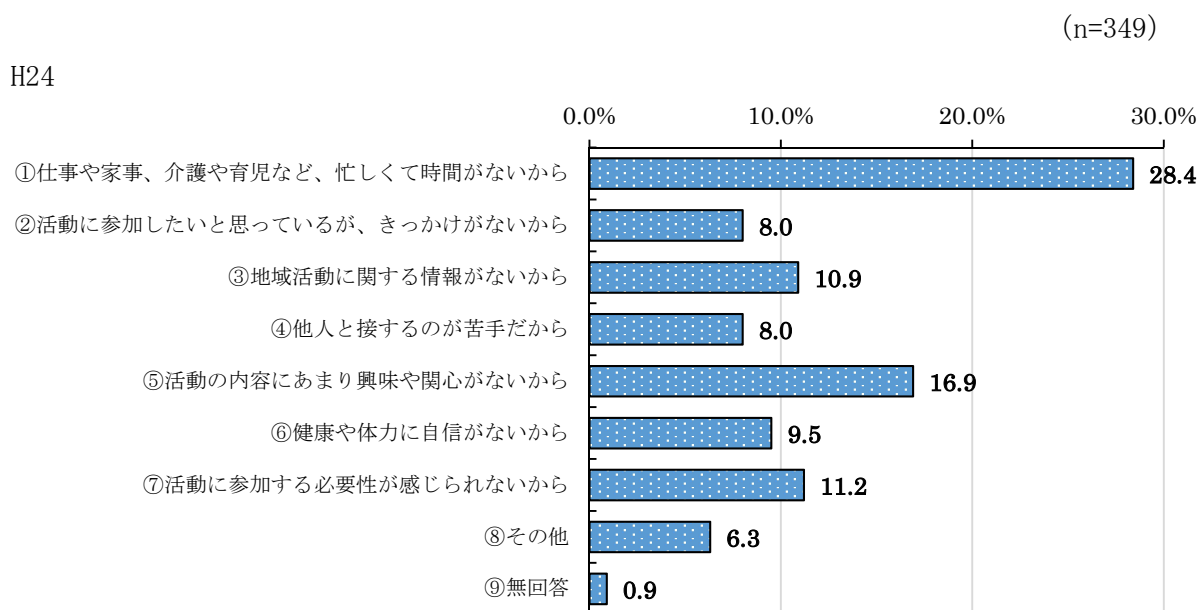
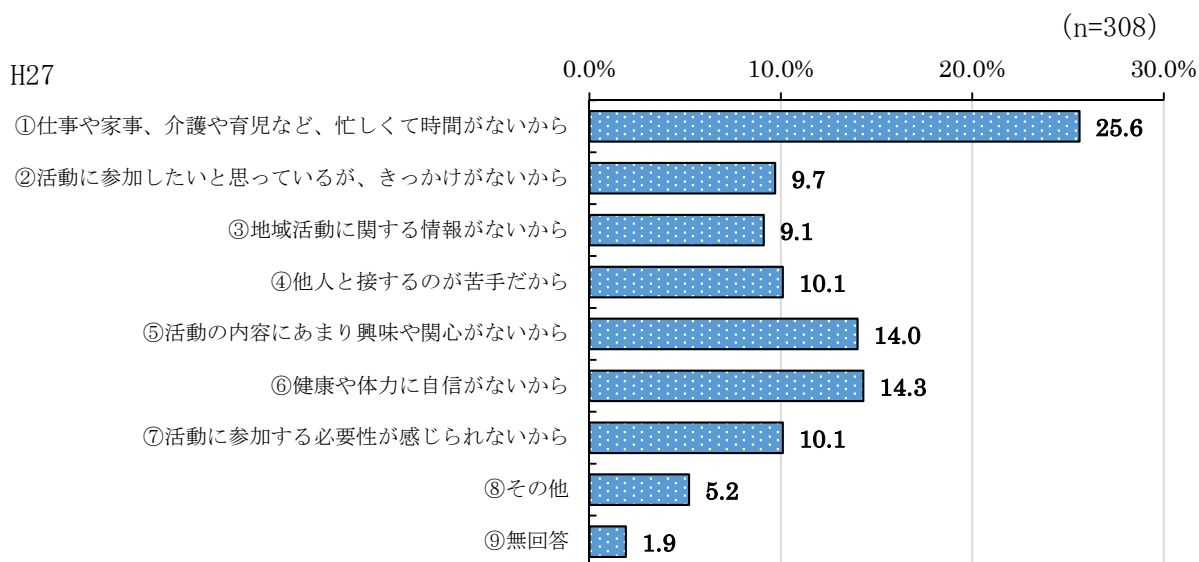


地域活動に参加している理由については、「⑤行事や活動の内容に興味や関心があるから」と回答した人の割合が 27.6%と最も高く、次いで「②当番制だから」が 25.5%となっています。

前回の調査と比較して、行事や活動の内容に興味や関心があるからと回答した人の割合が増えています。

【問 18】 < 【問 16】 で「あまり（活動の半分も）参加していない」又は「ほとんど、あるいはまったく参加していない」と回答した方のみ>

町会などが行う地域活動に参加しない（できない）理由は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）



地域活動に参加しない（できない）理由については、「①忙しくて時間がないから」と回答した人の割合が 25.6%と最も高く、次いで「⑥健康や体力に自信がないから」が 14.3%となっています。

前回の調査と比較すると、忙しくて時間がないからという理由の人の割合は減少していますが、健康や体力に自信がないからという理由の人の割合が増加しています。

《IV. ボランティア活動について》

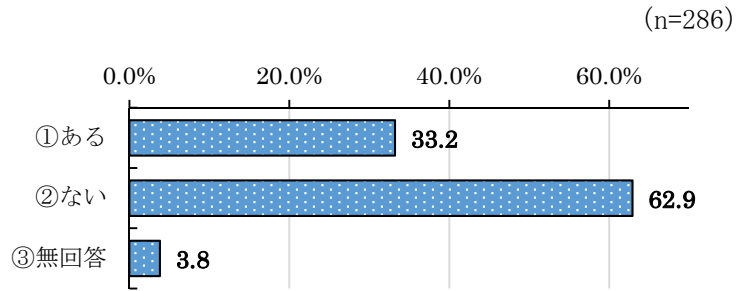
【問 19】

あなたは、これまでに、ボランティア活動に参加したことがありますか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)

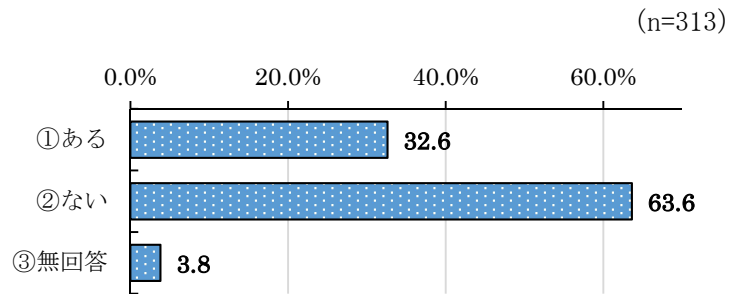
※ボランティア活動の例

高齢者・障がい者の生活支援、手話や筆談・音読、子育て相談、絵本の読み聞かせ、清掃活動、リサイクル活動、緑化活動、除雪（屋根の雪下ろし等）、募金、献血、災害後の救援（炊き出し・物資搬入等）など

H27



H24



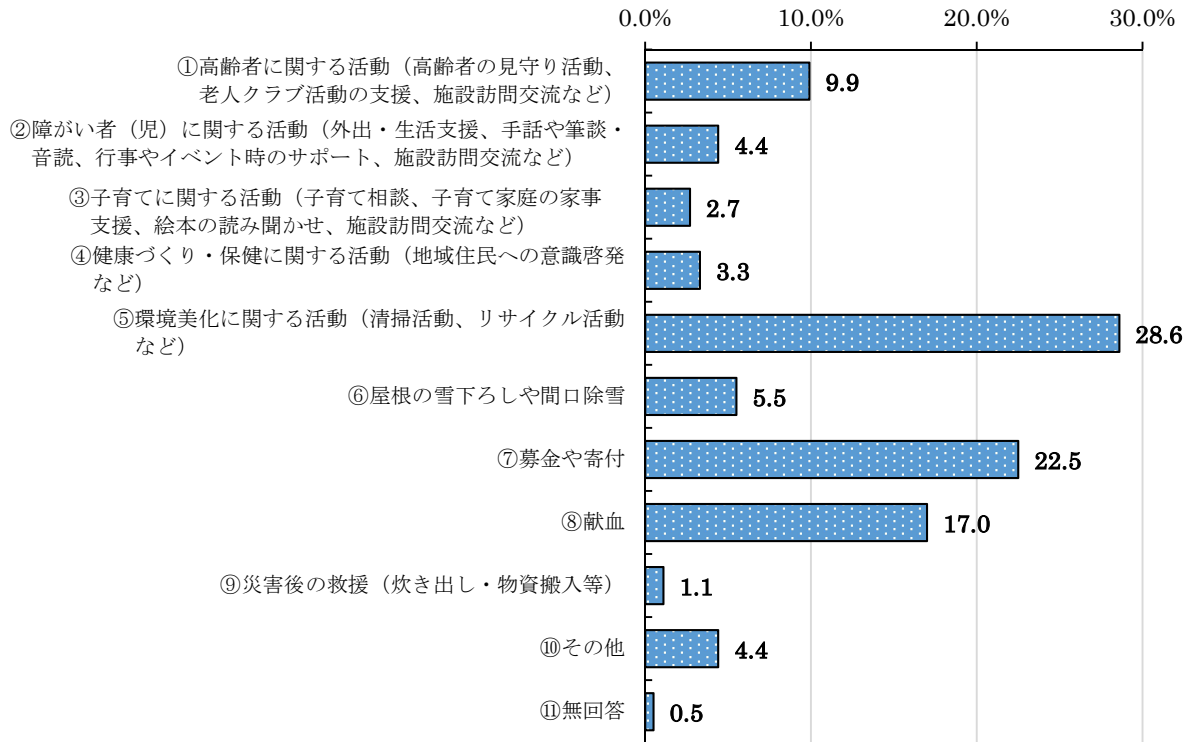
ボランティア活動への参加状況については、「②ない」と回答した人の割合が62.9%と最も高く、次いで「①ある」が33.2%となっており、前回の調査と同様の結果となりました。

【問20】 < 【問19】で「ある」と回答した方のみ >

これまでに参加したボランティア活動は、どのような活動ですか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

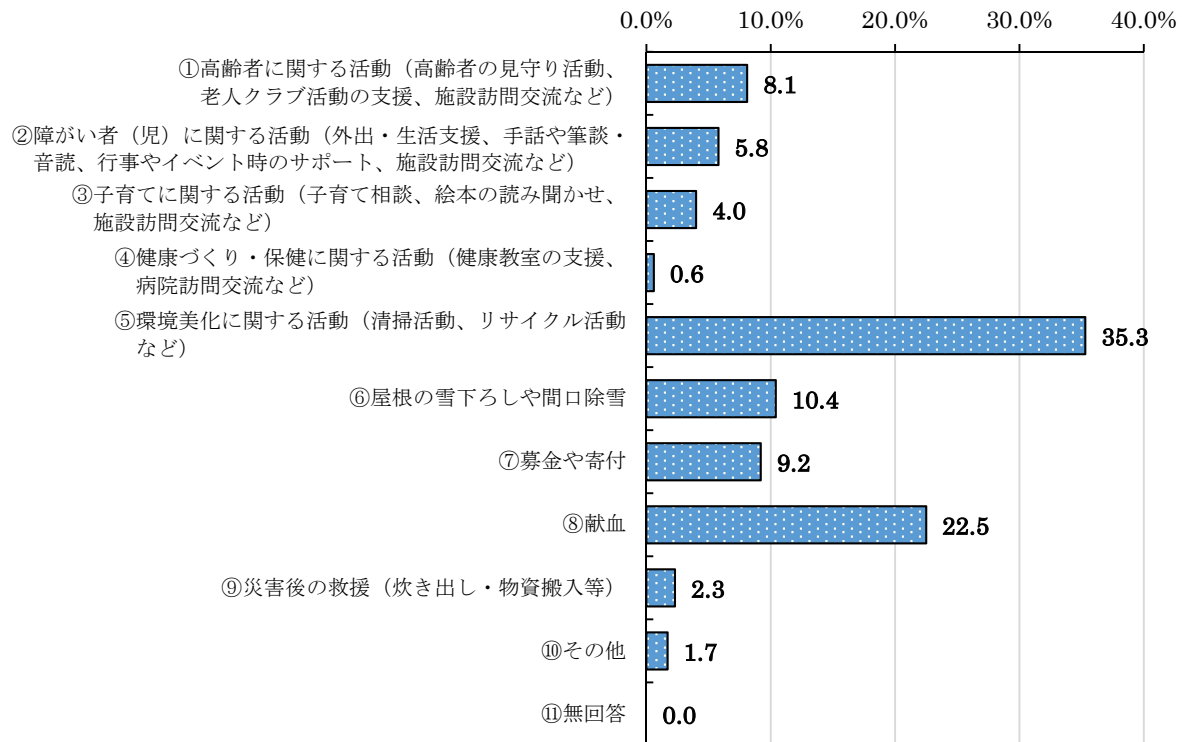
H27

(n=182)



H24

(n=173)



参加したボランティア活動については、「⑤環境美化に関する活動」と回答した人の割合が28.6%と最も高く、次いで「⑦募金や寄付」が22.5%となっています。

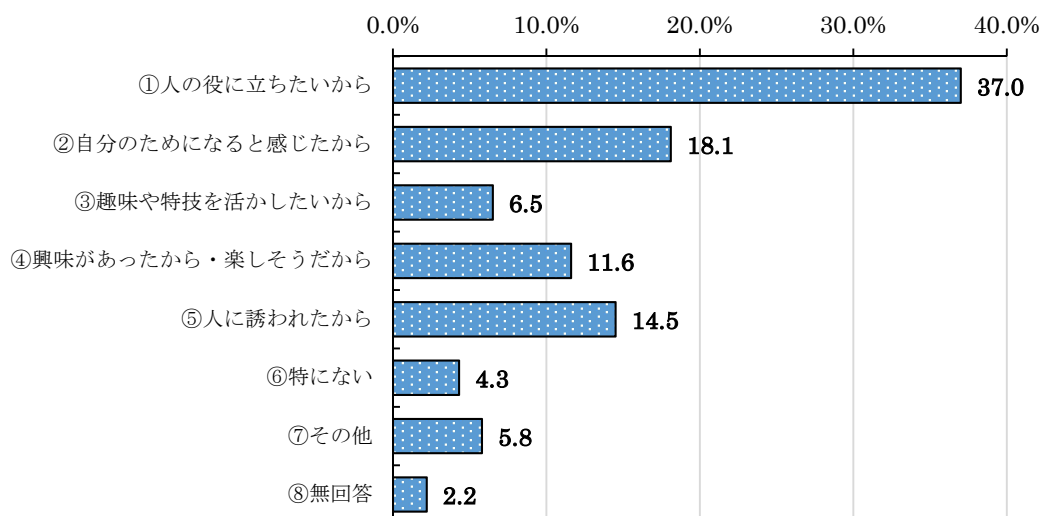
前回の調査と比較すると、環境美化活動、除雪活動、献血等前回割合が高かった項目が減少しています。



【問 21】 < 【問 19】 で「ある」と回答した方のみ >
 ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

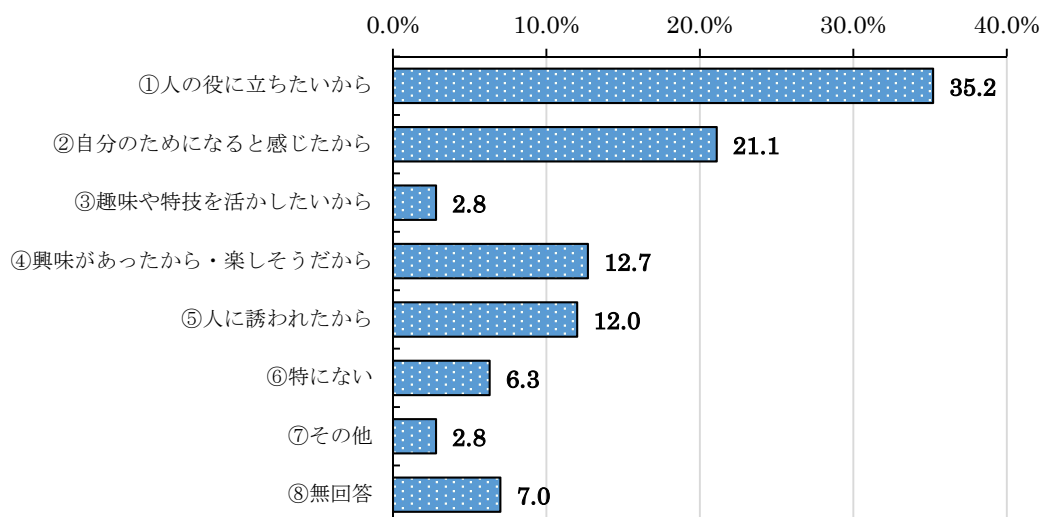
(n=138)

H27



(n=142)

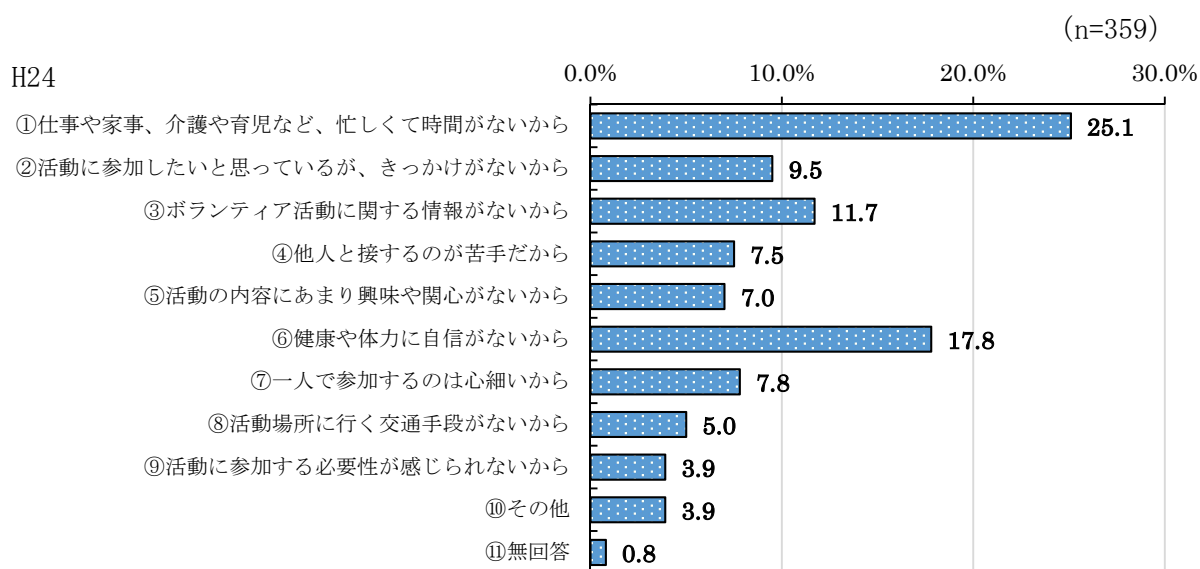
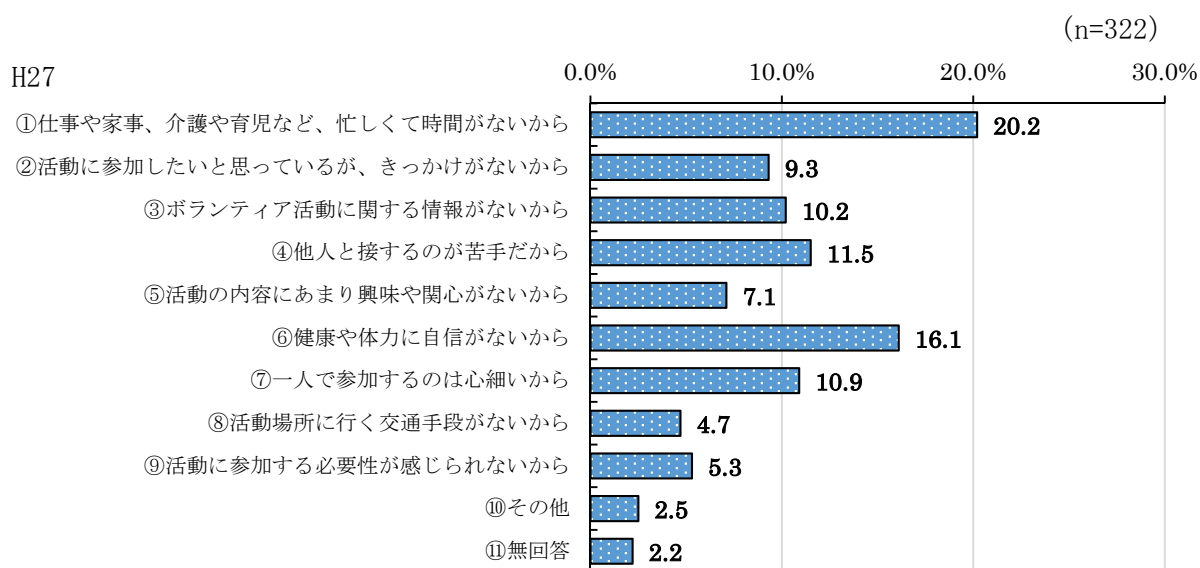
H24



ボランティア活動に参加したきっかけについては、「①人の役に立ちたいから」と回答した人の割合が 37.0%と最も高く、次いで「②自分のためになると感じたから」が 18.1%となっており、前回の調査とほぼ同様の結果となっています。

【問 22】 < 【問 19】 で「ない」と回答した方のみ >

ボランティア活動に参加しない（できない）理由は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）

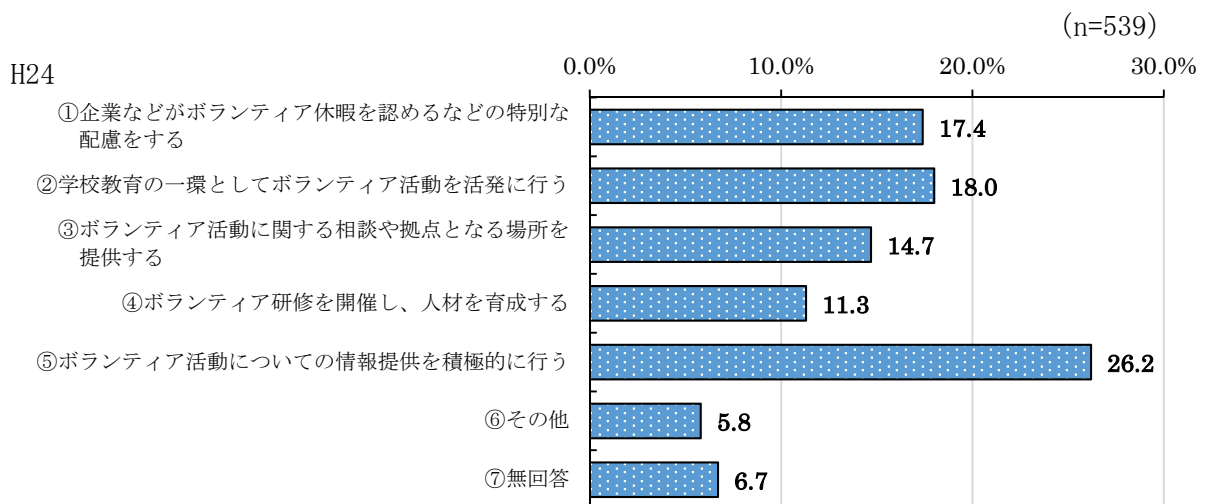
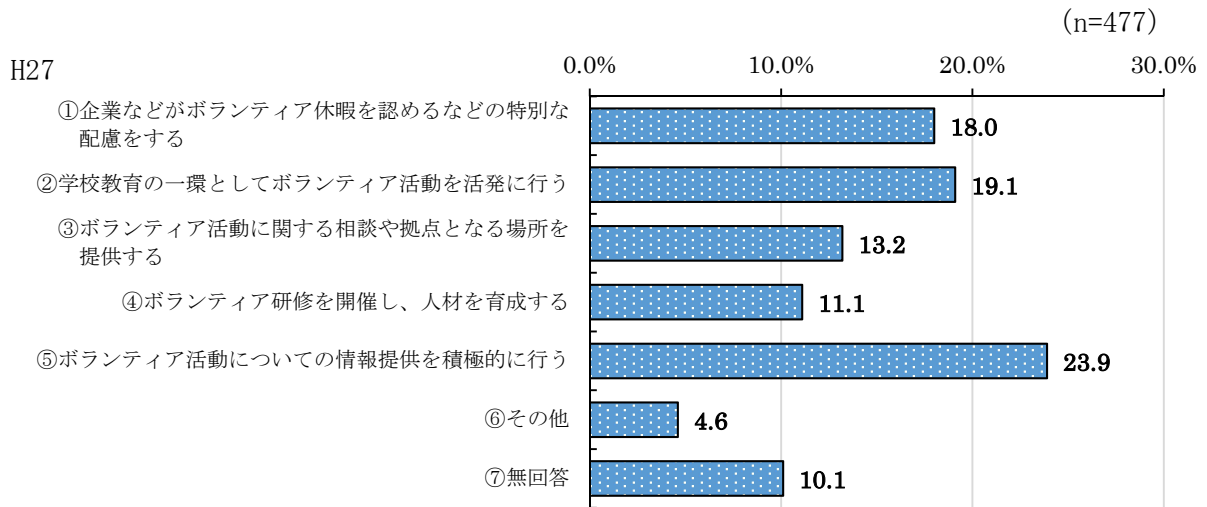


ボランティア活動に参加しない（できない）理由については、「①忙しくて時間がない」と回答した人の割合が 20.2% と最も高く、次いで「⑥健康や体力に自信がない」が 16.1% となっています。

前回の調査と比較すると、時間がない人の割合が減少し、他人と接するのが苦手、一人で参加するのは心細いという人の割合が増加しています。

【問 23】

あなたは、どのような条件を整えばボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。
該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



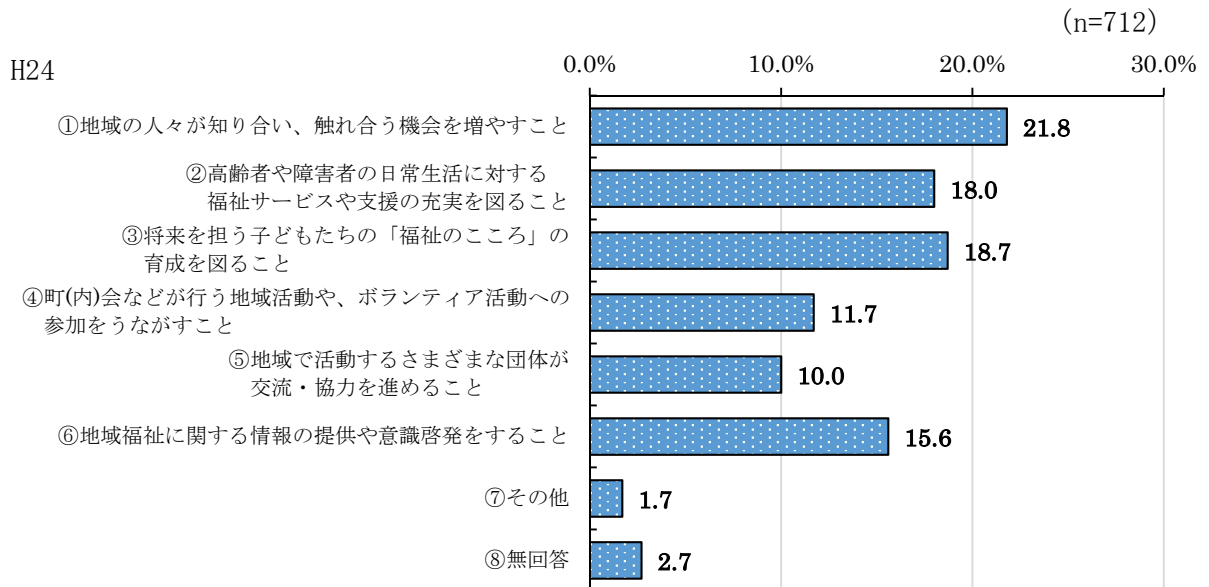
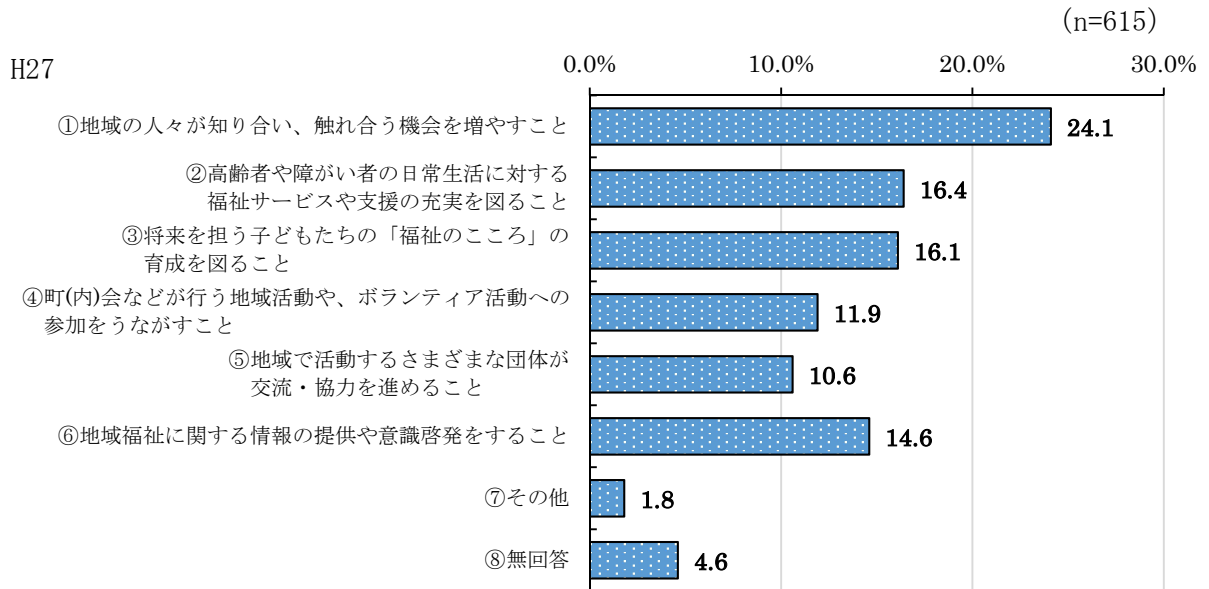
ボランティア活動に参加しやすくなる条件については、「⑤ボランティア活動についての情報提供」と回答した人の割合が23.9%と最も高く、次いで「②学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が19.1%となっています。

前回の調査と比較するとほぼ同様の結果となりました。

《 V. 地域福祉に関するあなたの考えについて 》

【問 24】

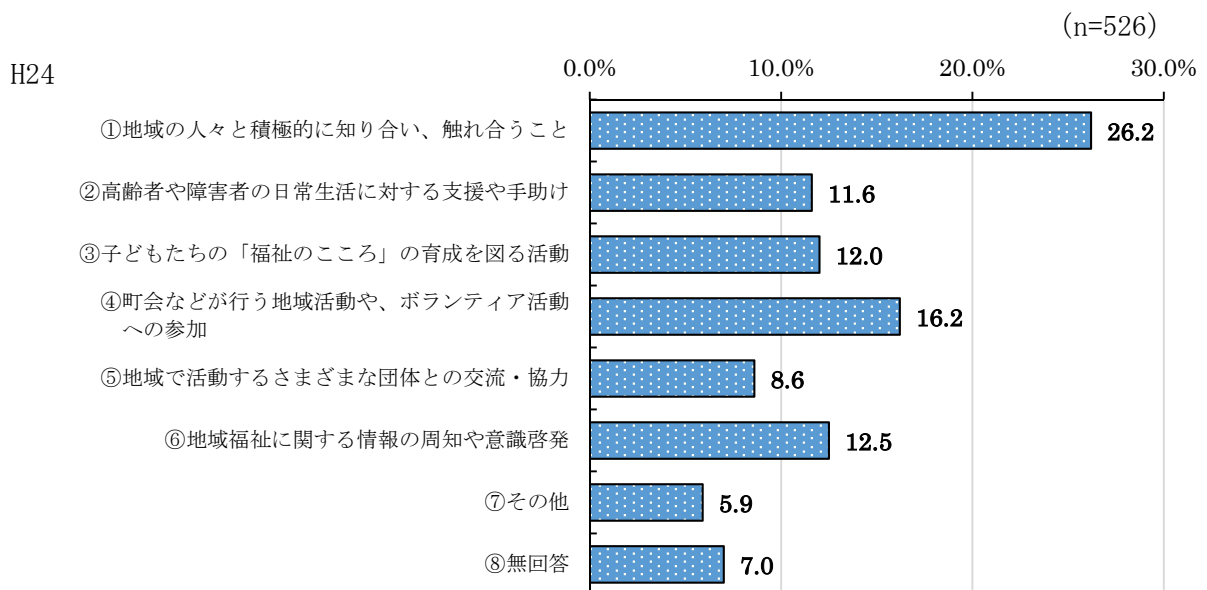
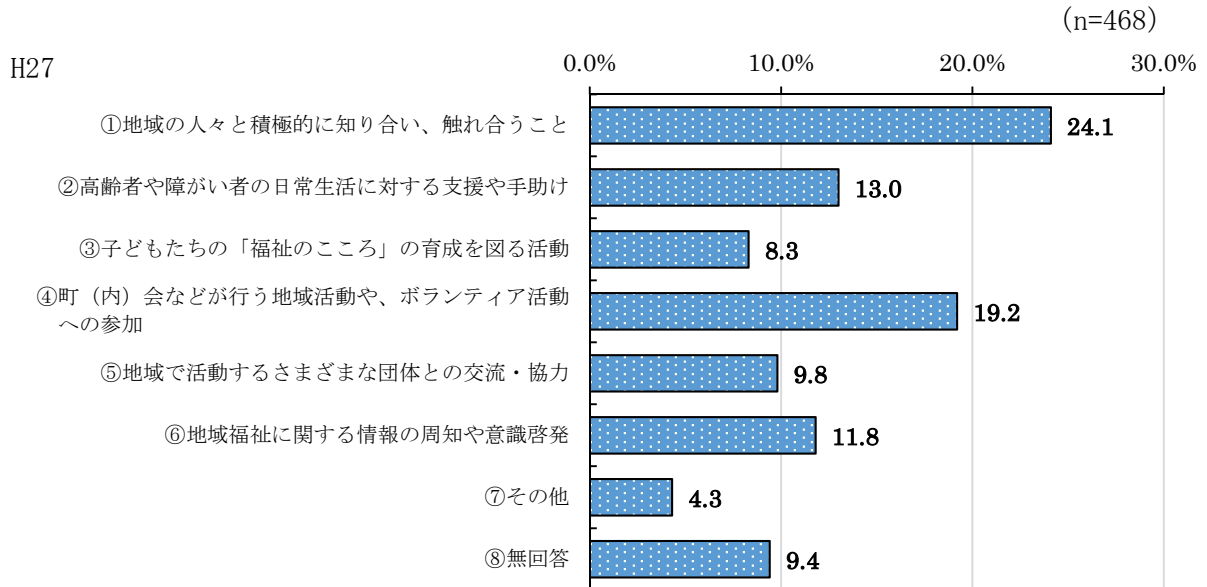
誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、あなたは、どのような取組が必要であると考えますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために必要な取組については、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した人の割合が24.1%と最も高く、次いで「②高齢者や障がい者の日常生活に対する福祉サービスや支援の充実を図ること」が16.4%となっています。前回の調査と比較するとほぼ同様の結果となっています。

【問 25】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、あなたは、どのようなことができますか。該当するもの全てに○をつけてください。
(複数回答)



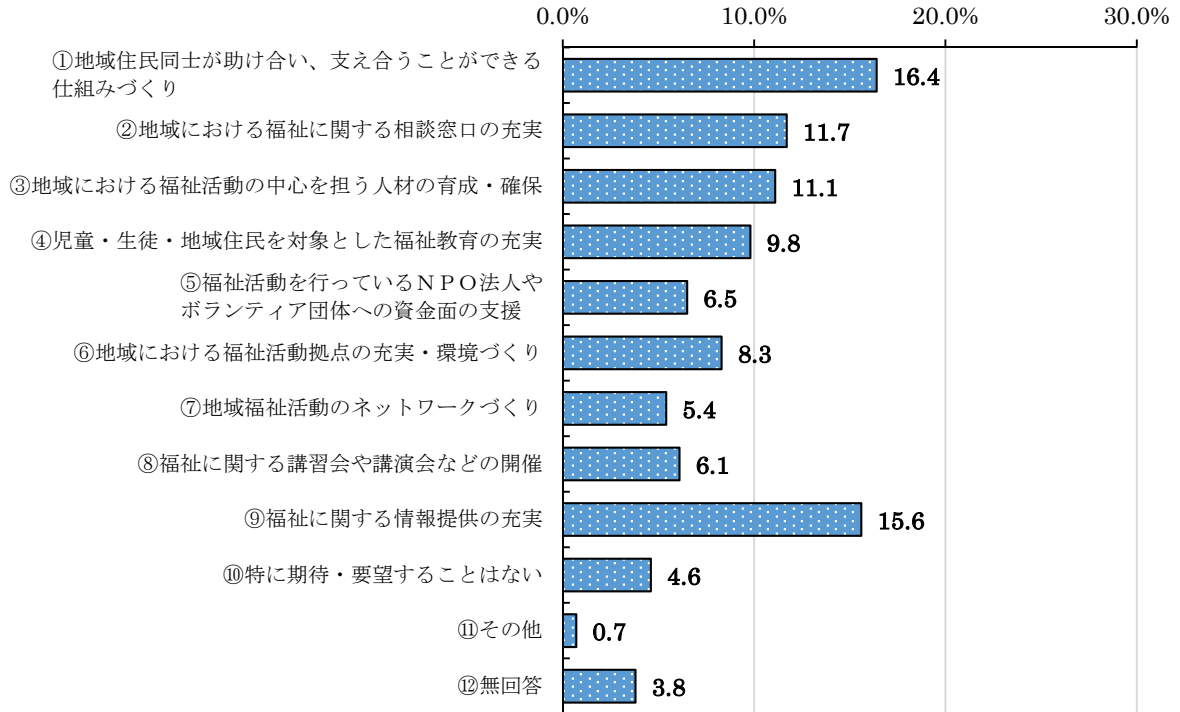
誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるためにできる取組については、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した人の割合が 24.1%と最も高く、次いで「④地域活動や、ボランティア活動への参加」が 19.2%となっており、前回の調査と比較して増加しています。

【問 26】

あなたは、地域福祉を進める上で、行政にどのようなことを期待・要望しますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

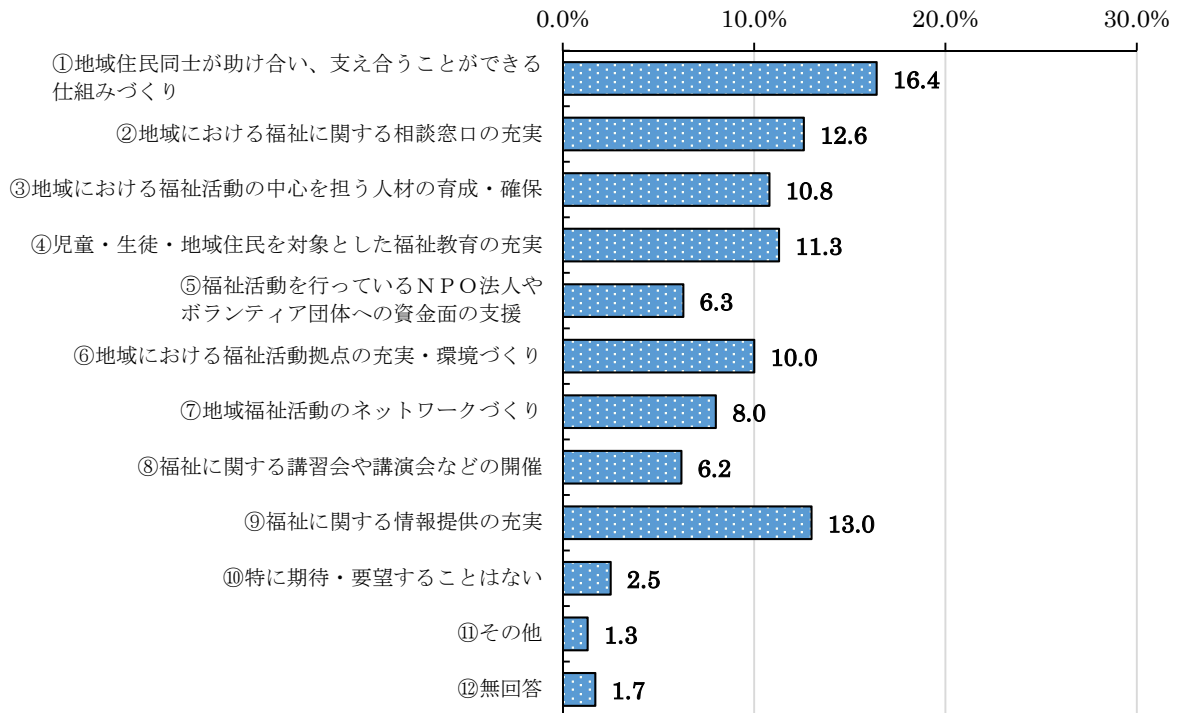
H27

(n=703)



H24

(n=874)



地域福祉を進める上で行政に期待・要望することについては、「①地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり」と回答した人の割合が16.4%と最も高く、次いで「⑨情報提供の充実」が15.6%となっています。

前回の調査と比較してほぼ同様の結果となっています。



【問 27】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、あなたの地域のこういうところを良くすれば、地域がもっと住みやすくなるといった点など、地域福祉に関するにご意見、ご要望がありましたら、ご記入ください。(自由記載)

(掲載省略)

詳細については、ホームページ及び福祉政策課において閲覧することができます。

(2)町(内)会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員へのアンケート

■ 調査対象者数

1,063 件

- ・町(内)会：410
- ・地区社会福祉協議会：38
- ・民生委員・児童委員：615

■ 調査期間

町(内)会：21 日間（平成 27 年 6 月 22 日～平成 27 年 7 月 12 日）

地区社会福祉協議会：15 日間（平成 27 年 6 月 10 日～平成 27 年 6 月 24 日）

※ 民生委員・児童委員は、6 月 5 日～22 日の 18 日間

■ 調査方法

住民基本台帳から無作為に抽出した調査対象者へ郵送により配布し、郵送により回収する

※民生委員・児童委員は「青森市民生委員児童委員協議会」理事会にて配付、郵送により回収

■ 回答数・回答率

822 件・77.3%

■ 対象者別回答数・回答率

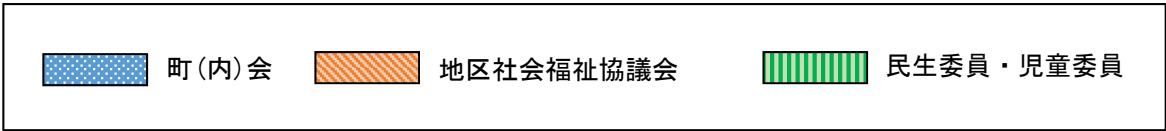
対象者	町(内)会	地区社会福祉協議会	民生委員 児童委員	合計
対象者数	410	38	615	1,063
回答数 (回答率)	324 (79.0%)	32 (84.2%)	466 (75.8%)	822 (77.3%)

■ 注意事項

図表中の「n」は、回答数を示しています。

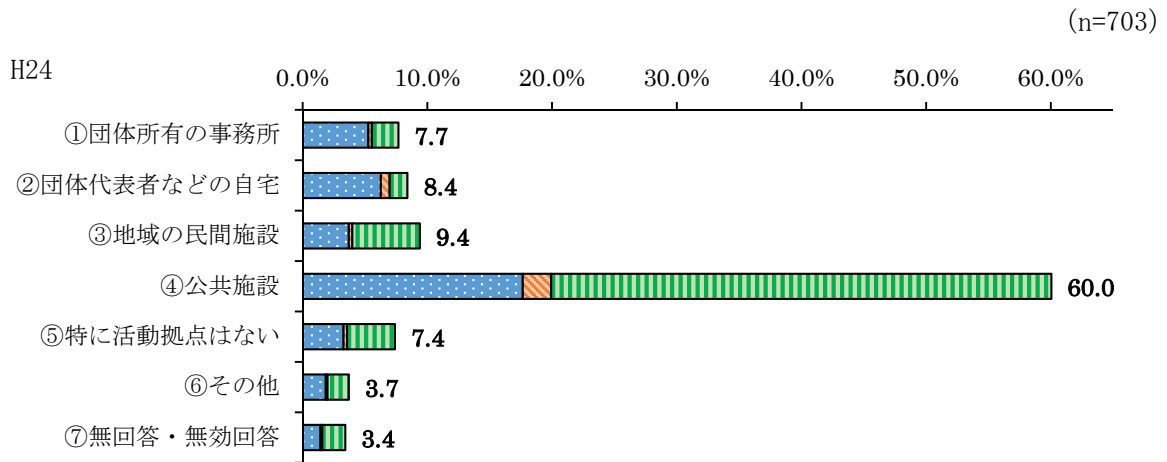
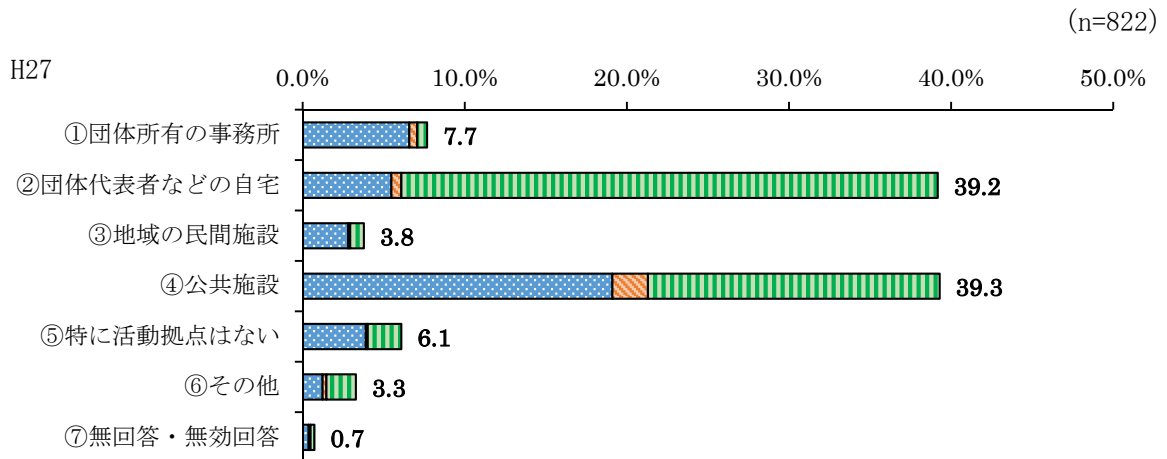
調査結果の比率は、その設問の回答数を基礎として、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。

複数回答形式の設問については、回答比率の合計を 100%とするために、その設問の総回答数を基礎として回答比率を算出しています。



《 I . 地域での活動状況について 》

【問 2】
 地域活動を行う上で、貴団体の主な活動拠点は、次のどれにあたりますか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)

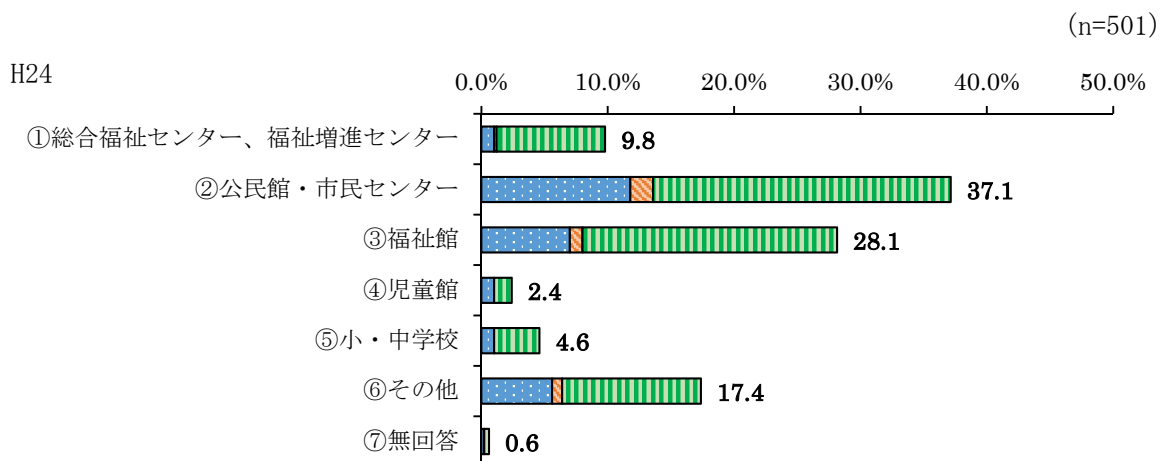
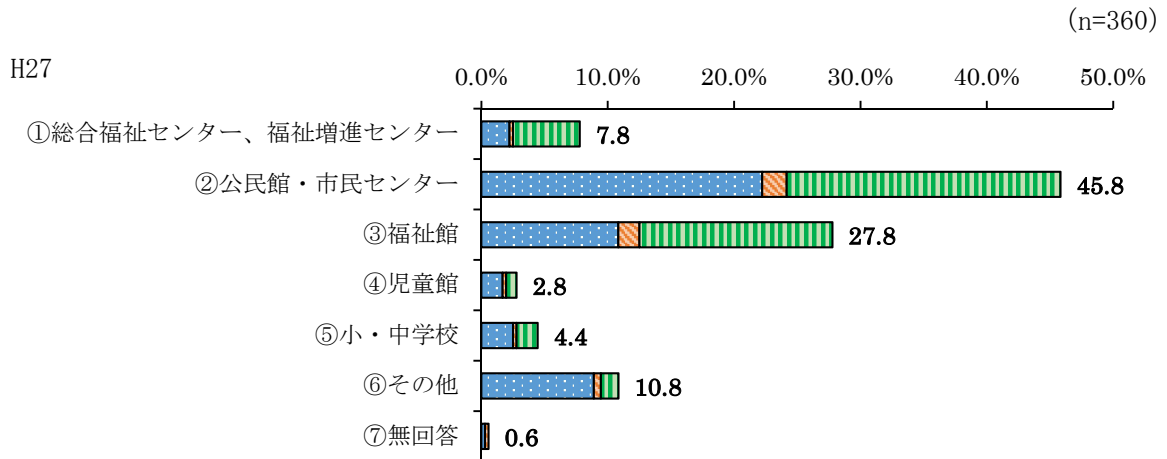


活動拠点については、「④公共施設」と回答した割合が39.3%と最も高く、次いで「②団体代表者の自宅が」が39.2%となっています。前回の調査と比較すると、公共施設の割合が減少しました。

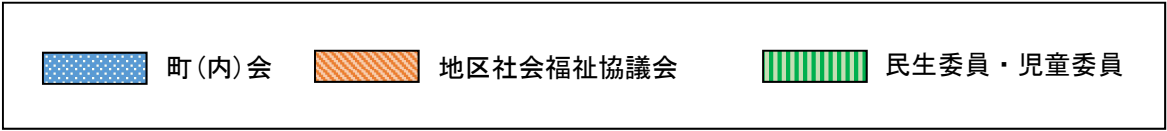
町(内)会
 地区社会福祉協議会
 民生委員・児童委員

【問3】 < 【問2】で「公共施設」と回答した方のみ >

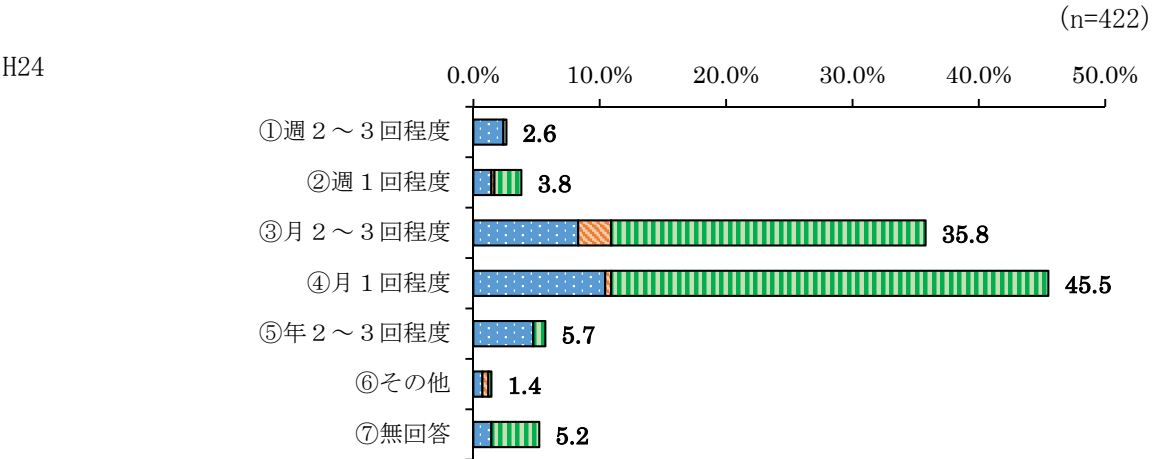
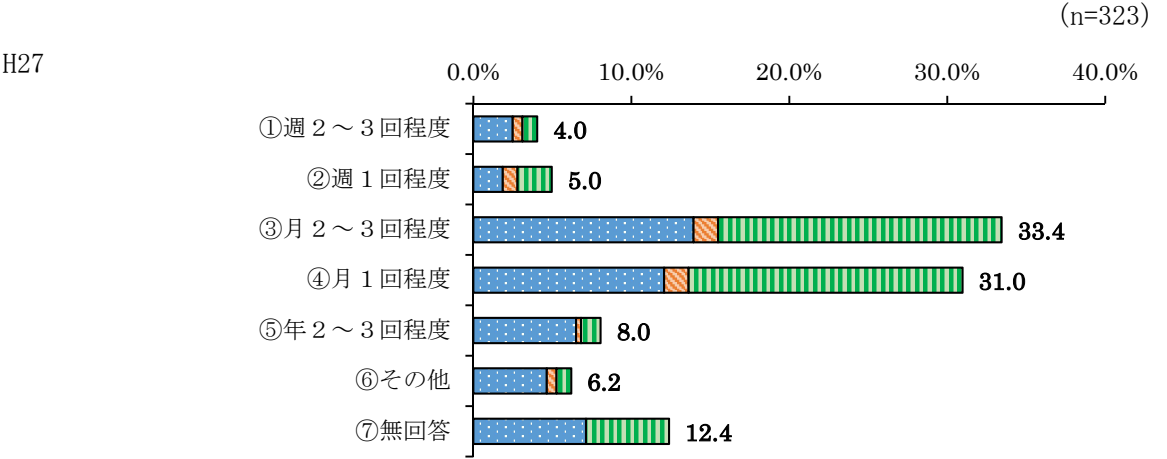
主な活動拠点としている公共施設は、次のどれにあたりますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



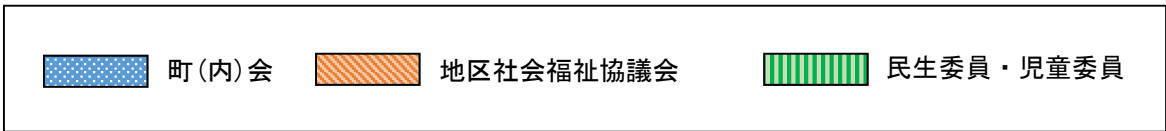
活動拠点としている公共施設については、「②市民センター」と回答した割合が45.8.%と最も高く、次いで「③福祉館」が27.8%となっているほか、「⑥その他」の割合がやや高く、前回の調査とほぼ同様の結果となっています。



【問4】 < 【問2】で「公共施設」と回答した方のみ >
 主な活動拠点としている公共施設の利用頻度は、どれくらいですか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)

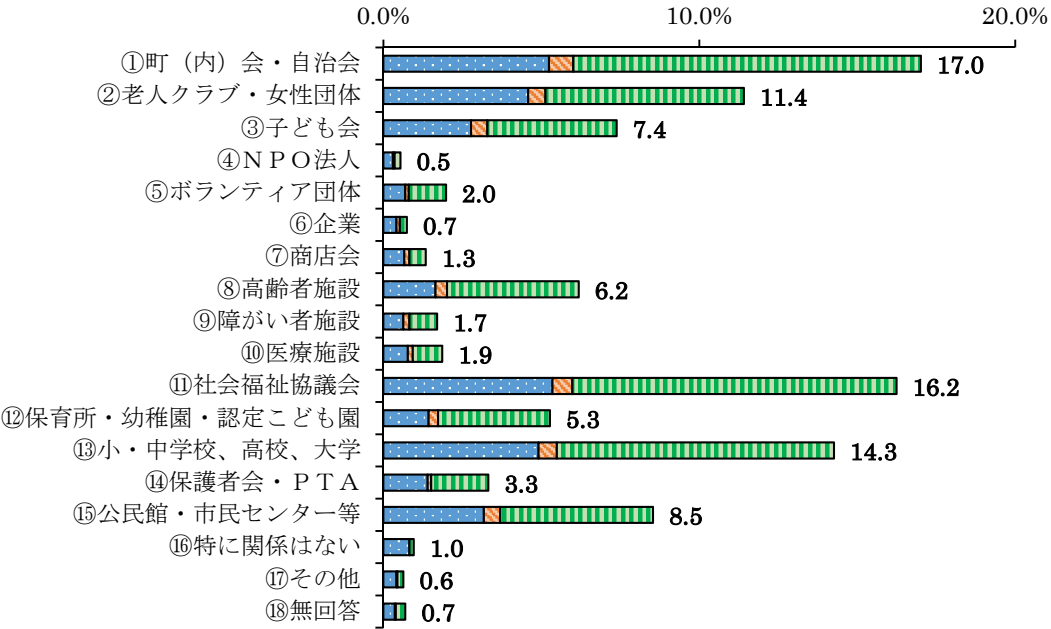


活動拠点としている公共施設の利用頻度については、「③月2～3回程度」と回答した割合が33.4%と最も高く、次いで「④月1回程度」が31.0%となっています。前回の調査と比較すると、月1回程度利用する割合の人が減少しています。

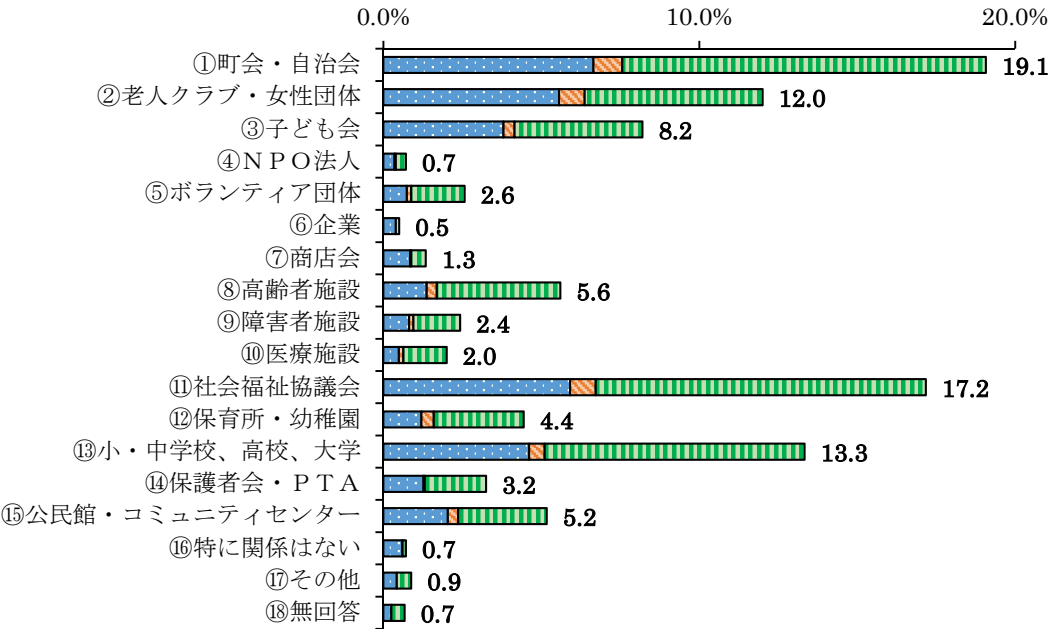


【問 5】
 貴団体は、他の団体や公共機関などとの交流や協力関係がありますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

H27 (n=3,647)



H24 (n=2,842)



他の団体や公共機関などとの交流や協力関係については、「①町(内)会・自治会」と回答した割合が17.0%と最も高く、次いで「⑪社会福祉協議会」が16.2%となっています。
 「⑬小・中学校、高校、大学」や「②老人クラブ・女性団体」もやや高くなっています。
 前回の調査と比較するとほぼ同様の結果となっています。

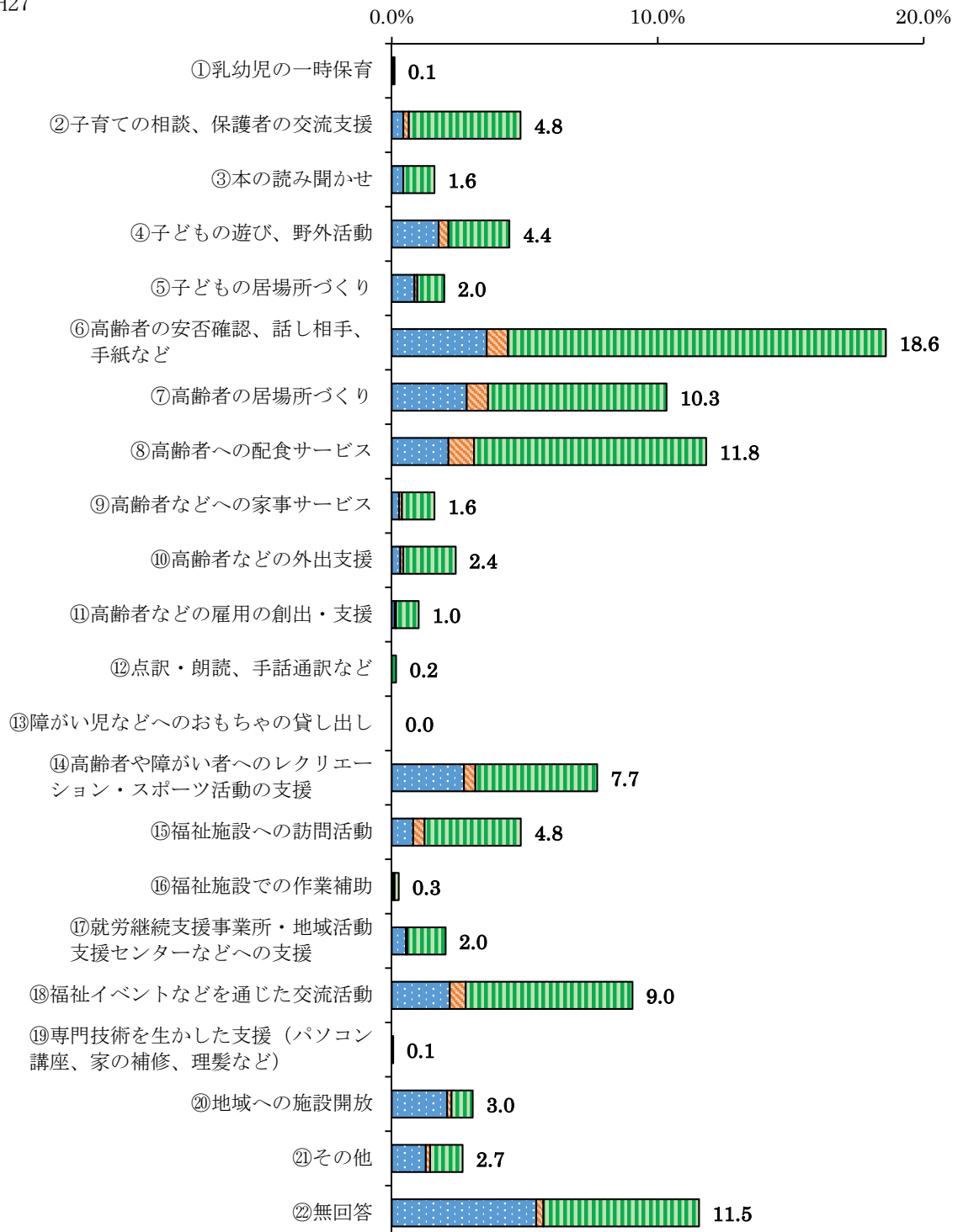
町(内)会
 地区社会福祉協議会
 民生委員・児童委員

【問6】 < 【問5】で「特に関係はない」以外と回答した方のみ >

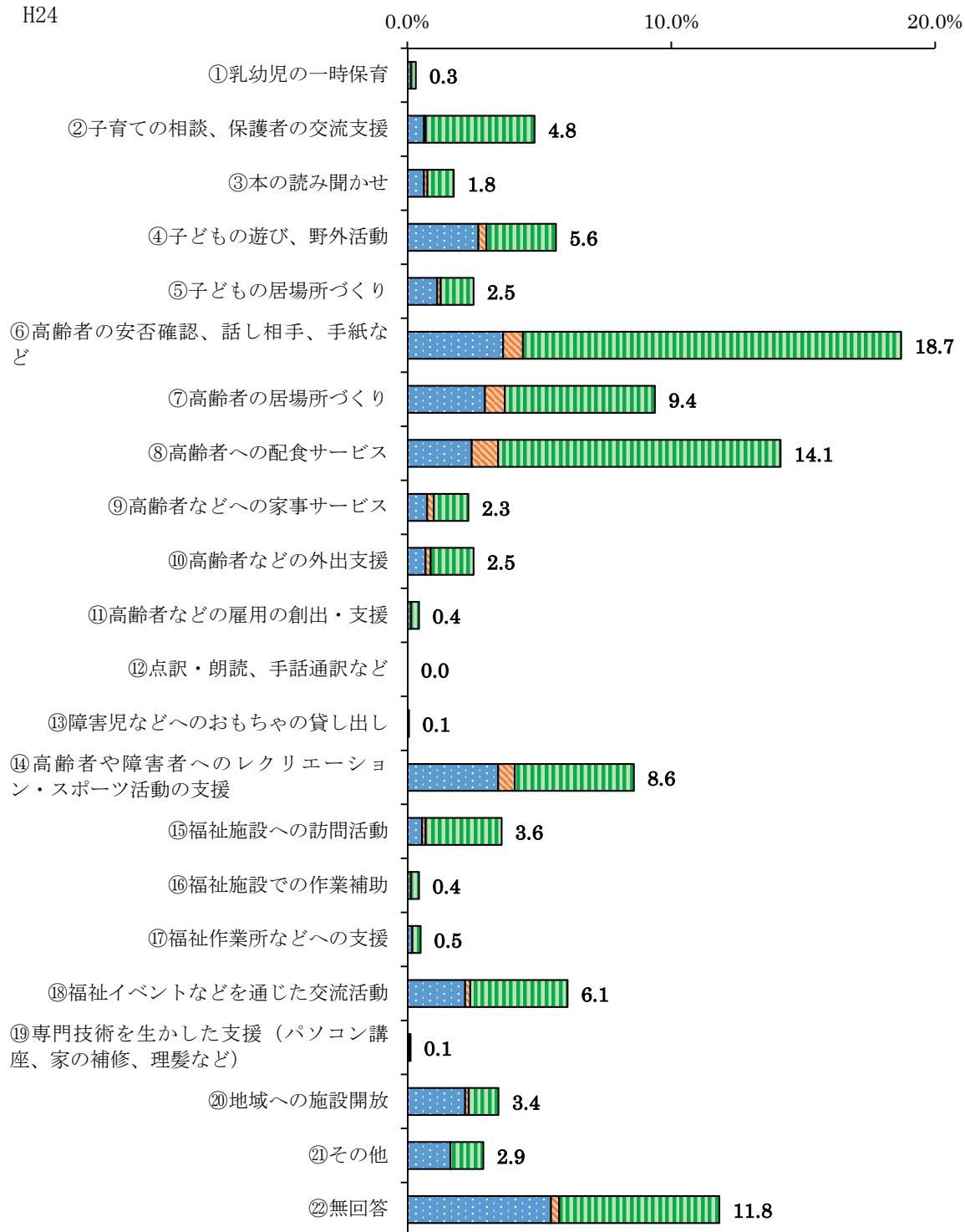
貴団体が、他の団体や公共機関などと交流や協力して行っている活動は、どのような活動ですか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

(n=1,879)

H27



H24



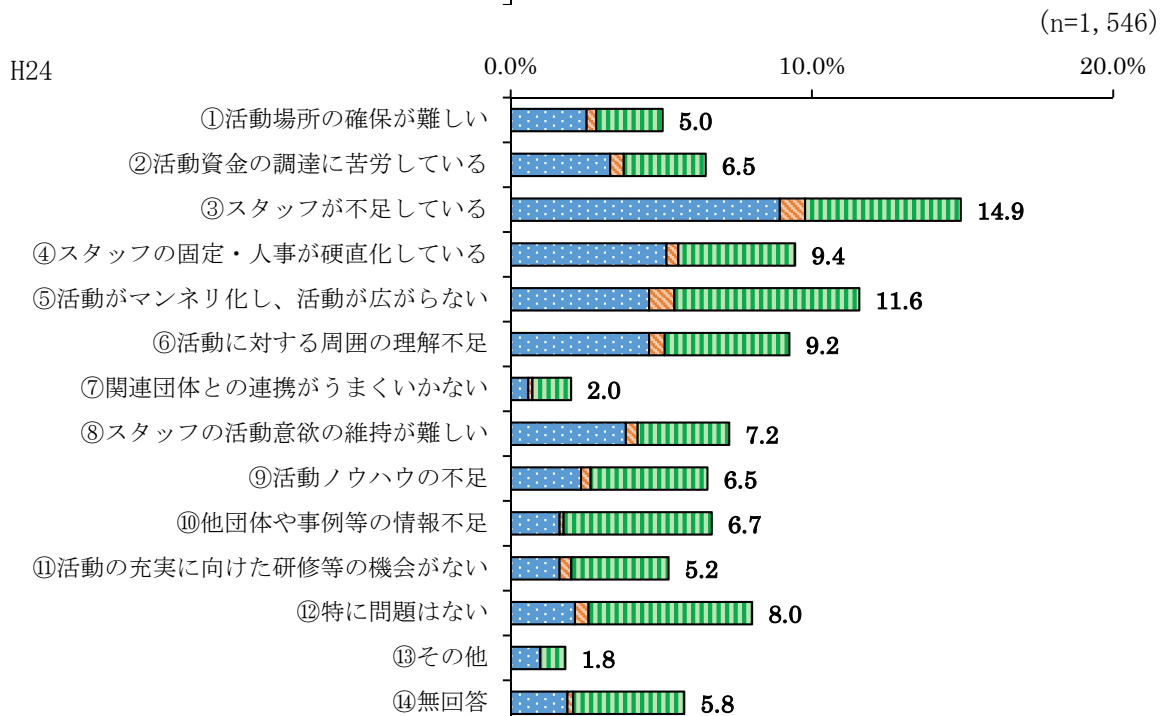
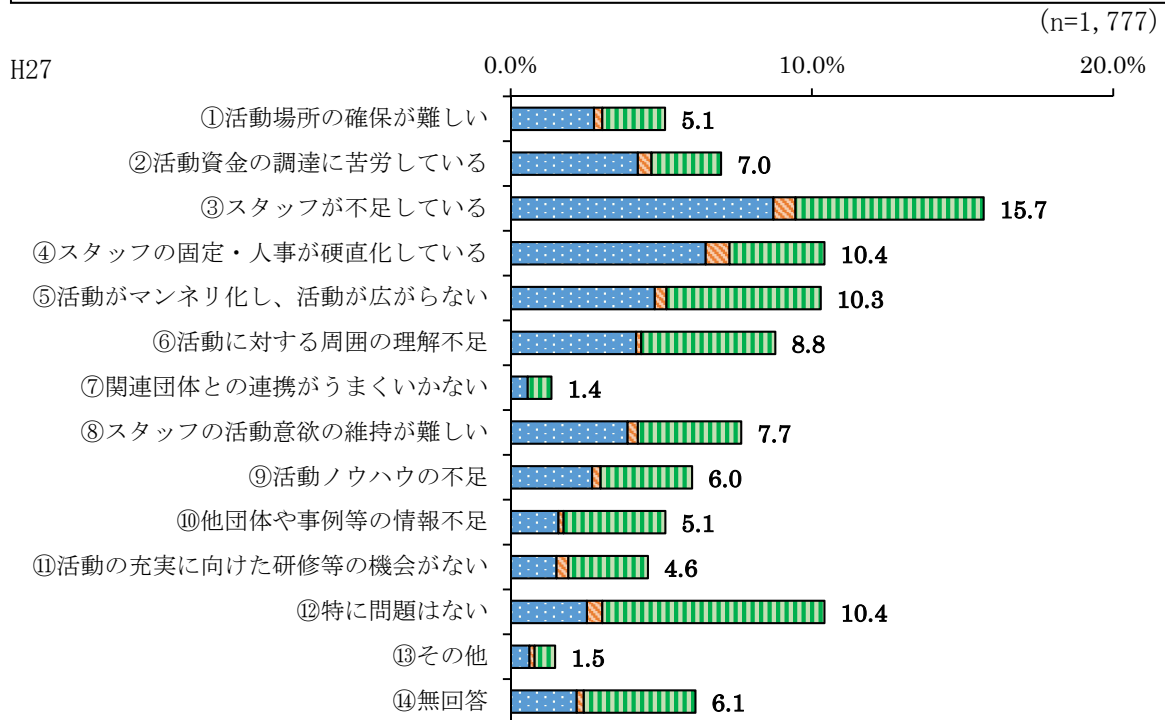
他の団体や公共機関などと交流や協力して行っている活動については、「⑥高齢者の安否確認、話し相手、手紙など」と回答した割合が18.6%と最も高く、次いで「⑧高齢者への配食サービス」が11.8%となっています。

「㉒無回答」「⑦高齢者の居場所づくり」「⑭高齢者や障害者へのレクリエーション・スポーツ活動の支援」もやや高くなっており、前回の調査結果とほぼ同様の結果となっています。

町(内)会
 地区社会福祉協議会
 民生委員・児童委員

【問7】

貴団体の活動を行う（継続する）上での課題や問題点は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）



活動上の課題や問題点については、「③スタッフが不足している」と回答した割合が15.7%と最も高く、次いで「④スタッフの固定・人事が硬直化している」、「⑤活動がマンネリ化し、活動が広がらない」が高くなっています。前回の調査と比較すると、スタッフの固定化の割合が少し増加しています。



町(内)会



地区社会福祉協議会



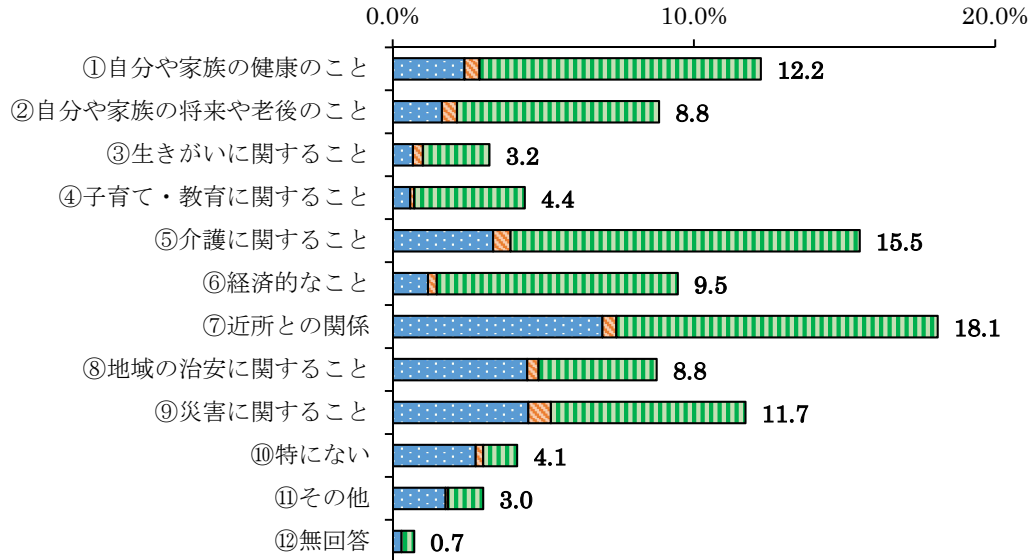
民生委員・児童委員

【問 8】

貴団体は、地域の住民の方から、どのような内容の相談を受けたことがありますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

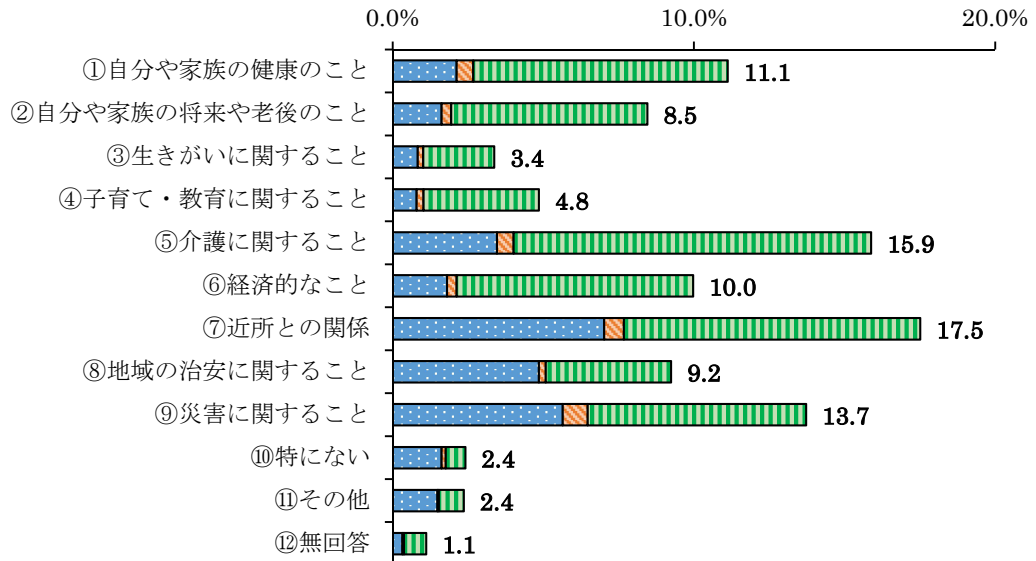
(n=2, 399)

H27



(n=2, 165)

H24



地域住民からの相談内容については、「⑦近所との関係」と回答した割合が18.1%と最も高く、次いで「⑤介護に関する事」が15.5%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。



町(内)会



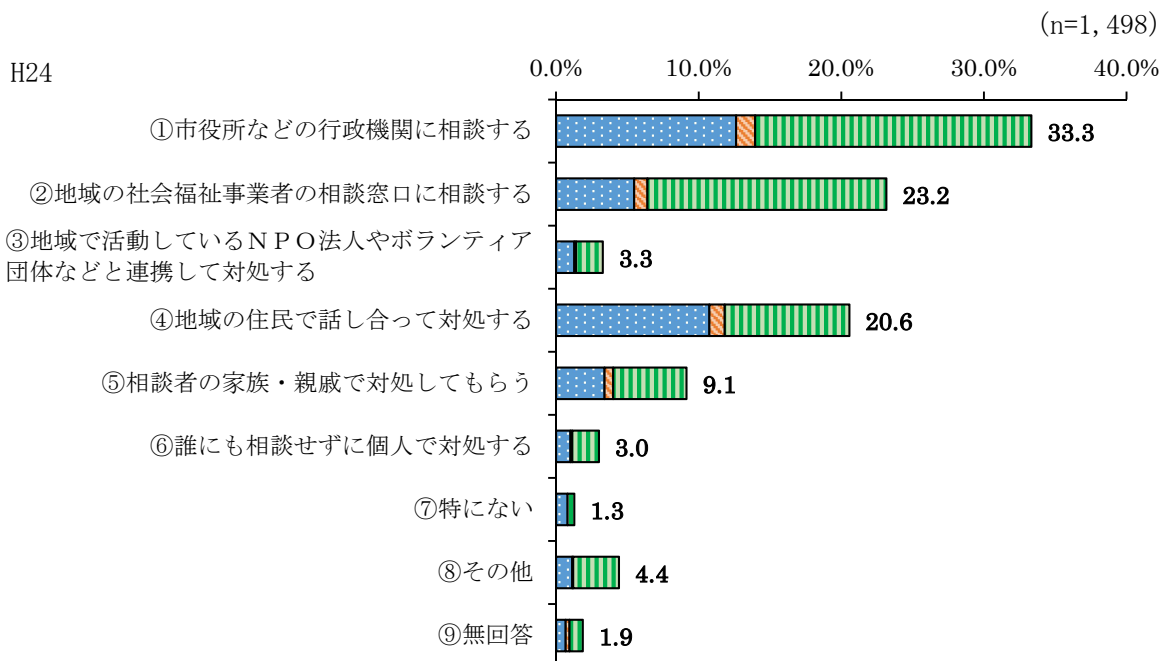
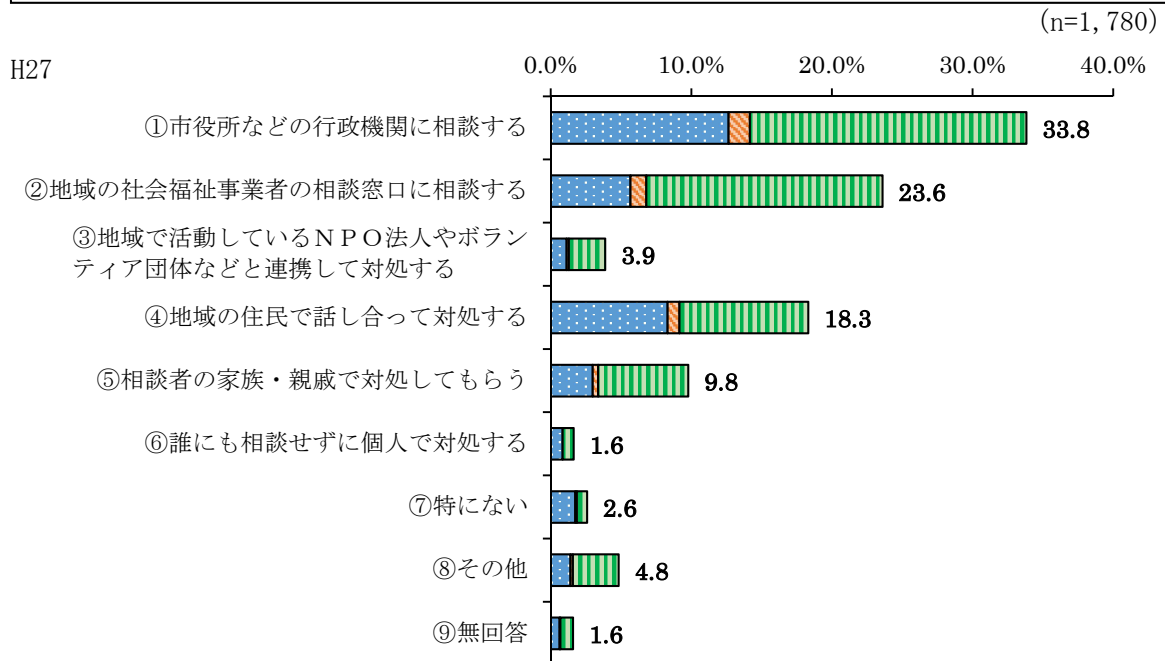
地区社会福祉協議会



民生委員・児童委員

【問 9】

貴団体は、地域の住民の方から相談を受けた場合、どのように対処していますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



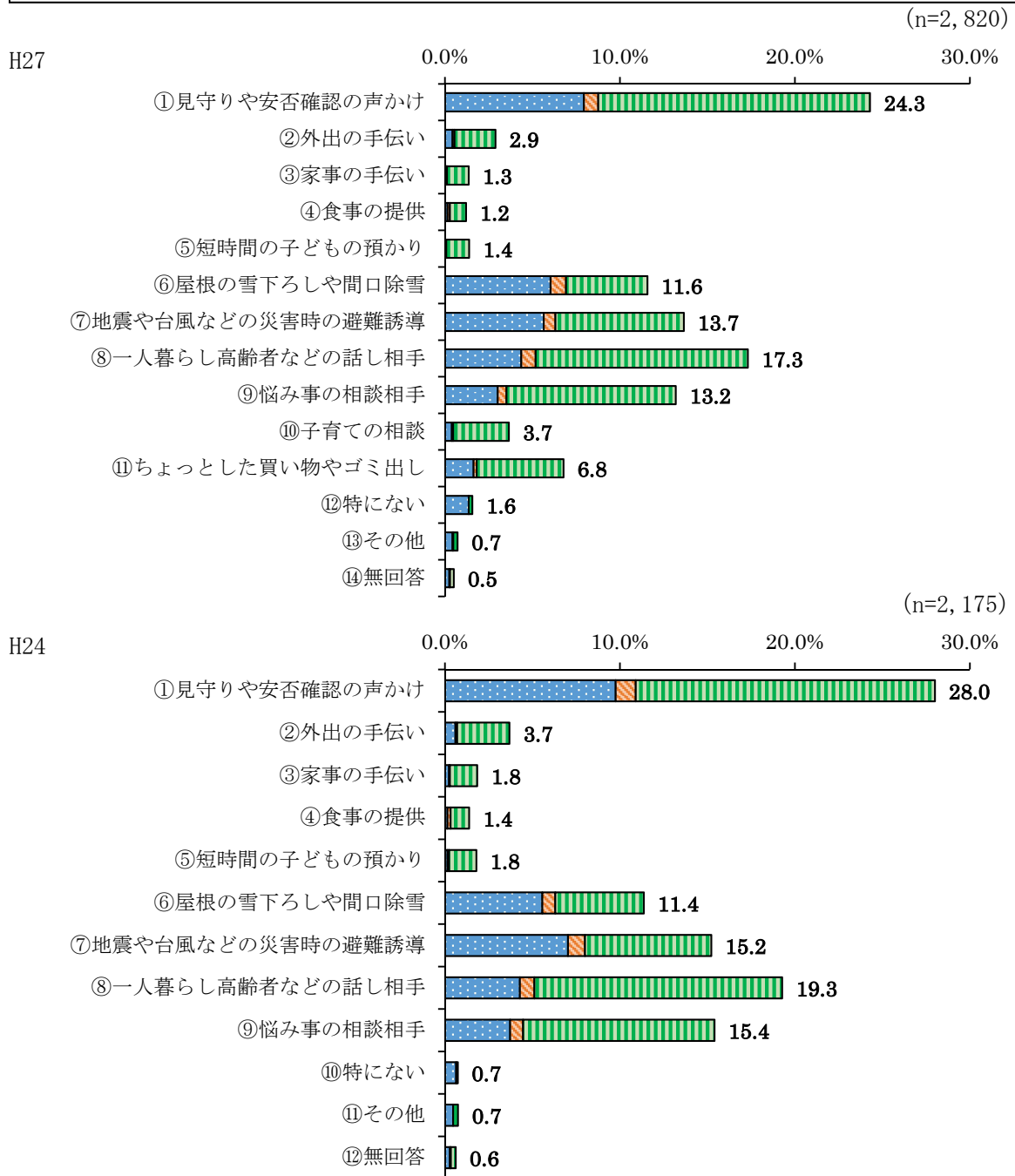
地域住民からの相談の対処については、「①市役所などの行政機関に相談する」と回答した割合が33.8%と最も高く、次いで「②地域の社会福祉事業者の相談窓口相談する」が23.6%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっていますが、「④地域の住民で話し合って対処する」と回答した割合が低くなっています。

町(内)会
 地区社会福祉協議会
 民生委員・児童委員

【問 10】

近所に、日々の生活において、支援を必要としている人がいた場合、貴団体はどのような手助けができますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



どのような手助けができるかについては、「①見守りや安否確認の声かけ」と回答した割合が24.3%と最も高く、次いで「⑧一人暮らし高齢者などの話し相手」が17.3%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっていますが、回答の上位の項目の割合が低くなっています。



町(内)会



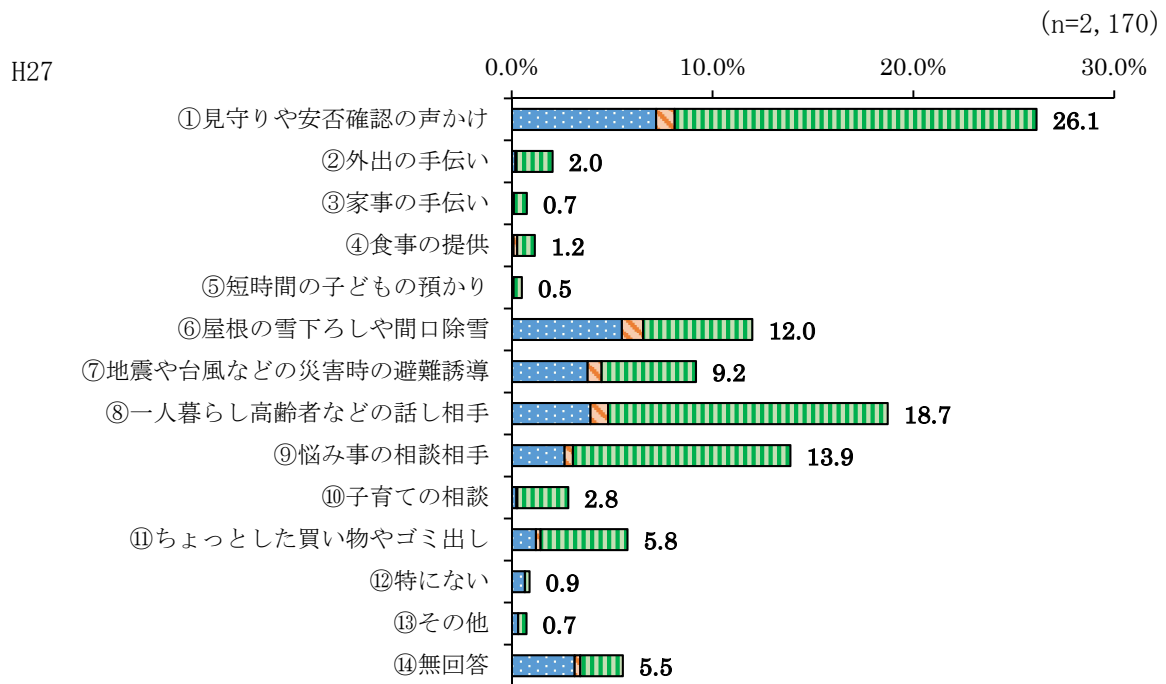
地区社会福祉協議会



民生委員・児童委員

【問 11】

問 10 で近所の方に手助けが可能と答えた項目のうち、貴団体が実際に行っている手助けはどのようなものがありますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



手助けが可能な支援のうち実際に行っている手助けについては、「①見守りや安否確認の声かけ」と答えた人の割合が最も高く 26.1%となっており、次いで「⑧一人暮らし高齢者等の話し相手」が 18.7%となっています。「⑨悩みごとの相談相手」も 13.9%と回答の中では比較的高くなっています。(今回初調査)



町(内)会



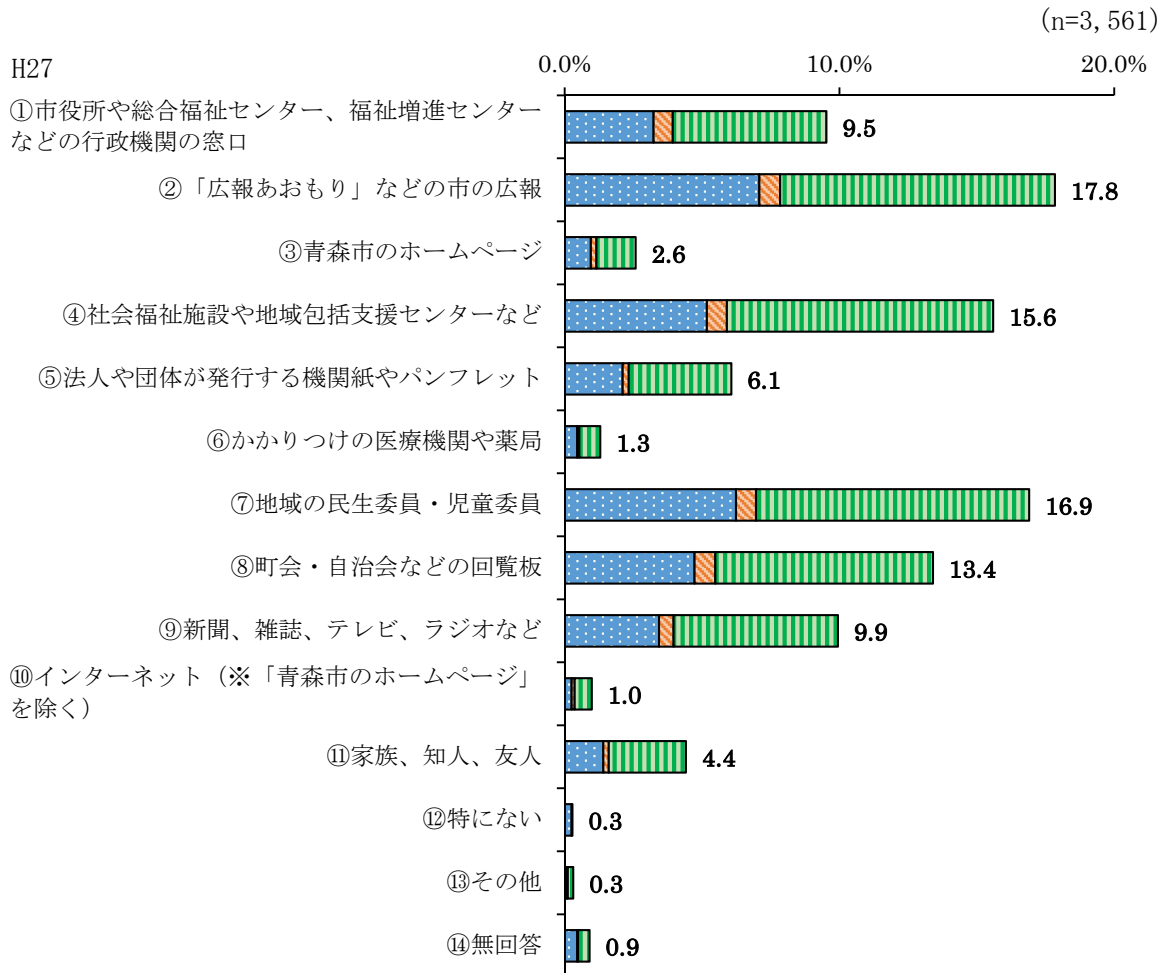
地区社会福祉協議会

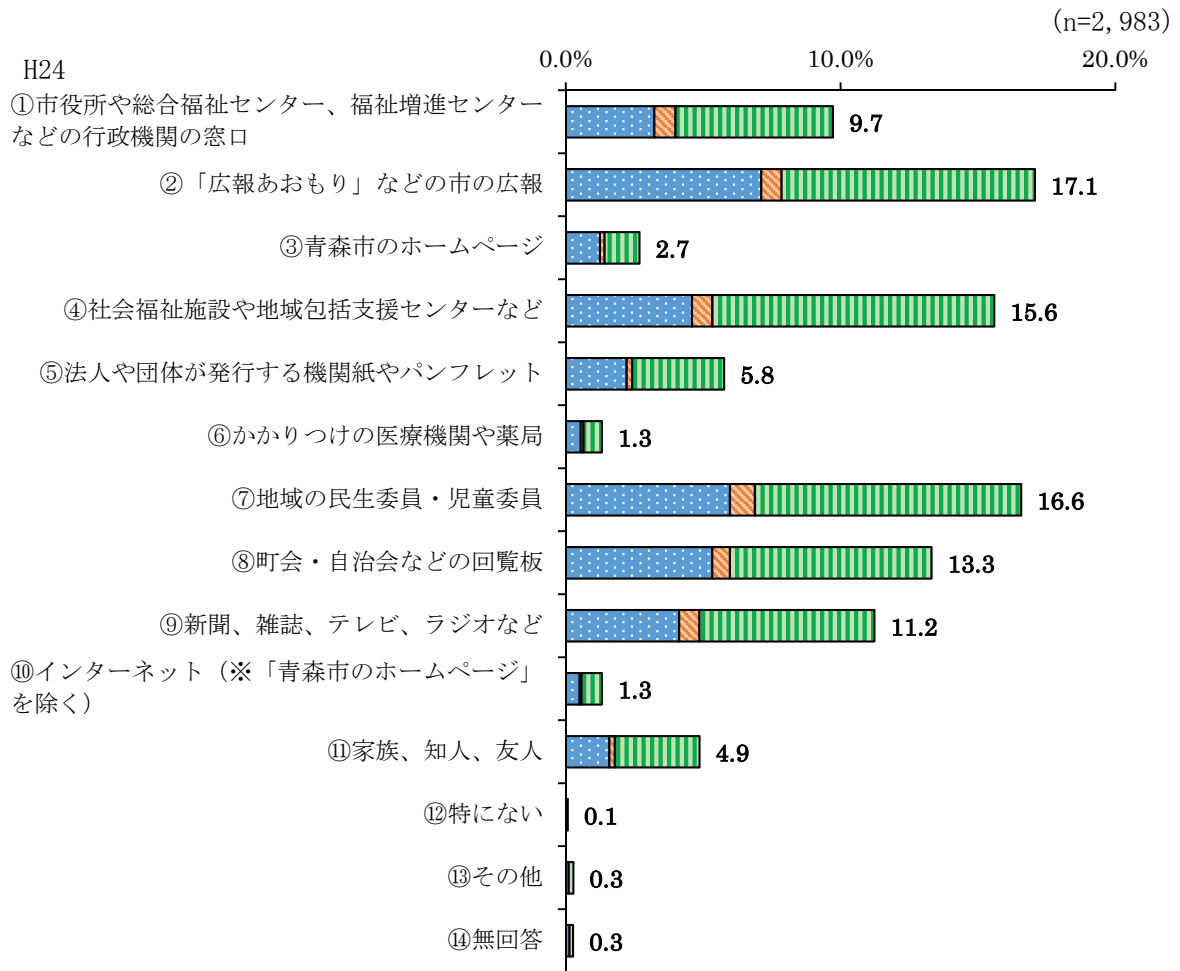
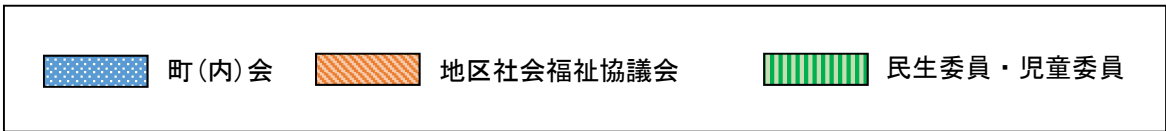


民生委員・児童委員

【問 12】

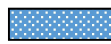
貴団体は、福祉サービスに関する情報をどのようにして入手していますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)





福祉サービス情報をどのように入手しているかについては、「②広報あおもりなどの市の広報」と回答した割合が17.8%と最も高く、次いで「⑦地域の民生委員・児童委員」が16.9%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。



町(内)会



地区社会福祉協議会



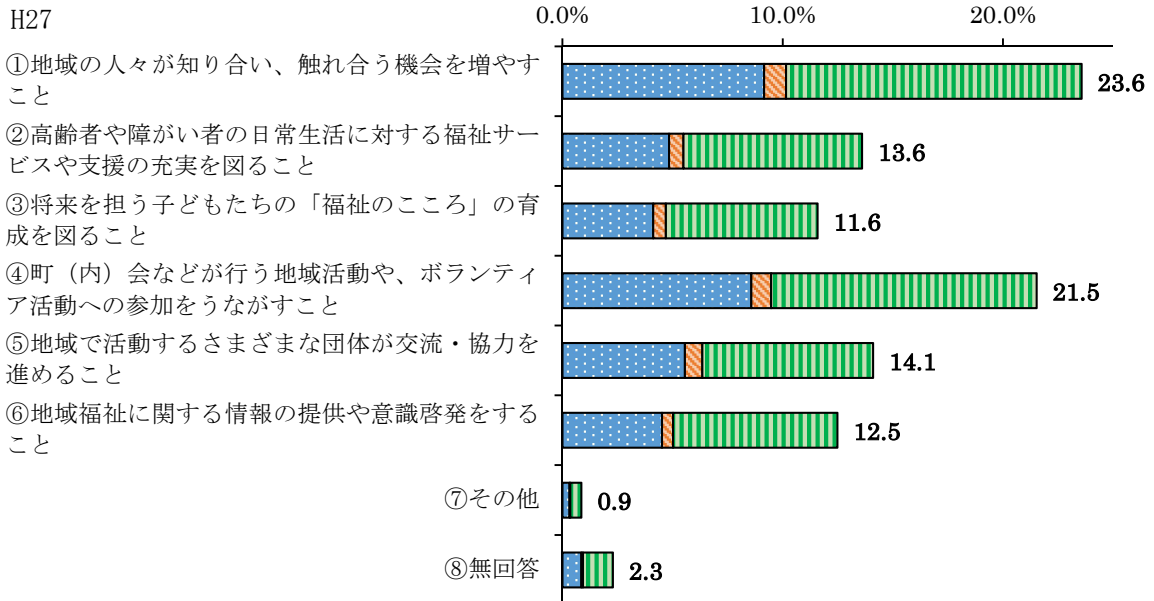
民生委員・児童委員

《Ⅱ. 地域福祉に関するあなたの考えについて》

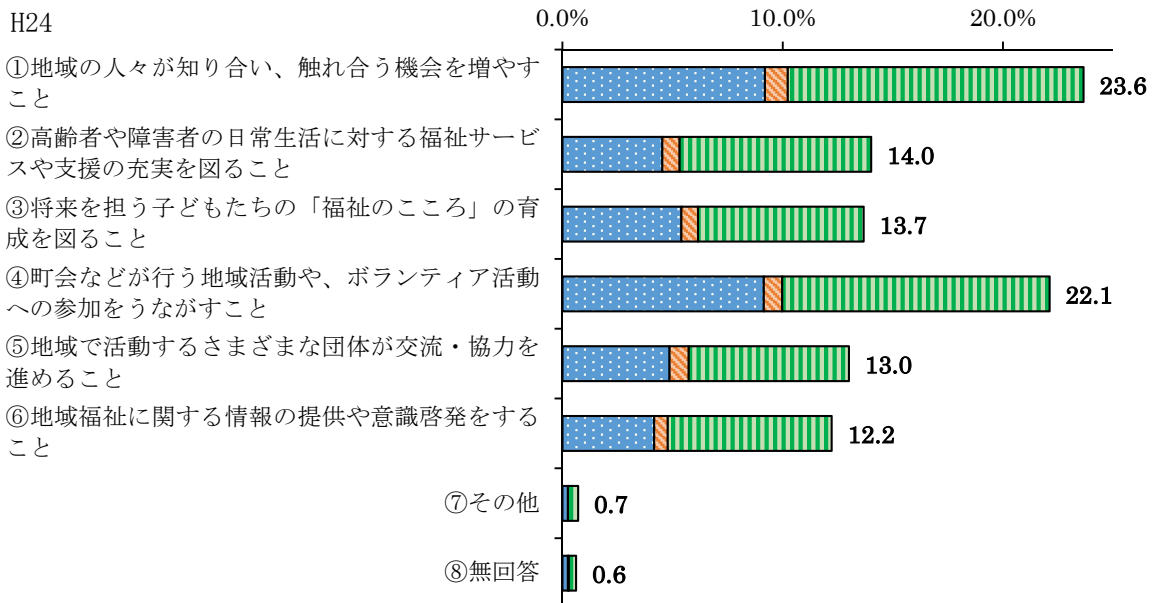
【問 14】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体は、どのような取り組みが必要であると考えますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

(n=2,788)



(n=2,406)



誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために必要な取組については、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が23.6%と最も高く、次いで「④町(内)会などが行う地域活動や、ボランティア活動への参加をうながすこと」が21.5%となっており、前回の調査とほぼ同様の結果となりました。



町(内)会



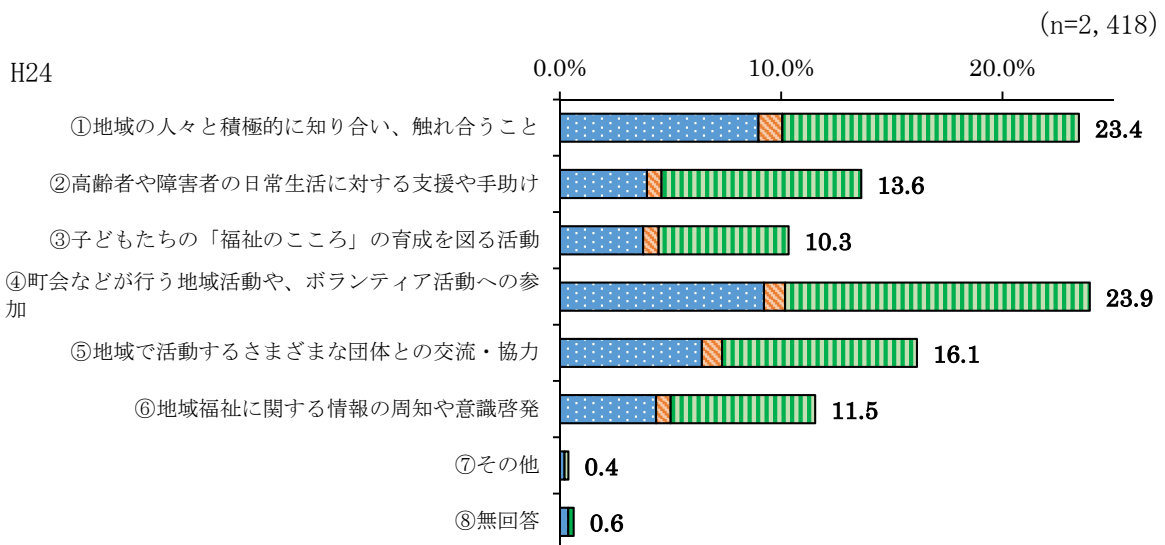
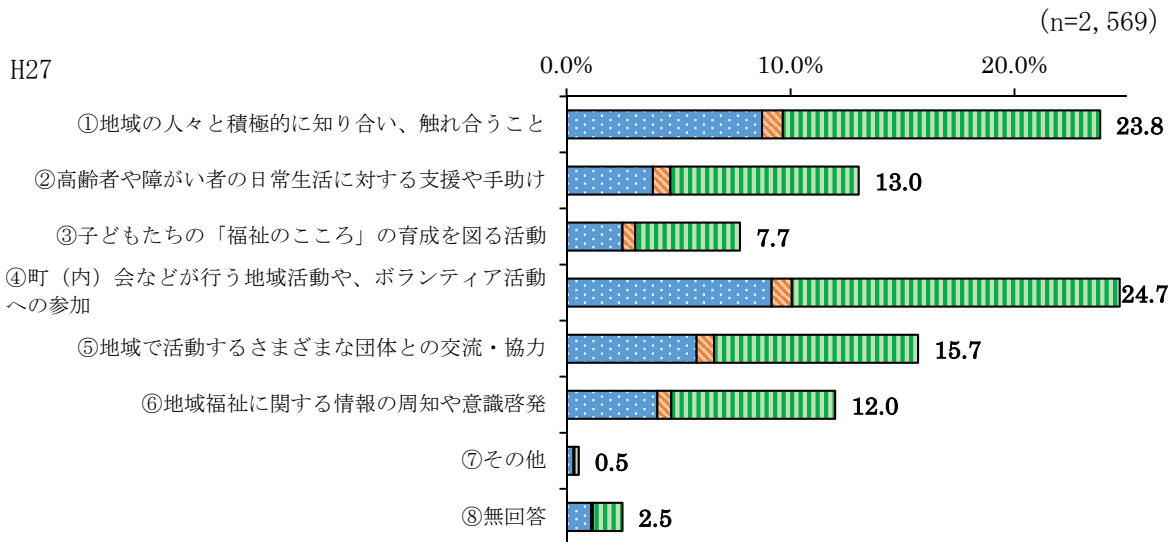
地区社会福祉協議会



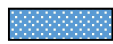
民生委員・児童委員

【問 15】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体は、どのようなことができますか。該当するもの全てに○をつけてください。
(複数回答)



誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるためにできる取組については、「④町(内)会などが行う地域活動や、ボランティア活動への参加」と回答した割合が24.7%と最も高く、次いで「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が23.8%となっており、前回の調査結果とほぼ同様の結果となりました。



町(内)会



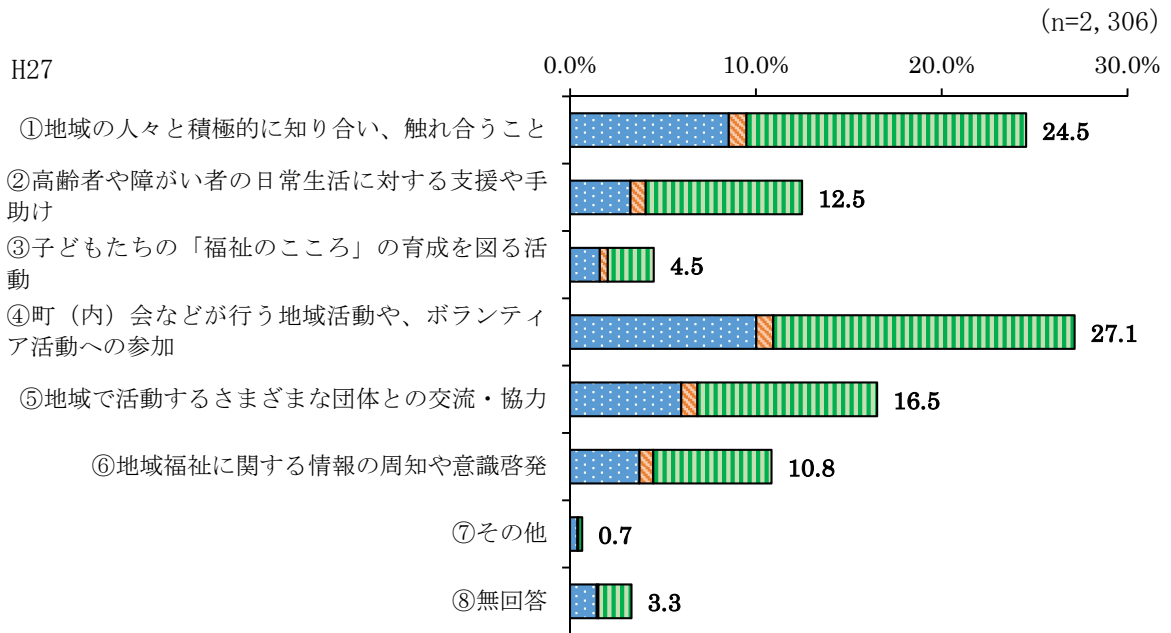
地区社会福祉協議会



民生委員・児童委員

【問 16】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体が実際に行っていることは何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために実際行っている取組については、「④町会などが行う地域活動や、ボランティア活動への参加」と回答した割合が27.1%と最も高く、次いで「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が24.5%となっています(今回初調査)。



町(内)会



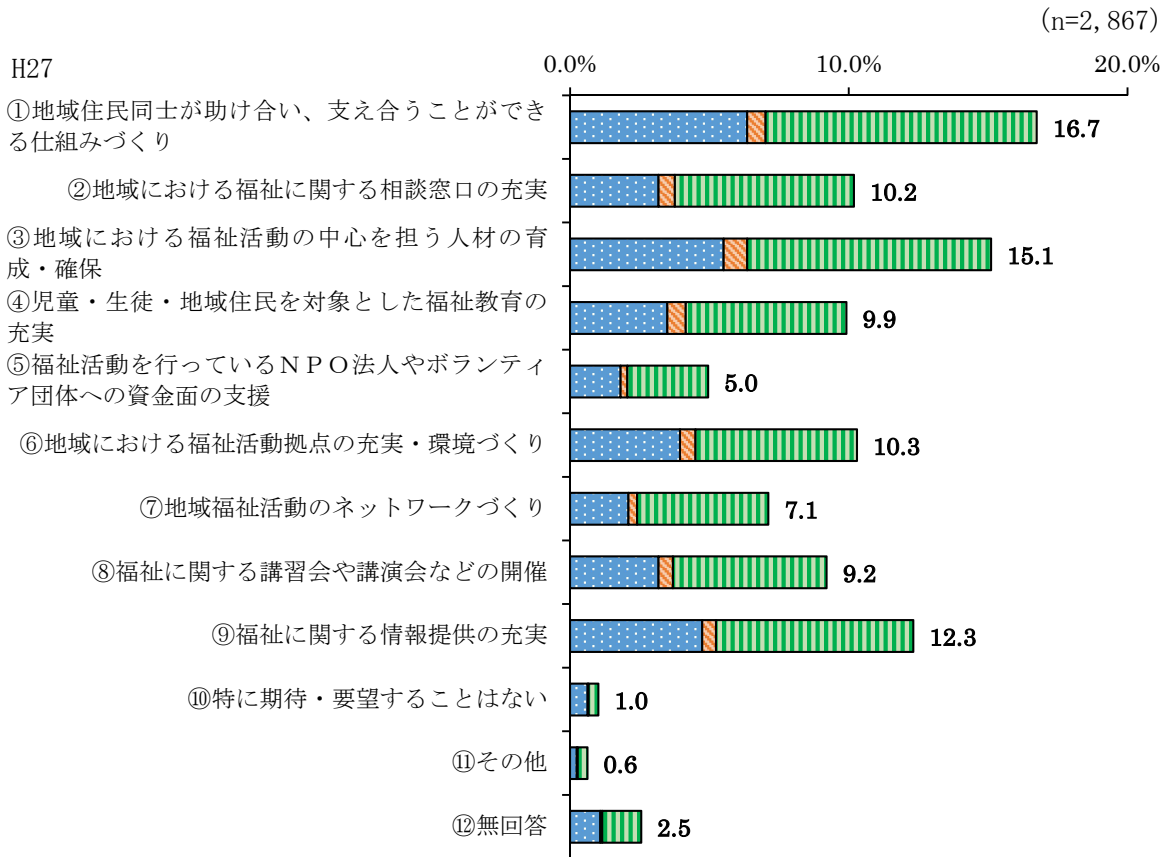
地区社会福祉協議会

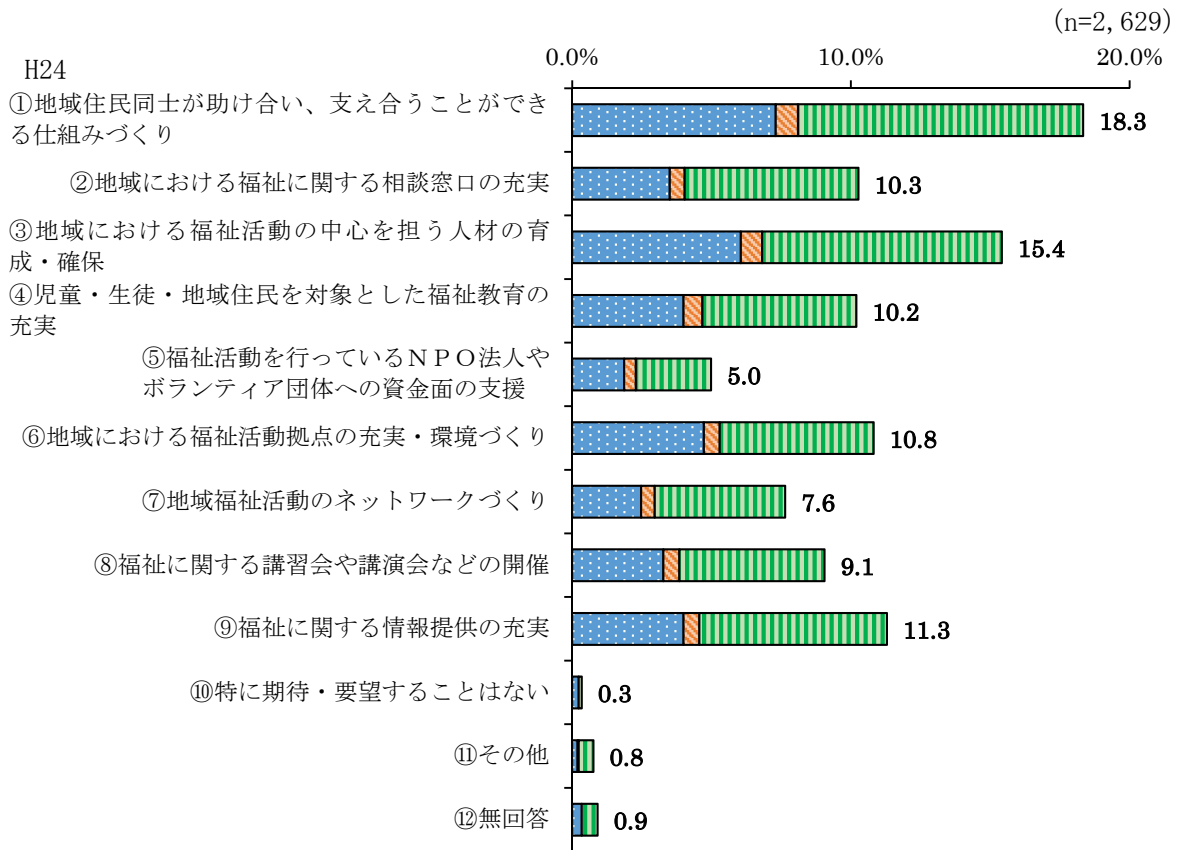
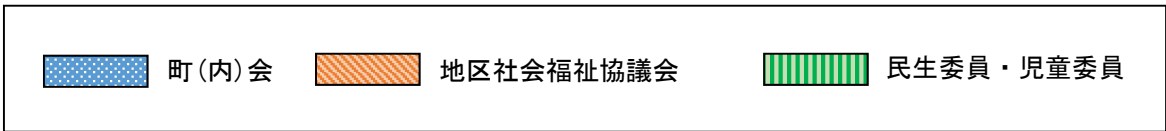


民生委員・児童委員

【問 17】

貴団体は、地域福祉を進める上で、行政にどのようなことを期待・要望しますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)





地域福祉を進める上で行政に期待・要望することについては、「①地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり」と回答した割合が16.7%と最も高く、次いで「③地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」が15.1%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となりました。

【問 13】

地域独自で取り組んでいる地域福祉に関する活動がありましたら、参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご記入ください。(自由記載)

《例》「見守り・声かけ活動」「家事支援活動」「地域ふれあい交流活動」「健康づくり活動」など

【問 18】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体の地域のこういうところを良くすれば、地域がもっと住みやすくなるといった点など、地域福祉に関するにご意見、ご要望がありましたら、ご記入ください。(自由記載)

(掲載省略)

詳細については、ホームページ及び福祉政策課において閲覧することができます。

(3)社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体へのアンケート

■ 調査対象者数

133 件

- ・ 社会福祉法人：87
- ・ NPO法人：39
- ・ ボランティア団体：7

■ 調査期間

15 日間（平成 27 年 6 月 10 日～平成 27 年 6 月 24 日）

■ 調査方法

青森市内に住所を置く全ての社会福祉法人、NPO法人及びボランティア団体に送付

■ 回答数・回答率

98 件・73.6%

■ 対象者別回答数・回答率

対象者	社会福祉法人	NPO法人	ボランティア 団体	合計
対象者数	87	39	7	133
回答数 (回答率)	67 (77.0%)	24 (61.5%)	7 (100.0%)	98 (73.6%)

■ 注意事項

図表中の「n」は、回答数を示しています。

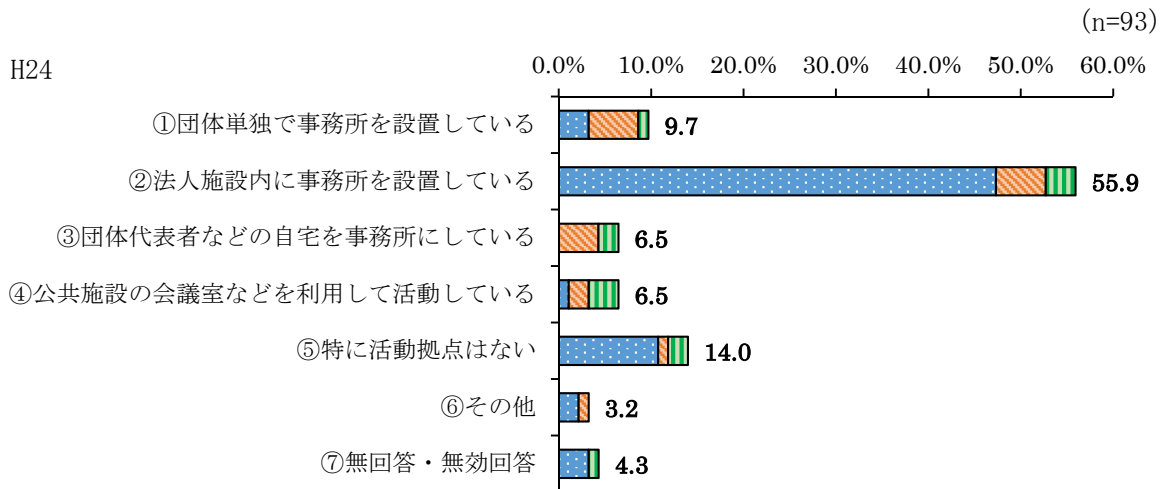
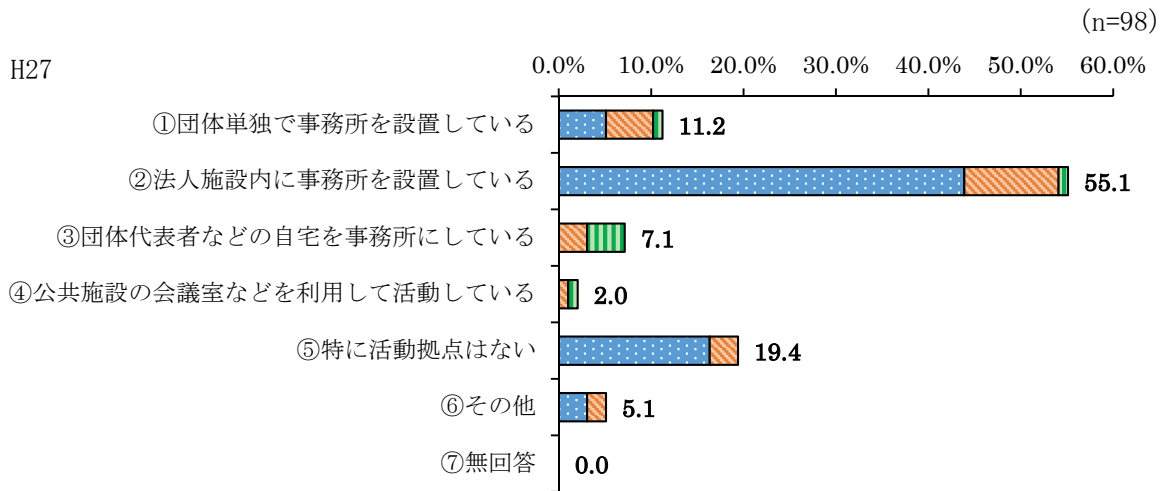
調査結果の比率は、その設問の回答数を基礎として、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。

複数回答形式の設問については、回答比率の合計を 100%とするために、その設問の総回答数を基礎として回答比率を算出しています。



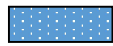
《 I. 地域での活動状況について》

【問 2】
 地域活動を行う上で、貴団体の主な活動拠点は、次のどれにあたりますか。該当するものに○をつけてください。(○は1つ)



活動拠点については、「②法人施設内に事務所を設置している」と回答した割合が 55.1%と最も高く、次いで「⑤特に活動拠点は無い」が 19.4%となっています。

前回の調査と比較すると、同様の結果となっていますが、特に活動拠点は無いと回答した割合が少し高くなっています。



社会福祉法人



NPO 法人

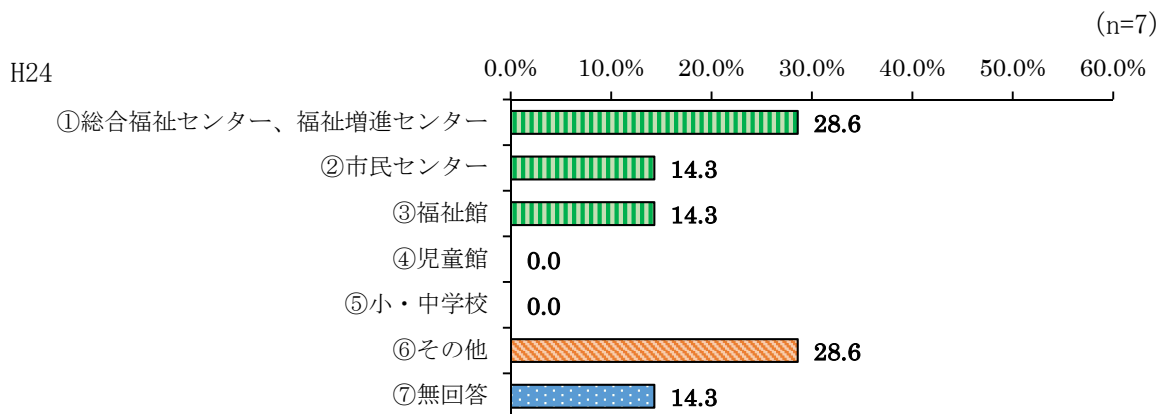
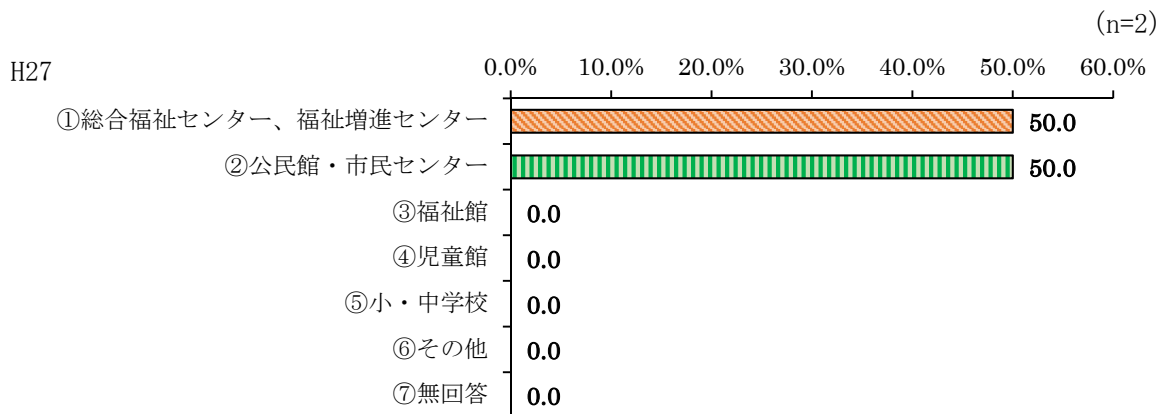


ボランティア団体

【問 3】

＜【問 2】で「公共施設の会議室などを利用して活動している」と回答した方のみ＞

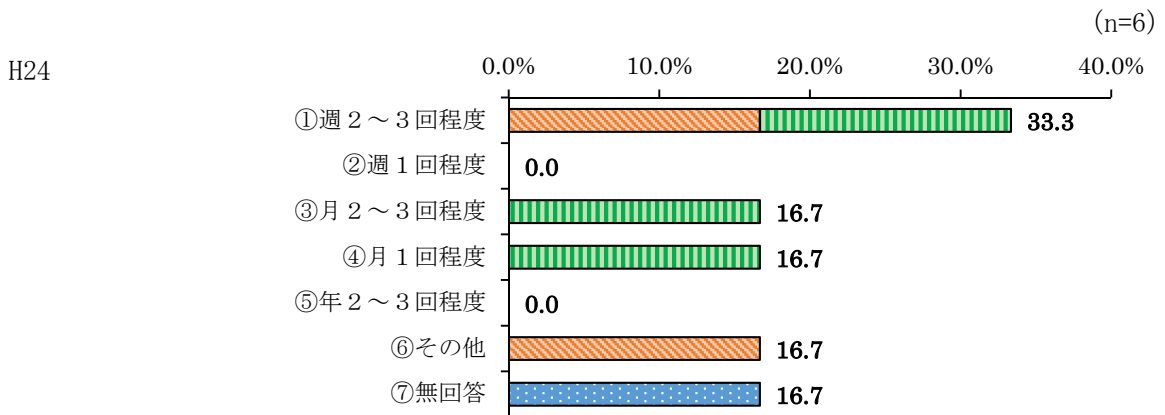
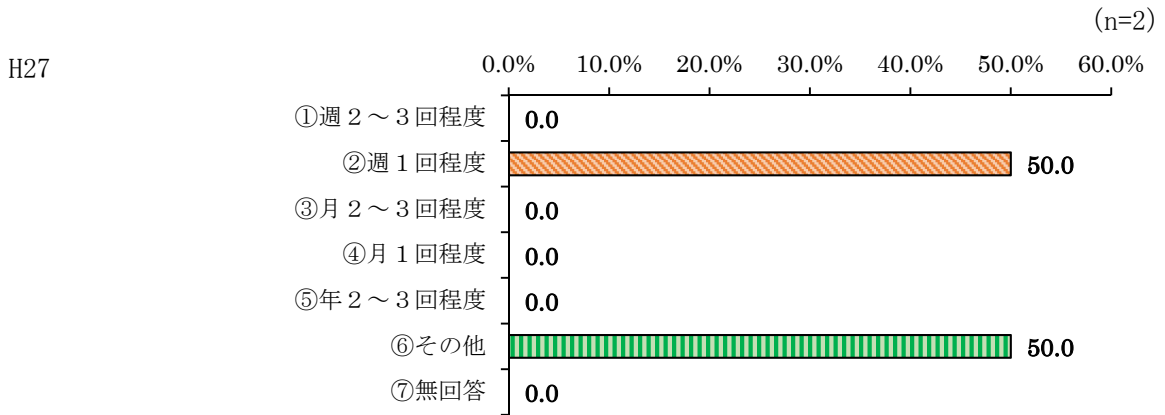
主な活動拠点としている公共施設は、次のどれにあたりますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



活動拠点としている公共施設については「①総合福祉センター、福祉増進センター」「②公民館、市民センター」という回答でした。



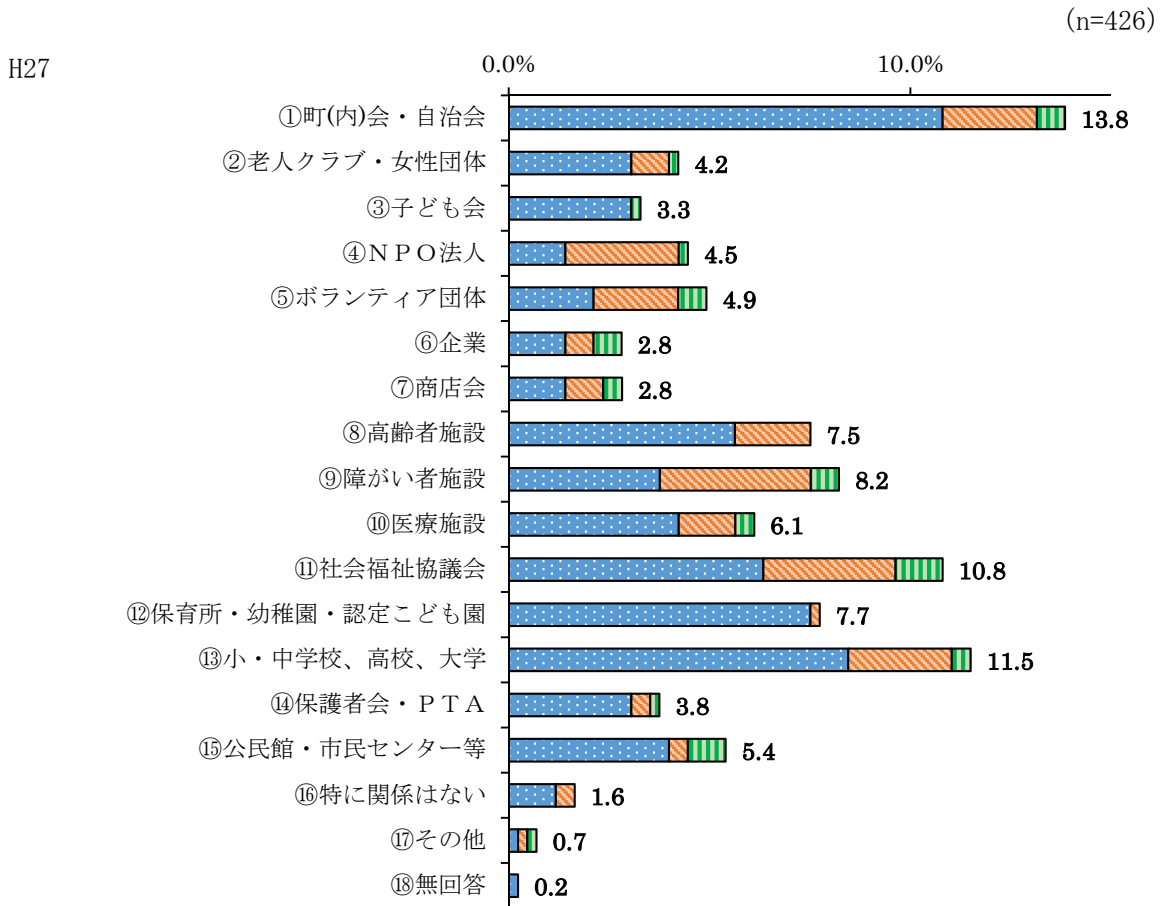
【問4】 <【問2】で「公共施設の会議室などを利用して活動している」と回答した方のみ>
 主な活動拠点としている公共施設の利用頻度は、どれくらいですか。該当するものに○
 をつけてください。(○は1つ)



活動拠点としている公共施設の利用頻度については、「②週1回程度」と「⑥その他（年5回）」という回答でした。



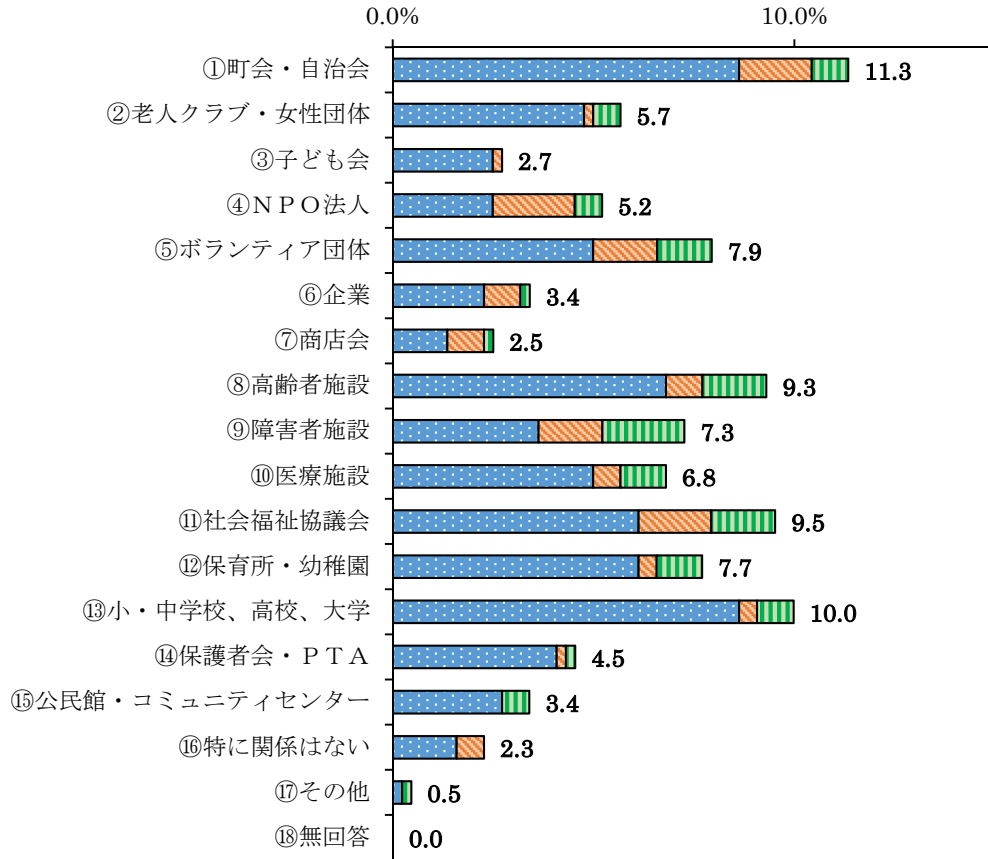
【問 5】
 貴団体は、他の団体や公共機関などとの交流や協力関係がありますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)





(n=441)

H24



他の団体や公共機関などとの交流や協力関係については、「①町(内)会・自治会」と回答した割合が 13.8%と最も高く、次いで「⑬小・中学校、高校、大学」が 11.5%となっています。

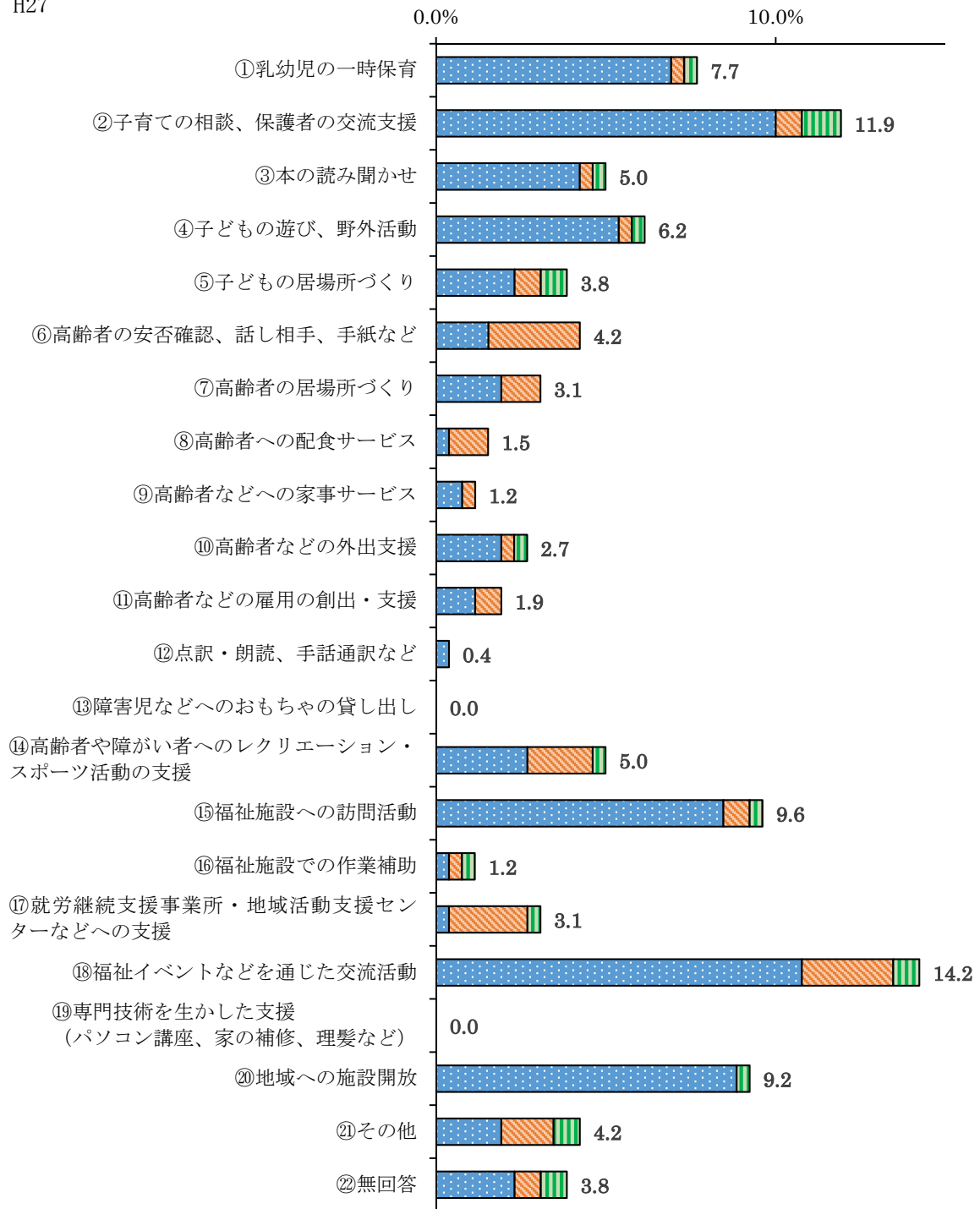
前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっていますが、「①町(内)会・自治会」、「⑬小・中学校、高校、大学」と回答した割合が増加しています。



【問6】 < 【問5】で「特に関係はない」以外と回答した方のみ >
 貴団体が、他の団体や公共機関などと交流や協力して行っている活動は、どのような活動ですか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

(n=260)

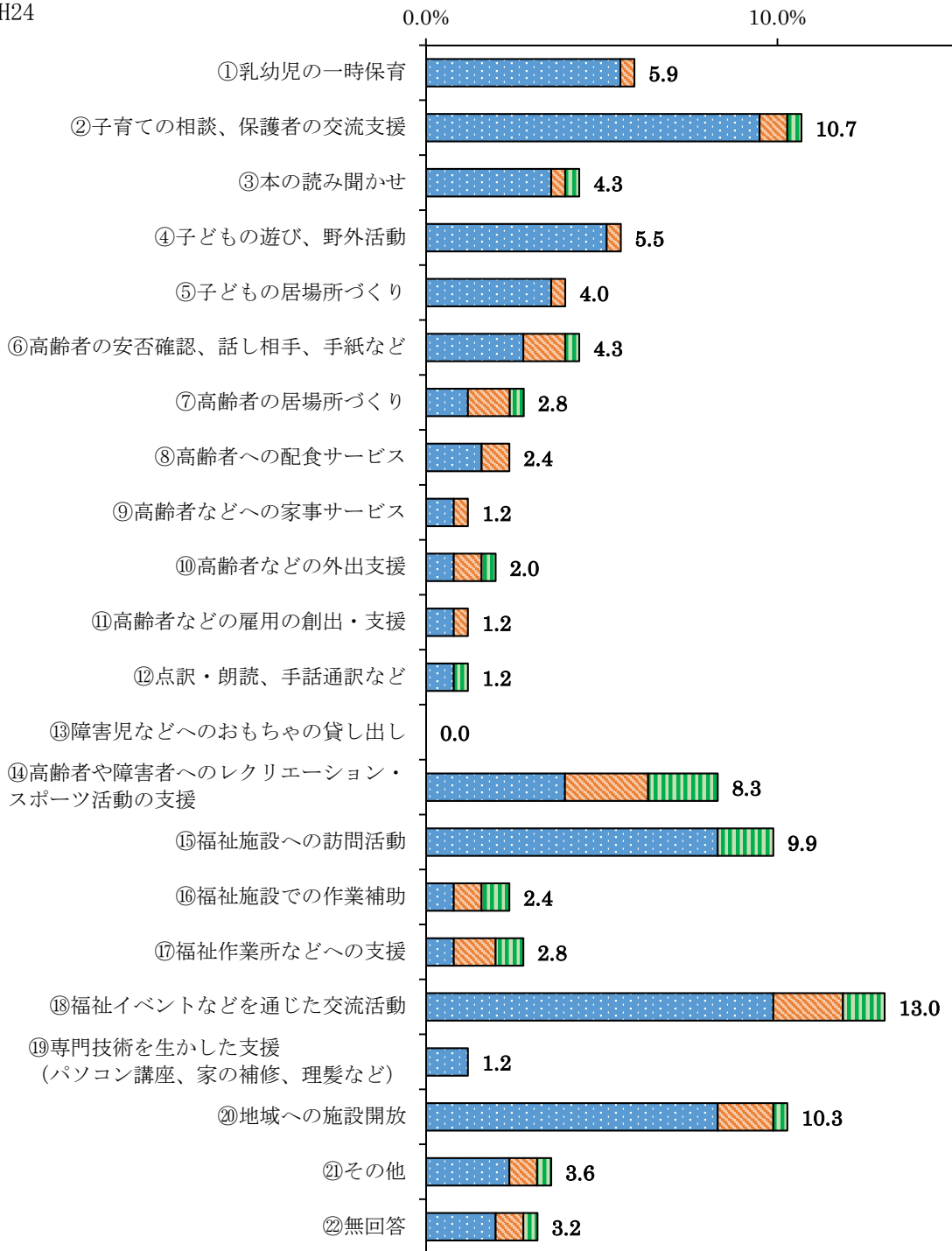
H27





(n=253)

H24

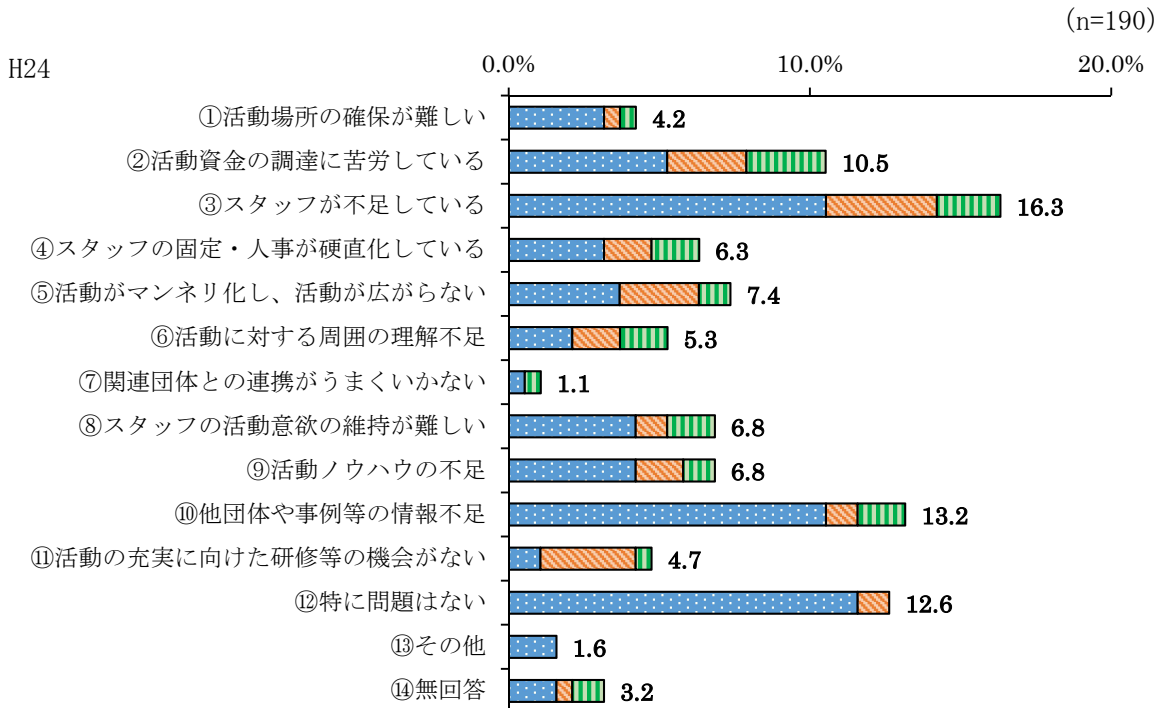
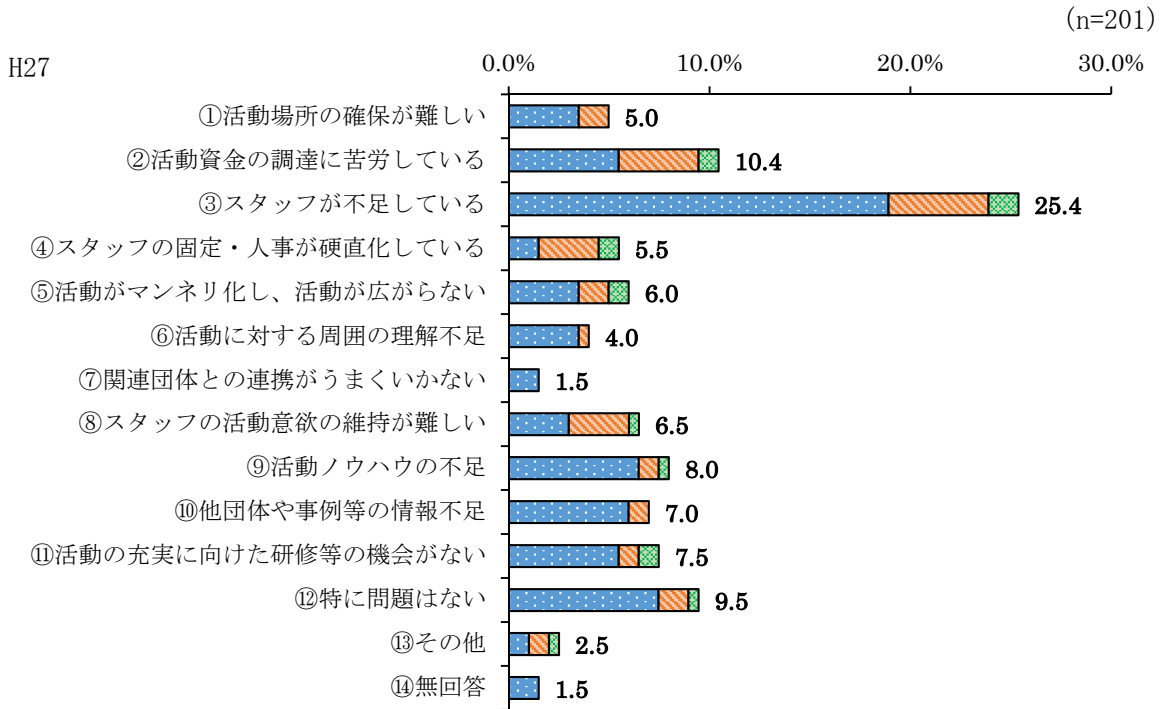


他の団体や公共機関などと交流や協力して行っている活動については、「⑱福祉イベントなどを通じた交流活動」と回答した割合が14.2%と最も高く、次いで「②子育ての相談、保護者の交流支援」が11.9%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっていますが、上位2項目の割合が少し増加しています。



【問 7】
貴団体の活動を行う（継続する）上での課題や問題点は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）

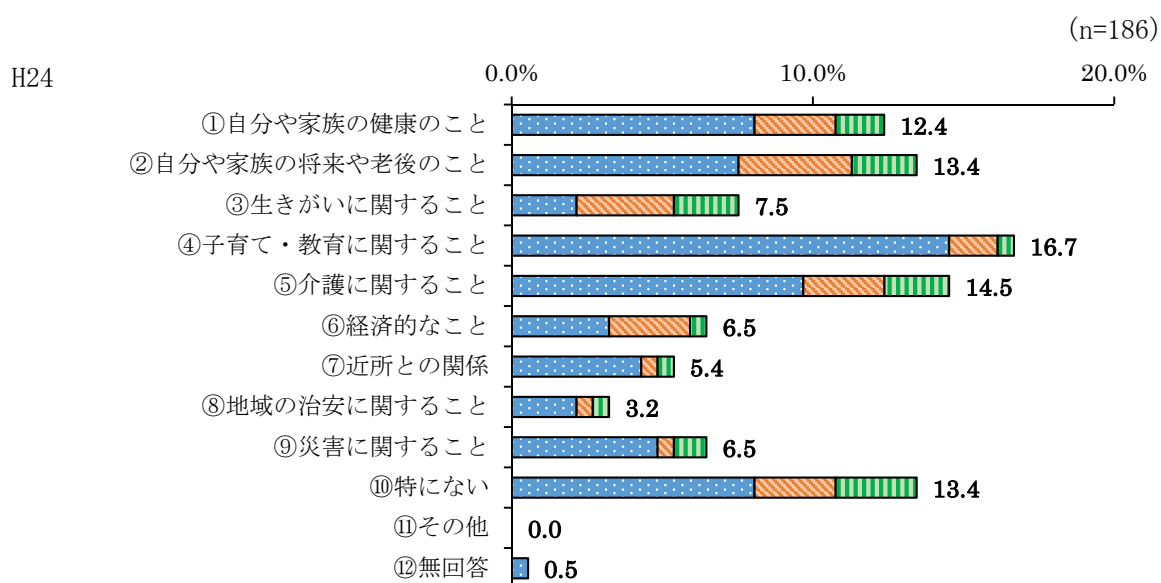
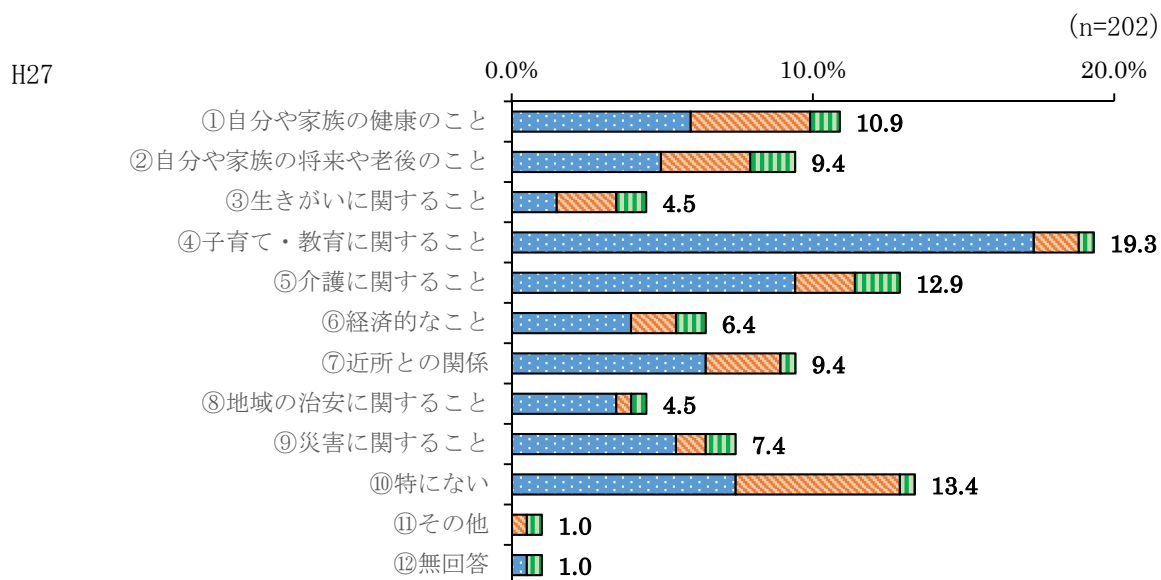


活動上の課題や問題点については、「③スタッフが不足している」と回答した割合が25.4%と最も高く、次いで「②活動資金の調達に苦労している」が10.4%となっています。前回の調査と比較すると、スタッフが不足していると回答した割合が増えています。

社会福祉法人
 NPO 法人
 ボランティア団体

【問 8】

貴団体では、地域の住民の方から、どのような内容の相談を受けたことがありますか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数回答）

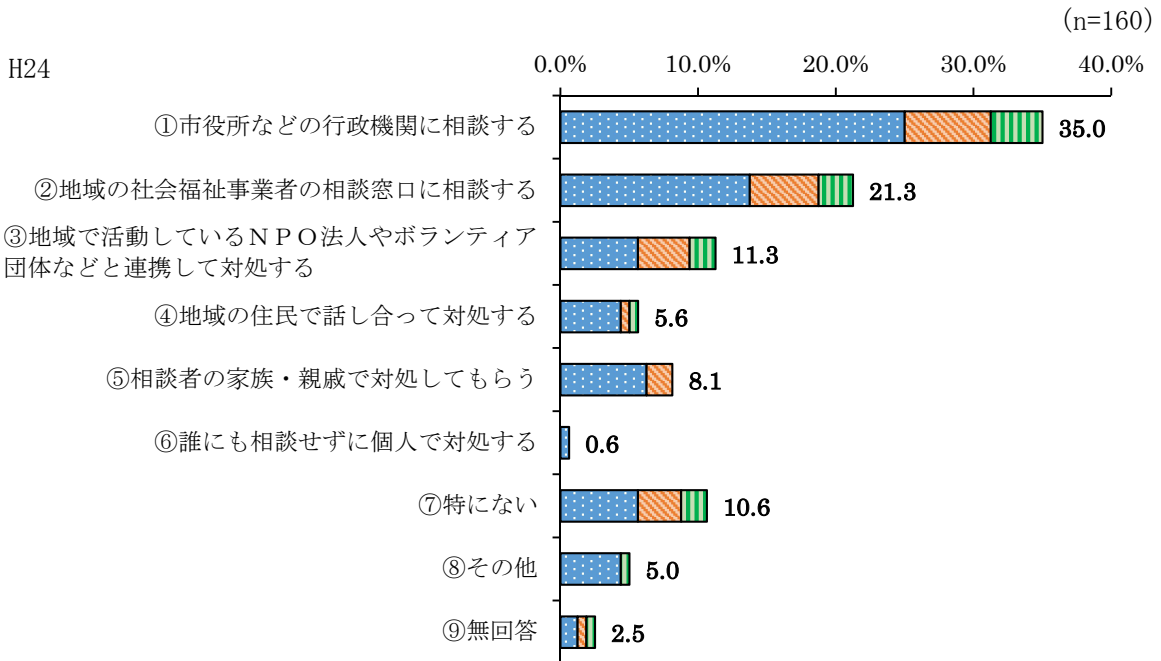
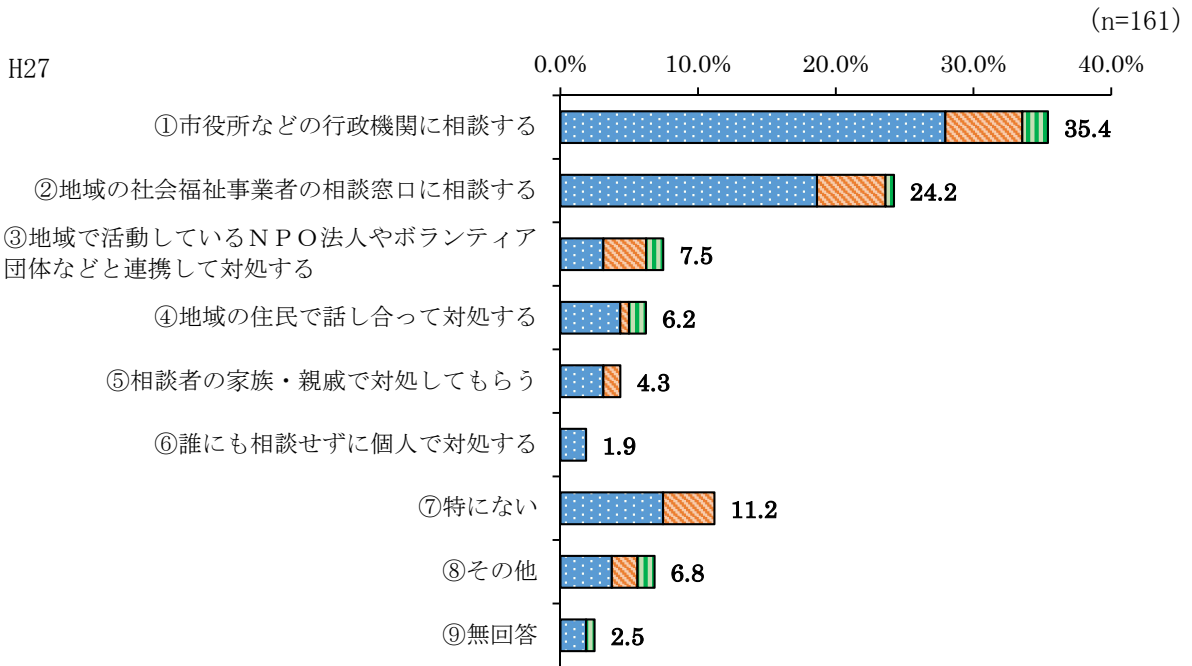


地域住民からの相談内容については、「④子育て・教育に關すること」と回答した割合が 19.3%と最も高く、次いで「⑩特にない」が 13.4%となっています。

前回の調査と比較すると、「④子育て・教育に關すること」と回答した人の割合が増えています。



【問 9】
 貴団体では、地域の住民の方から相談を受けた場合、どのように対処していますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

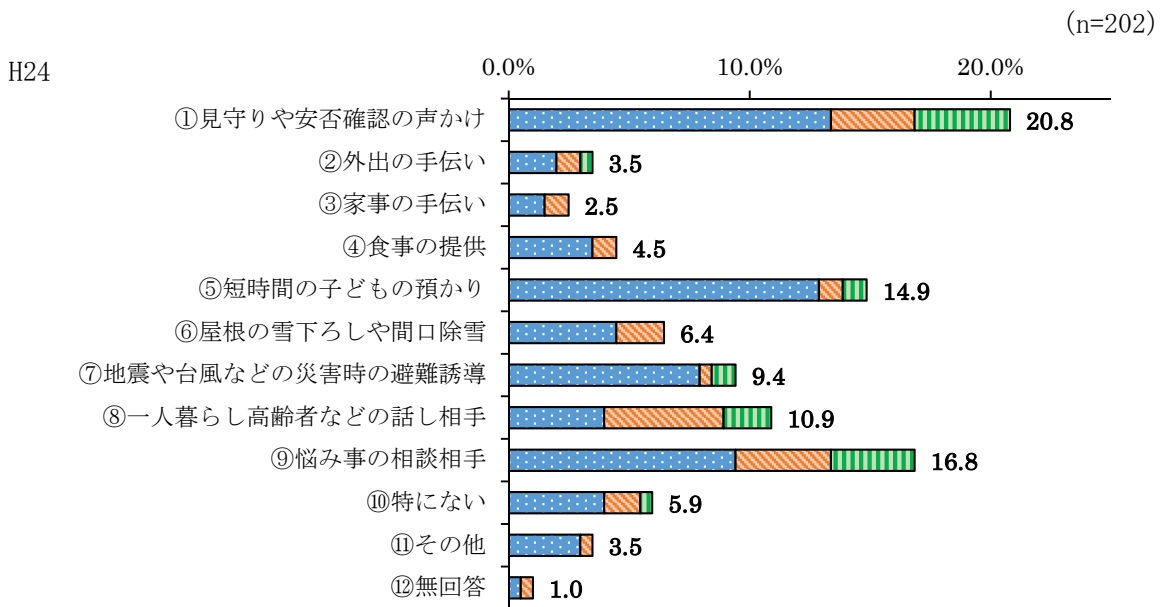
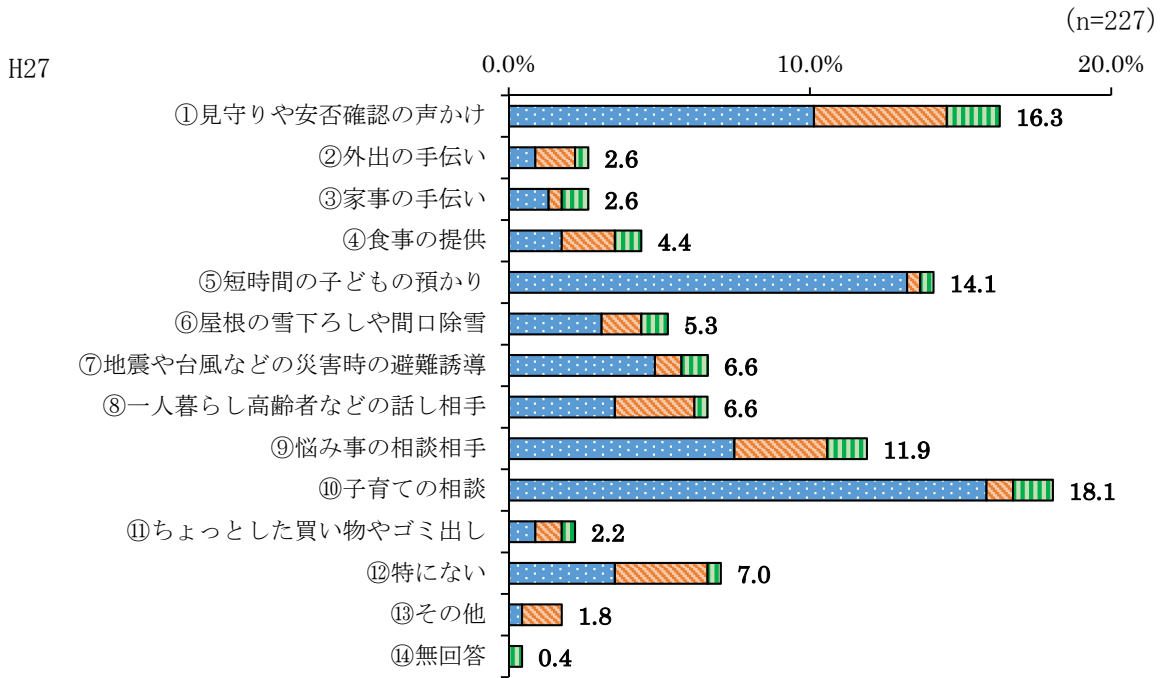


地域住民からの相談の対処については、「①市役所などの行政機関に相談する」と回答した割合が 35.4%と最も高く、次いで「②地域の社会福祉事業者の相談窓口相談する」が 24.2%となっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果ですが、地域の社会福祉事業者の相談窓口へ相談し対処してもらうという回答の割合が増えています。

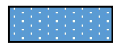


【問 10】
 近所に、日々の生活において、支援を必要としている人がいた場合、あなたはどのような手助けができますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



どのような手助けができるかについては、「⑩子育ての相談」と回答した割合が18.1%と最も高く、次いで「①見守りや安否確認の声かけ」が16.3%となっています。

前回の調査と比較すると、新たに追加した項目である子育ての相談に関する手助けができるという社会福祉法人の回答が多いことがうかがえます。



社会福祉法人



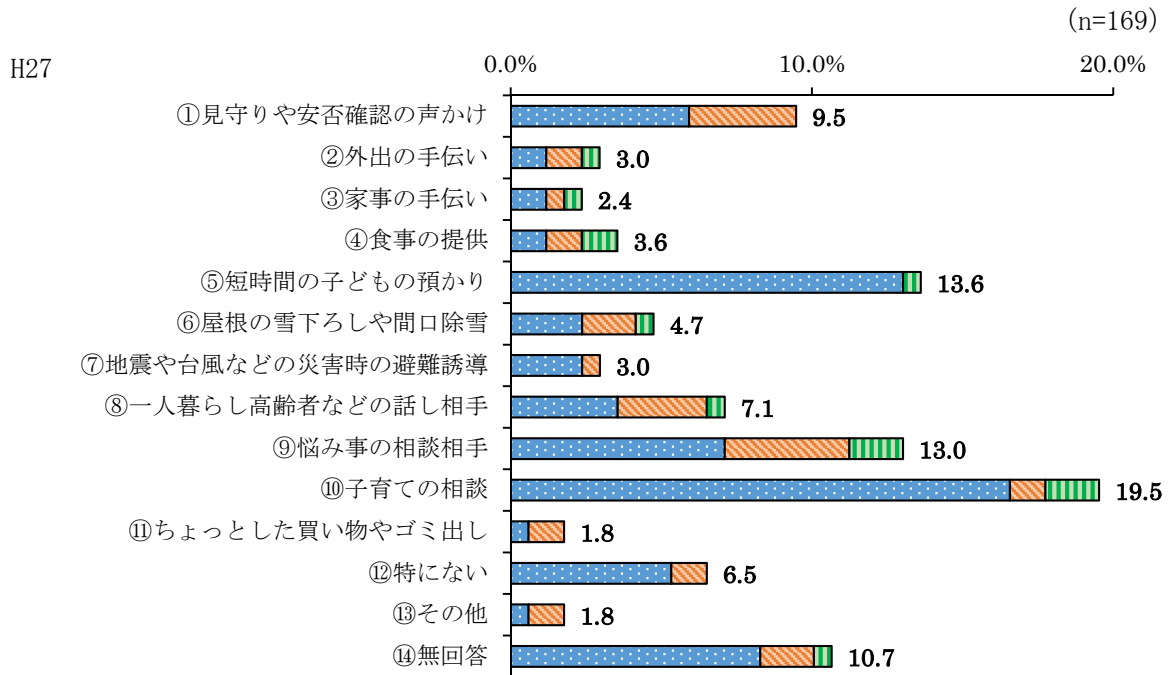
NPO 法人



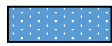
ボランティア団体

【問 11】

問 10 で近所の方に手助けが可能と答えた項目のうち、貴団体が実際に行っている手助けはどのようなものがありますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



実際に行っている手助けについては、「⑩子育ての相談」と回答した割合が19.5%と最も高く、次いで「⑤短時間の子どもの預かり」が13.6%となっています。「⑨悩みごとの相談相手」の割合もやや高くなっています。(今回初調査)



社会福祉法人



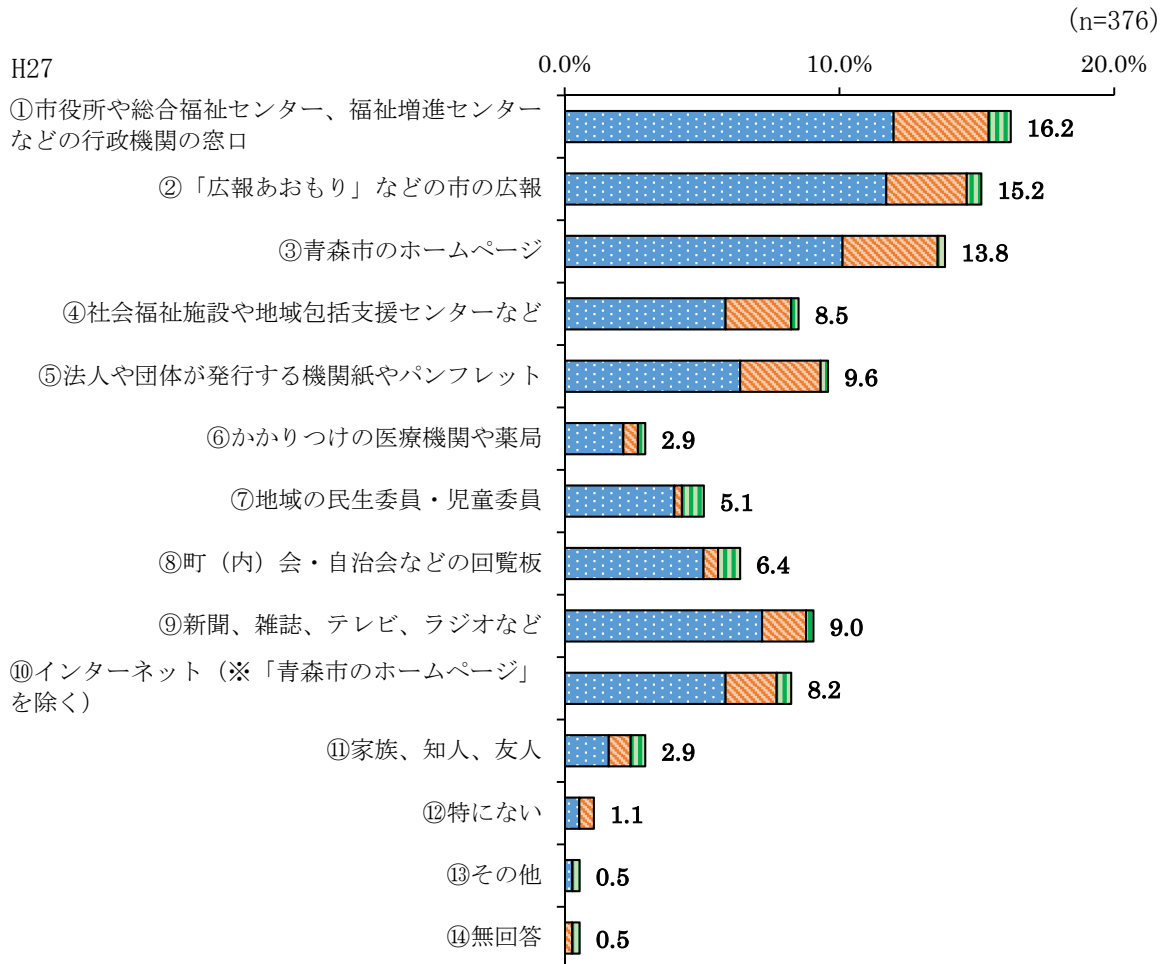
NPO 法人

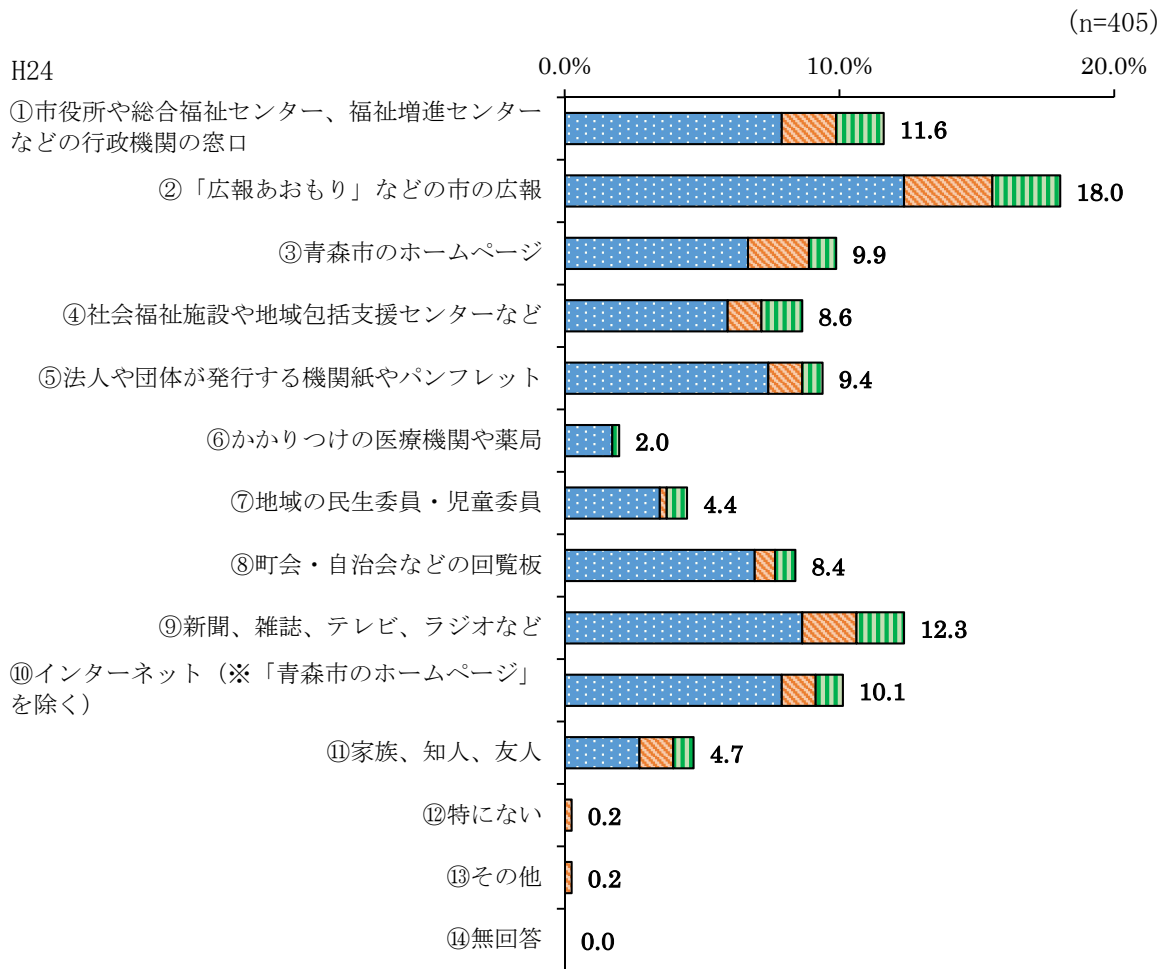


ボランティア団体

【問 12】

あなたは、福祉サービスに関する情報をどのようにして入手していますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)





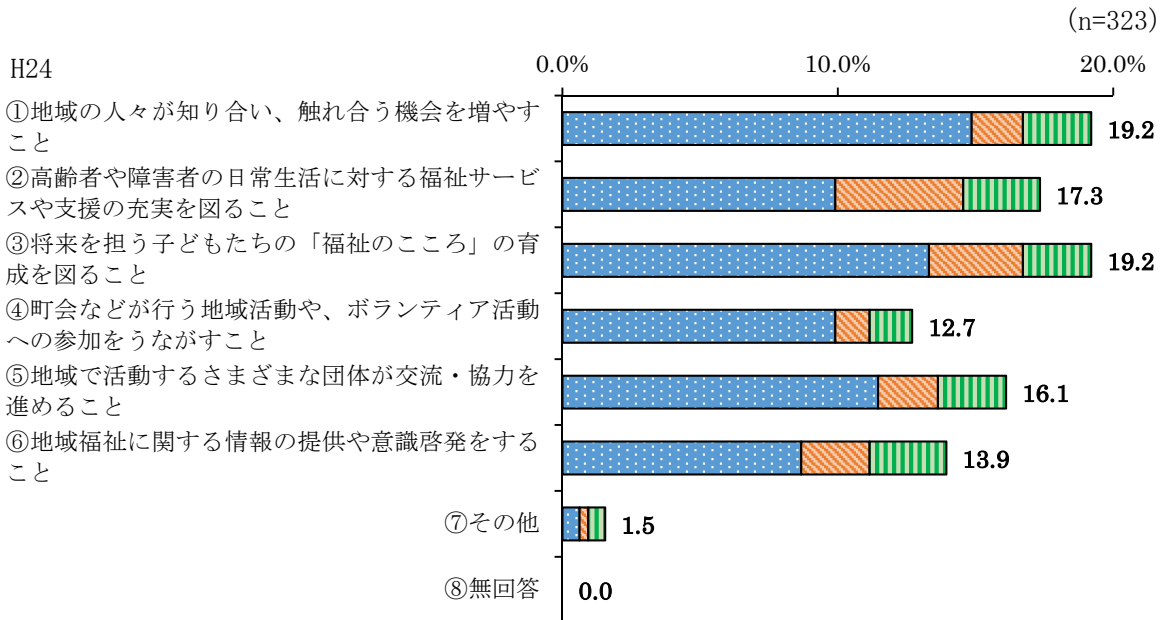
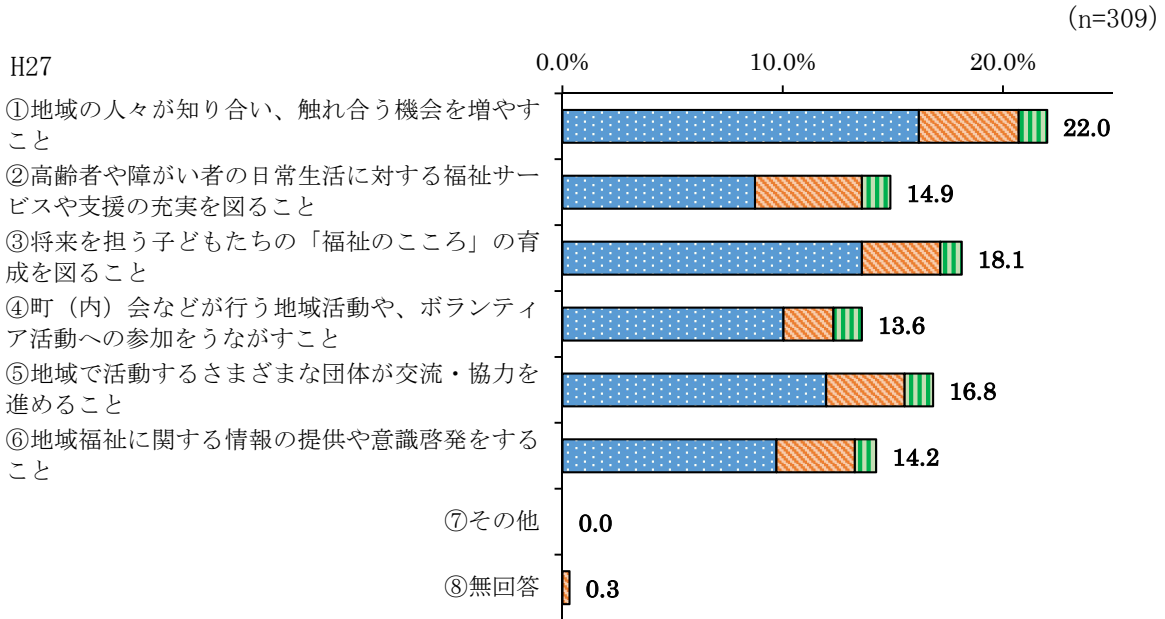
福祉サービス情報をどのように入手しているかについては、「①行政機関の窓口」と回答した割合が16.2%と最も高く、次いで「②市の広報」が15.2%となっているほか、「③市のホームページ」の割合もやや高くなっています。

前回の調査と比較すると、市の広報や新聞、雑誌、テレビ、ラジオの割合が減少し、行政機関の窓口や市のホームページの割合が増加しています。



《Ⅱ. 地域福祉に関するあなたの考えについて》

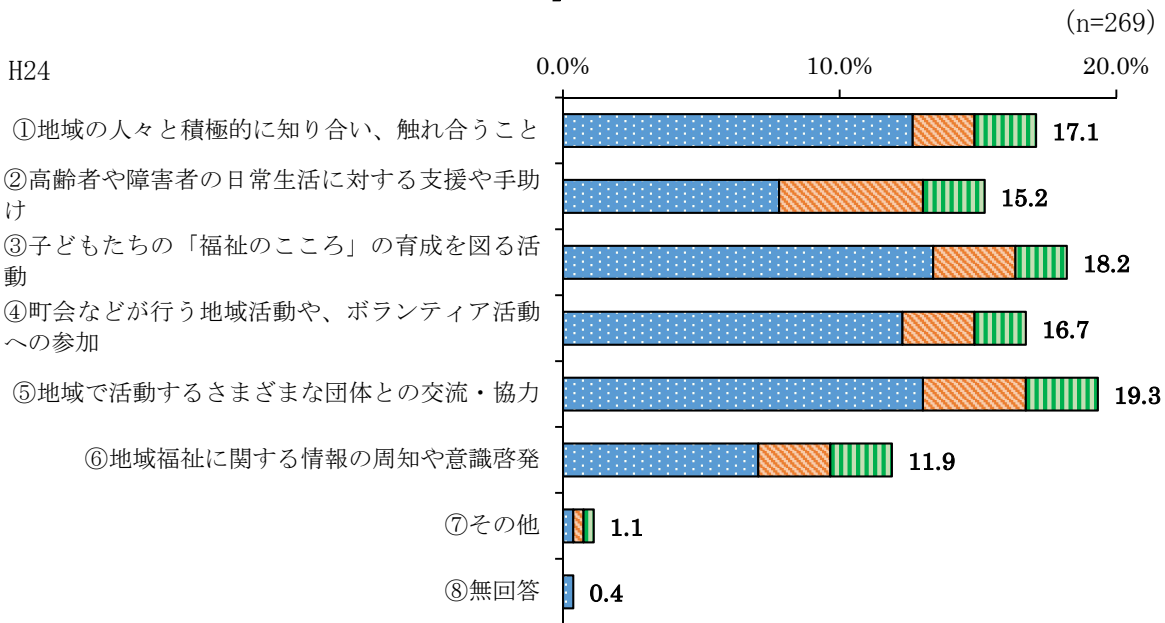
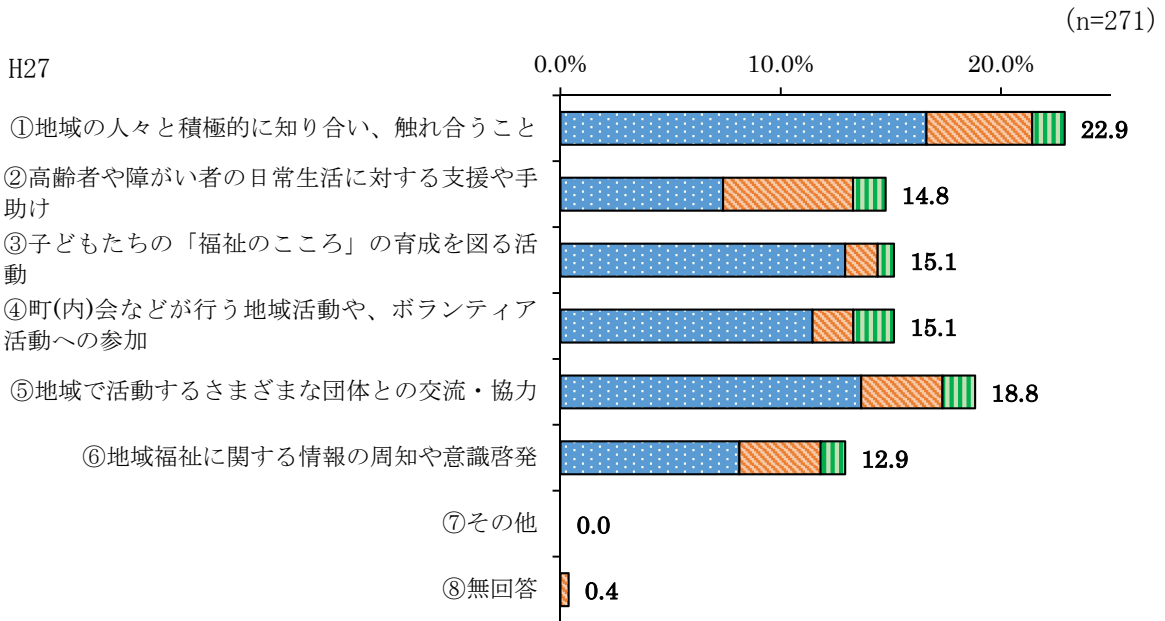
【問 13】
 誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体は、どのような取組みが必要であると考えますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)



誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるためにできる取組については、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が 22.0%と最も高く、次いで「③将来を担う子どもたちの「福祉のこころ」の育成を図ること」が 18.1%となっています。前回の調査と比較すると地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことと回答した割合が増加しています。

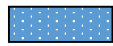


【問 14】
 誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体は、どのようなことができますか。該当するもの全てに○をつけてください。
 (複数回答)



誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるためにできる取組については、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が 22.9%と最も高く、次いで「⑤地域で活動するさまざまな団体との交流・協力」が 18.8%となっています。

前回の調査と比較すると、地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことと回答した人の割合が増えています。



社会福祉法人



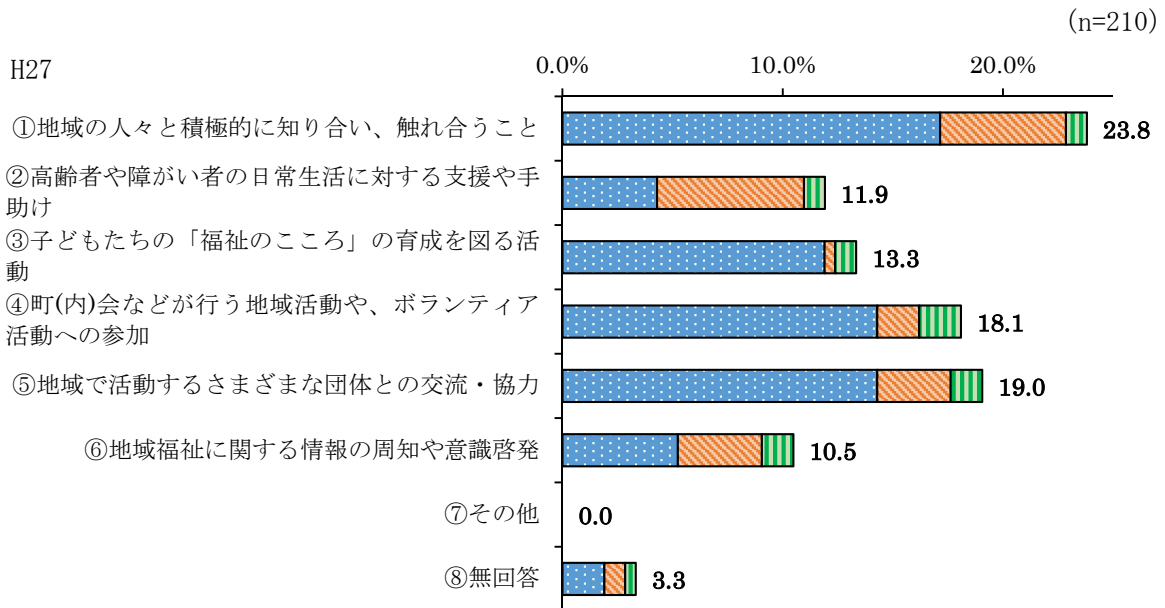
NPO 法人



ボランティア団体

【問 15】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、貴団体が実際に行っていることは何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。
(複数回答)

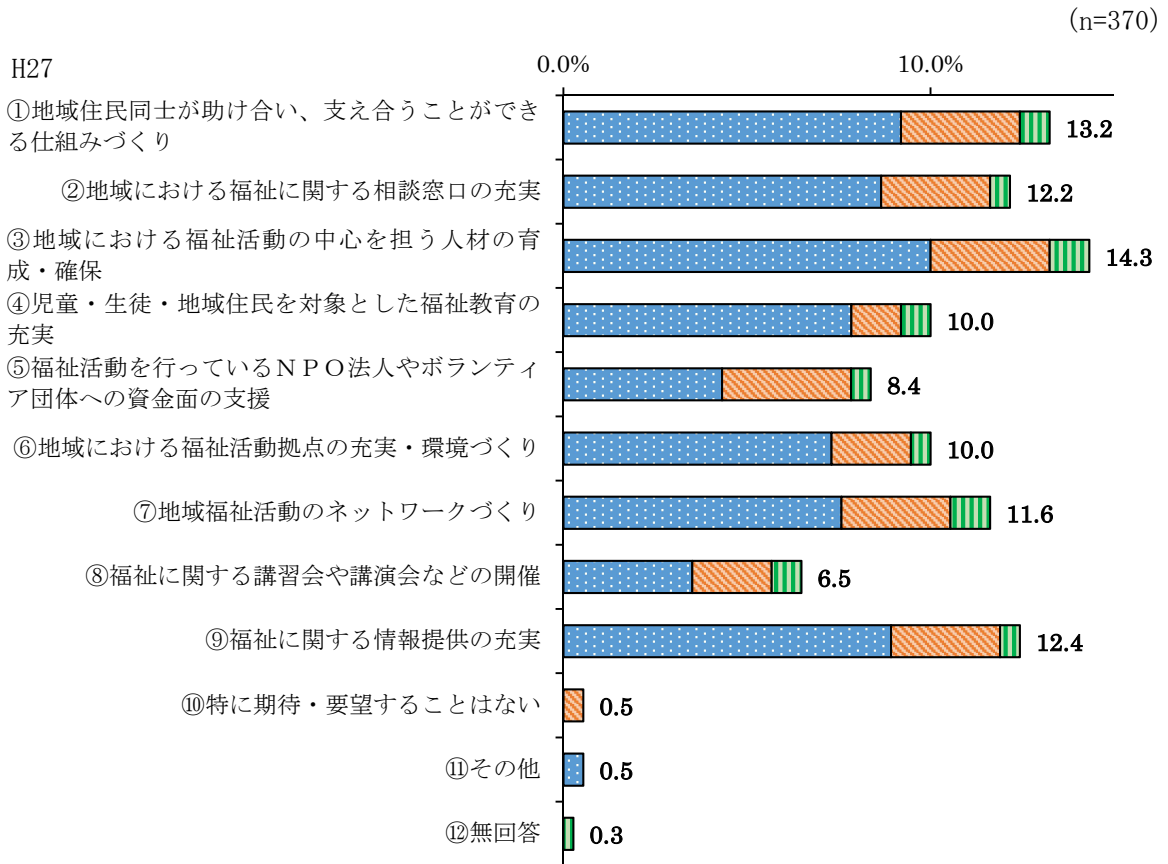


誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために実際に行っている取組については、「①地域の人々と積極的に知り合い、触れ合うこと」と回答した割合が 23.8%と最も高く、次いで「⑤地域で活動するさまざまな団体との交流・協力」が 19.0%となっています。

「④町(内)会などが行う地域活動や、ボランティア活動への参加」の回答の割合も高くなっています (今回初調査)。

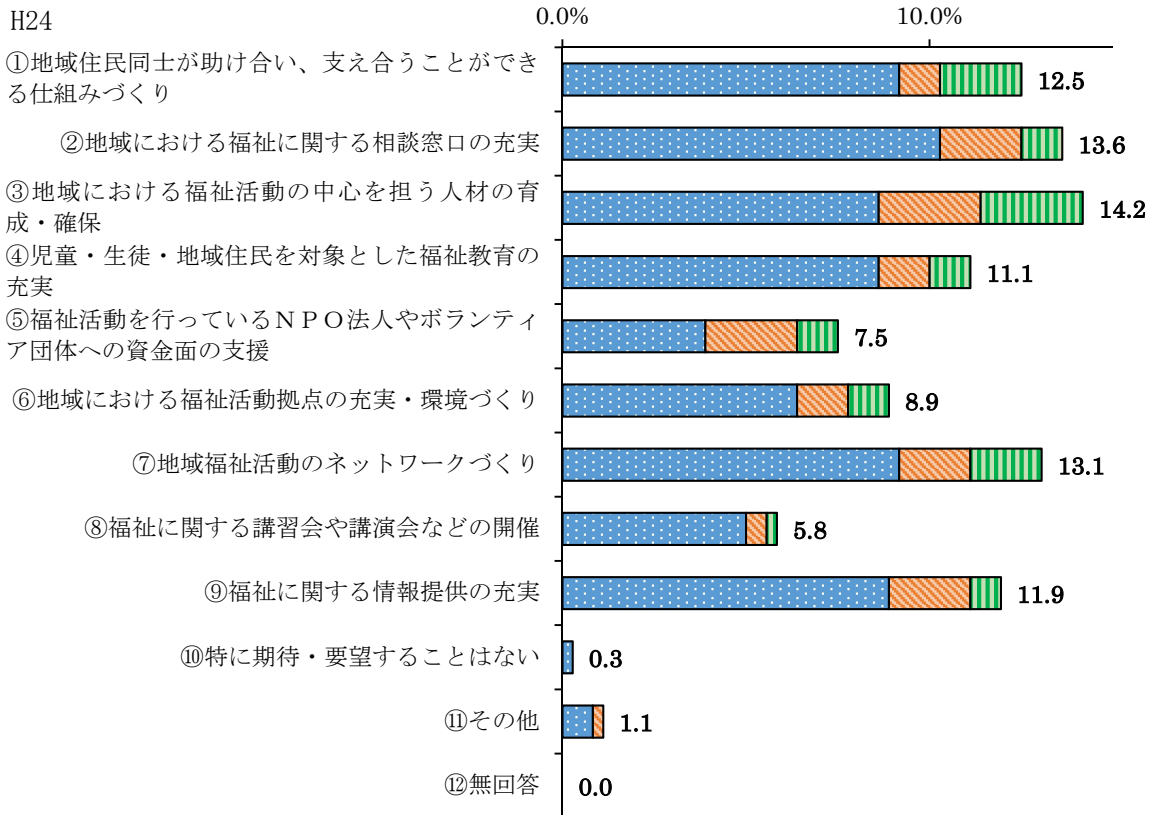


【問 16】
 あなたは、地域福祉を進める上で、行政にどのようなことを期待・要望しますか。該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)





(n=360)



地域福祉を進める上で行政に期待・要望することについては、「③地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」と回答した割合が14.3%と最も高く、次いで「①地域住民同士が助け合い、支え合うこと」が13.2%となっています。また、「⑨福祉に関する情報提供の充実」の割合も高くなっています。

前回の調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。



【問 17】

誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために、あなたの地域のこういうところを良くすれば、地域がもっと住みやすくなるといった点など、地域福祉に関するにご意見、ご要望がありましたら、ご記入ください。(自由記載)

(掲載省略)

詳細については、ホームページ及び福祉政策課において閲覧することができます。

3 策定資料

(1) 策定経過

年 月 日	事 項
平成 26 年 12 月 24 日	平成 26 年度第 9 回定例庁議にて地域福祉計画策定決定
平成 27 年 4 月 15 日～ 平成 27 年 5 月 8 日	青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会臨時委員の公募実施
平成 27 年 5 月 20 日	民生環境常任委員協議会へ（仮称）青森市地域福祉計画の策定について報告
平成 27 年 5 月 21 日	第 1 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催
平成 27 年 6 月 5 日～ 平成 27 年 7 月 12 日	アンケート調査実施
平成 27 年 8 月 20 日	第 2 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催
平成 27 年 11 月 17 日	第 3 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催
平成 27 年 11 月 30 日	平成 27 年度第 8 回臨時庁議にて（仮称）青森市地域福祉計画（素案）決定
平成 27 年 12 月 9 日	民生環境常任委員会へ（仮称）青森市地域福祉計画（素案）報告
平成 27 年 12 月 15 日～ 平成 28 年 1 月 14 日	わたしの意見提案制度（パブリックコメント）実施
平成 27 年 12 月 18 日	浪岡自治区地域協議会へ計画素案について意見聴取
平成 28 年 2 月 19 日	第 4 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催
平成 28 年 3 月 24 日	平成 27 年度第 12 回定例庁議にて青森市地域福祉計画決定
平成 28 年 4 月 21 日	民生環境常任委員協議会へ青森市地域福祉計画の策定について報告
以下は一部改定の策定経過	
令和 2 年 2 月 13 日	民生環境常任委員協議会へ青森市地域福祉計画の一部改定について報告
令和 2 年 8 月 18 日	令和 2 年度第 1 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催
令和 3 年 1 月 21 日	民生環境常任委員協議会へ青森市地域福祉計画の一部改定報告
令和 3 年 2 月 9 日	令和 2 年度第 13 回定例庁議にて青森市地域福祉計画の一部改定決定
令和 3 年 2 月 10 日	民生環境常任委員協議会へ青森市地域福祉計画の一部改定について報告

(2)青森市健康福祉審議会条例（平成十八年六月二十八日 条例第四十三号）

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項の特例）

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

- 2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとする。

（組織）

第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

（任期等）

第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

（委員長の職務の代理）

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)

に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

- 3 青森市費用弁償条例(平成十七年青森市条例第五十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二六年九月条例第三五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。ただし、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議(幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(3)青森市健康福祉審議会規則（平成十八年九月十九日 規則第八十号）

（趣旨）

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会）

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - 二 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
 - 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
 - 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
 - 六 地域福祉専門分科会 地域福祉（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条に規定する地域福祉をいう。）の推進に関する事項
- 2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会の会議等）

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあっては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（部会）

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
 - 三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(部会の会議等)

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(庶務)

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、福祉部において処理する。ただし、地域保健専門分科会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月規則第九号）

(施行期日)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月規則第一一号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月規則第一三号）

(施行期日)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月規則第一八号）抄

(施行期日)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(4)青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属団体・役職名	備考
秋元 武磨	社会福祉法人青森市社会福祉協議会 常務理事	委嘱期間 H27. 10. 19 まで
出雲 祐二	公立大学法人青森県立保健大学健康科学部 教授	専門分科会長
蛭名 篤	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 理事	委嘱期間 H27. 10. 20 から
大村 育子	青森市私立幼稚園協会 副会長	
加川 幸男	青森市町会連合会 会長	
風晴 賢治	一般社団法人青森県介護福祉士会 会長	委嘱期間 H27. 10. 19 まで
河合 敏雄	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 副会長	委嘱期間 H27. 10. 19 まで
桐原 郁子	青森市精神保健家族会 会計	委嘱期間 H27. 10. 20 から
工藤 昭	青森市民生委員児童委員協議会 会長	
坂本 浩司	青森市P T A連合会 事務局長	委嘱期間 H27. 6. 18 から
佐藤 秀樹	青森市保育連合会 会長	
杉本 正	社会福祉法人青森市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	委嘱期間 H27. 10. 20 から
千葉 金作	青森市精神保健家族会 会長	委嘱期間 H27. 10. 19 まで
前田 保	青森市身体障害者福祉連合会 会員 (青森市身体障害者福祉会 名誉会長)	
三浦 裕	青森県社会福祉法人経営者協議会 理事	専門分科会長 職務代理者
道川 晋司	青森市P T A連合会 顧問	委嘱期間 H27. 6. 17 まで
村上 秀一	青森市地域包括支援センター連絡会 会長	
安井 眞木子	一般社団法人青森県介護福祉士会 事務局長	委嘱期間 H27. 10. 20 から
山内 了介	青森市浪岡地区老人クラブ連合会 会長	
田中 高央 (臨時委員)	公募委員	
藤田 三夫 (臨時委員)	公募委員	

注:所属団体・役職名は、委嘱期間における最終分科会開催時点

令和2年度

(五十音順)

氏名	所属団体・役職名	備考
浅利 義弘	青森市身体障害者福祉連合会 理事	
天内 勇	青森市浪岡地区老人クラブ連合会 会長	
工藤 勝顕	青森市PTA連合会 副会長	委嘱期間 R2.7.31 から
工藤 功篤	青森市精神保健家族会 会長	
工藤 志穂	青森市私立幼稚園協会 理事	
児玉 寛子	公立大学法人青森県立保健大学健康科学部 教授	専門分科会長
今 一志	青森市保育連合会 会長	
齊藤 裕一郎	青森市町会連合会 会長	委嘱期間 R2.7.31 から
鹿内 由記子	青森市民生委員児童委員協議会 会長	
杉本 正	社会福祉法人青森市社会福祉協議会 常務理事	
鳥山 夏子	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 会長	
三浦 裕	青森県社会福祉法人経営者協議会 理事	専門分科会長 職務代理者
村上 秀一	青森市地域包括支援センター連絡会 会長	
安井 眞木子	一般社団法人青森県介護福祉士会 事務局長	

4 用語解説(50音順)

あおり親子はぐくみプラザ

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、令和2年4月に元気プラザ内に設置した青森市版ネウボラ（フィンランドの妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと）のこと。母子保健サービスと子育て支援サービスをワンストップで行っている。

青森市子どもの権利条例

「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成24年12月に制定した条例。

青森市障がい者虐待防止センター

障がいのある方への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある方の保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。

青森市障害者自立支援協議会

障がいのある方等への支援体制の整備を図るため、障がいのある方が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う場。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとした人口千人に対する年間の出生数の割合。

子どもの権利条約

世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、1989年(平成元年)に国際連合において採択され、我が国は、1994年(平成6年)に批准している。

コーディネート

物事を調整し全体をまとめること。または、つなぐ役割のこと。

支え合い会議

地域内の福祉関係者等が集まり、地域の福祉課題や支え合い体制について協議すること。

障がい者相談員

身体に障がいのある方及び知的障がいのある方本人またはその家族の方などからの相談に、障がい者本人または関係者が対応し、必要な助言・指導を行うとともに、行政機関等のパイプ役として活動している市が委託する相談員のこと。

市民後見人

弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の市民を含めた後見人のこと。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な方を保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

相談支援専門員

障がいのある方への相談支援の業務に従事する者のこと。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

ソーシャル・インクルージョン

誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活するという考え方。社会的包摂、社会的包容。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期(1947年から1949年頃)に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

地域団体

町（内）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体など。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

日常生活自立支援制度

判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により行う各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのこと。

ノーマライゼーション

障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通(ノーマル)な社会であるという考え方のこと。

バリアフリー化

建物の段差等をなくし、手すりを設置することなどにより、高齢者や障がい者等にとって生活の支障となる障害を取り除くこと。

福祉事業者

市社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉事業を行うNPO法人など。

福祉避難所

大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。避難生活が長引くことが想定される場合において、市が必要に応じて開設する。

放課後子ども教室

放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを実施する拠点(居場所)・事業のこと。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。

ボランティア休暇

労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇のこと。「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもある。

まちづくり協議会

市が目指す市民自治によるまちづくりを行うための新たな地域コミュニティであり、地域の知恵と力を結集し、さらなる地域力の向上を目指す、誰もが気軽に参加できる組織のこと。

民生委員・児童委員

地域福祉の推進のため、行政や関係機関と連携しながら、老人福祉・児童福祉・障がい福祉などの福祉に関する相談に応じるほか、援助を必要とする地域住民に対する声かけや見守り、福祉サービスを利用するための情報提供などを行っている。

要介護等認定者

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その状態にあるとすればどの程度か調査を行い、要介護等の認定を受けた方のこと。



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう

- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう

- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう

- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう

- 1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定

青森市地域福祉計画

- 地域支え合いプラン -

～人と人が つながり 支え合い 共に生きる まち～

発行年月日／平成28年3月(計画策定)、令和3年2月(一部改定)

発行／青森市

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-5313(直通)

URL <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

編集／青森市福祉部福祉政策課